

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人橋本勉から平成26年3月31日に監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成26年5月30日

福島県監査委員 小 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

平成26年3月31日

福島県監査委員 小 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

様

包括外部監査人 橋 本 勉 印

平成25年度包括外部監査報告書について

地方自治法第252条の37第5項及び平成25年4月1日付け包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査の結果について別紙のとおり報告します。

平成26年5月30日（金曜日）

福島県報号外第27号別冊

平成25年度 包括外部監査報告書

観光行政に関する財務事務執行及び
事業管理について

平成26年3月

福島県包括外部監査人

橋 本 勉

目 次

第1部 監査概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
(1) 監査のテーマ	1
(2) テーマの選定理由	1
(3) 監査の範囲	1
3 外部監査の対象期間	2
4 外部監査の実施期間	2
5 外部監査の実施体制	2
6 外部監査の方法	2
(1) 監査の要点	2
(2) 主な監査手続	3
7 利害関係	3
第2部 監査対象	4
1 組織機構	4
2 事務分掌	6
3 事業計画	10
4 歳出予算の年度推移	21
(1) 款項目節別	21
(2) 施設別	22
5 歳出決算の年度推移	23
(1) 款項目節別	23
(2) 施設別	24
第3部 監査結果	25
1 観光利用状況調査	25
(1) 概要	25
(2) 全体的状況調査	25
(3) 個別的状況調査	27
① 観光種目別分類	28
i) 自然	28
ii) 歴史・文化	30
iii) 温泉・健康	31
iv) スポーツ・レクリエーション	32
v) 都市型観光－買い物・食等－	33
vi) その他(道の駅等)	34
vii) 行祭事・イベント	35
② 観光圏域別分類	37
i) 中通り	40
ii) 会津	40
iii) 浜通り	40

③ 時期別分類	40
i) 四半期別分類	40
ii) 月別分類	43
④ 観光客利用状況ゼロ地区	45
i) 旧警戒区域等	45
ii) 旧警戒区域等以外の津波被害地区	47
iii) その他地区	48
⑤ 教育旅行	49
⑥ 外国人旅行	50
i) 韓国	50
ii) 中国	50
iii) 台湾	51
iv) 米国	51
2 観光計画調査分析	53
(1) 総合計画	53
① 政策分野別	53
② 地域別	55
③ 計画推進の方法	56
④ 観光関連の主な数値目標のまとめ	56
(2) 復興計画	58
① 重点プロジェクトふくしまの観光交流プロジェクトの項目の内容	58
② 観光関連の数値目標 指標	58
③ 観光関連の地域別取組	59
④ 復興計画の実現方法	61
(3) 商工業振興基本計画	63
(4) 総合計画、復興計画及び商工業振興基本計画の関係	84
(5) 福島復興再生特別措置法に定められた計画	85
① 内閣総理大臣が定める計画	85
② 福島県知事が作成する計画	87
3 監査検証結果	89
(1) 観光関連施設別	89
① 主な観光関連施設	89
i) ふくしま海洋科学館	89
ii) 福島県産業交流館	92
iii) 福島県立美術館	96
iv) 福島県立博物館	99
v) あづま総合運動公園	101
vi) 福島空港	104
② その他の観光関連施設	110
i) 自然の家	110
ii) マリーナ施設	116
iii) プレジャーボート用指定泊地、指定施設	119
iv) 福島県文化センター	132
v) 福島県文化財センター白河館	133

vi) 福島空港公園	135
vii) 逢瀬公園	136
viii) 天鏡閣	138
(2) 観光復興事業別	140
① 委託料関連事業	140
i) 八重の桜のPR関連事業	141
ii) 教育旅行対策関連事業	146
iii) 外国人旅行・コンベンション関係関連事業	147
iv) 定住、二地域居住関連事業	150
v) 観光物産展など振興関連事業	152
vi) 風評被害払拭調査関連事業	153
vii) 観光復興推進（キャンペーン・イベント、TVCM）関連事業	156
viii) 観光パンフレット、チラシ作成関連事業	162
ix) 県産品振興対策関連事業	164
x) アンテナショップ・オンラインショップ関連事業	166
② 補助金関連事業	168
i) 中小企業等復旧・復興支援事業補助金 （空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業）	168
ii) 中小企業等復旧・復興支援事業補助金（工場・店舗等再生支援事業）	171
iii) 福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金	172
iv) 福島県観光有料道路関連補助金	175
v) 二次交通案内多言語化促進事業補助金	177
vi) 宿泊施設等案内多言語化促進事業補助金	178
vii) 福島県スキーエリア誘客緊急対策事業費補助金	179
viii) 観光事業運営費補助金	180
ix) コンベンション等関連補助金	181
(3) 観光交通アクセス・インフラ等に関する課題	184
(4) 観光庁共通基準による観光客入込数統計データ算定上の課題	187
(5) 観光経済波及効果の制度化へ向けた課題	188
(6) 観光振興条例制定へ向けた課題	189
(7) 財政健全化と復興加速化に向けた人事上の課題	190
第4部 都道府県アンケート調査（観光行政に関する事項）回答結果	194

第1部 監査概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

観光行政に関する財務事務執行及び事業管理について

(2) テーマの選定理由

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から既に3年が経過したにもかかわらず、福島県はいまだ復興途上にあり、他の被災県と比較しても復興のスピードは遅く、あらゆる分野で県民生活に深刻な影響が残っている状況にある。

福島県は、他の被災県と異なり、地震被害や津波被害に加え、原発事故被害と風評被害を併せ持つこれら複合的な被害の影響をまともに受け、観光においても福島県観光客入込数が震災前の年間約5,700万人から震災時の平成23年は約2,200万人と激減し、震災前の水準61.6%にまで落ち込み、復興予算施策の効果により震災翌年の平成24年は約900万人の増加は認められるものの、全体としてはいまだ震災前の水準に比較し77.8%と低く、依然として完全復興には至っていない状況にある。観光はありとあらゆる業界の集合体で極めて裾野が広い産業であり、本県地域経済の復興の度合いを計る重要なメルクマールの一つでもある。

このため、福島県が推進する観光行政に関する財務事務の執行及びこれに関連する事業について、その事務事業の執行が本県観光の復興にとり効果的で十分な成果を挙げているか、また、法令等に基づき適正に執行されているか等について検証することにより、県の財政の健全化及び今後の適正な行政運営に資することを監査の目的とする。

(3) 監査の範囲

商工労働部観光交流局が実施する観光関連事業、所管する観光関連施設等を主な監査対象とし、本県が公表している観光客入込数の増減に影響する観光交流局以外が所管する観光関連事業、観光関連施設等の一部も監査の対象とした。

3 外部監査の対象期間

平成 24 年度。なお、必要に応じ平成 23 年度以前及び平成 25 年度も監査の対象とした。

4 外部監査の実施期間

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月まで

5 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公 認 会 計 士	橋 本	勉
同 補 助 者	公 認 会 計 士	今 井	明
同 補 助 者	公 認 会 計 士	佐 藤	成
同 補 助 者	公 認 会 計 士	富 樫	健 一
同 補 助 者	公 認 会 計 士	鈴 木	康 将
同 補 助 者	公 認 会 計 士	齋 藤	健
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	齋 藤	雄 史

6 外部監査の方法

(1) 監査の要点

① 観光行政に関する財務事務の検証

- ・収納事務は適切に行われているか。
- ・補助金に係る事務は適切に行われ、成果が上がっているか。
- ・委託契約等に係る事務は適切に行われ、成果が上がっているか。
- ・財産管理事務は、適切に行われているか。

② 観光施設の災害復旧工事の検証

- ・県有観光施設などの災害復旧工事が適切に行われているか。
- ・観光資源復旧状況の調査は適切に行われているか。

③ 観光交流の促進及び復旧のための各種事業の検証

- ・観光交流の促進のための事業が効果的に行われているか。
- ・風評被害の払拭のための事業が効果的に行われているか。

④ 観光行政に関する計画の検証

- ・福島県の観光復興に関する進捗状況は適切に管理されているか。
- ・復興後のあるべき姿の観光復興計画は総合的かつ長期的に策定されているか。

⑤ 観光行政における費用対効果の算定評価方法の検証

- ・観光統計の管理が適切に行われているか。
- ・経済波及効果の算定方法としてのシステムは適切に整備運用されているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等を入手し、法規準拠性を確かめる。
- ② 担当する部局課などの担当者からのヒアリングを実施する。
- ③ 調査表を送付し、その回答書により事業施設の実施管理運営方針などを確かめる。
- ④ 現場視察を必要に応じ実施する。
- ⑤ 関係書類などの閲覧、分析及び照合を行う。
- ⑥ 全国都道府県へのアンケート調査を実施する。

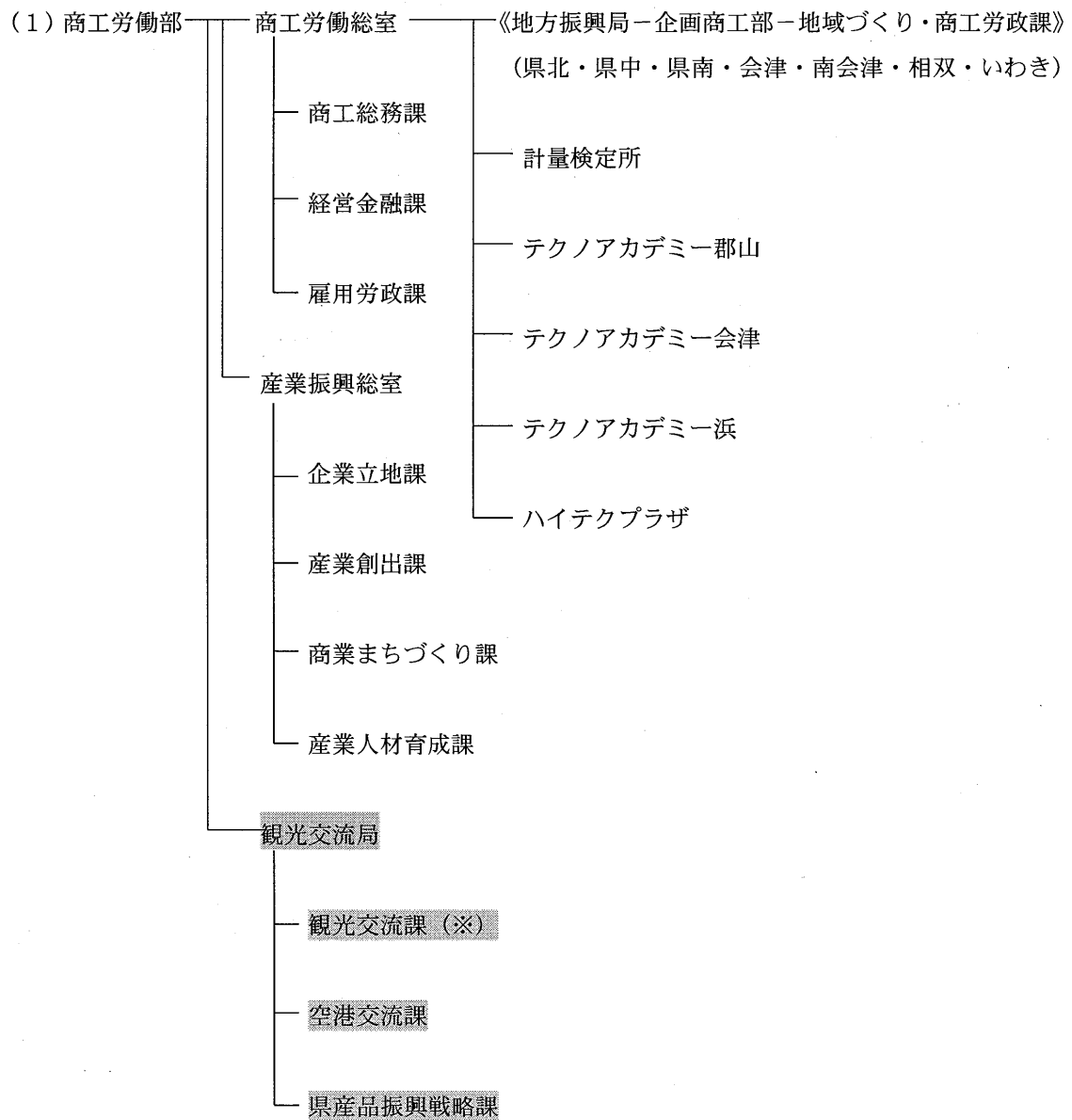
7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

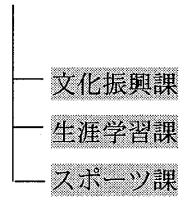
第2部 監査対象

監査対象である観光行政に関する組織機構、事務分掌、事業計画、予算及び決算の概要について以下記載する。

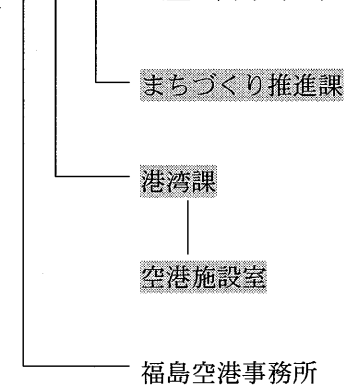
1 組織機構



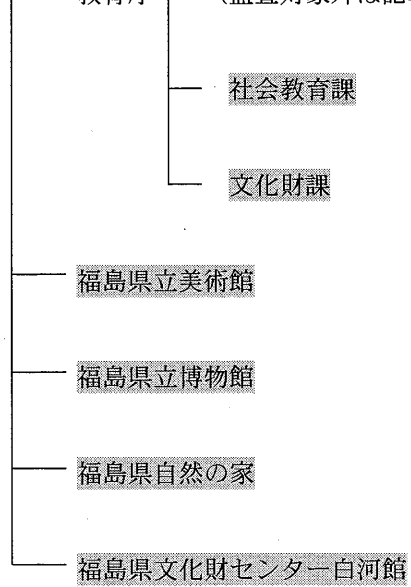
(2) 企画調整部 — 文化スポーツ局



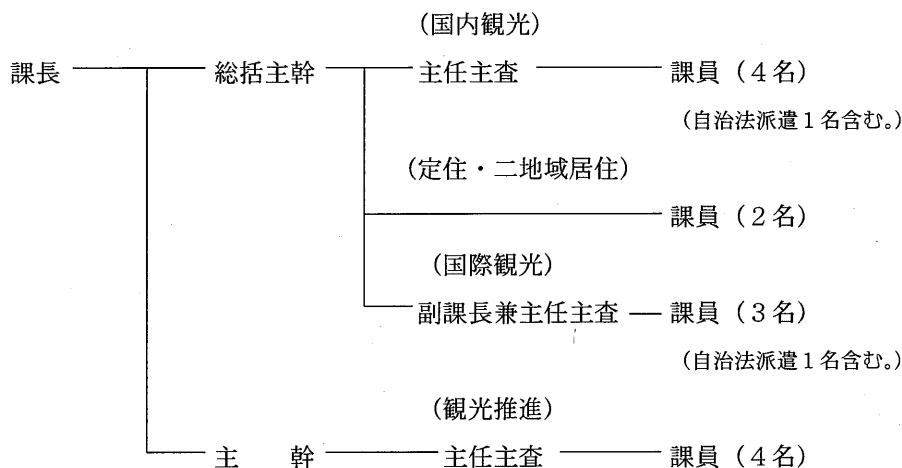
(3) 土木部 (監査対象外は記載省略)



(4) 教育委員会 教育庁 (監査対象外は記載省略)



(※) 観光交流課組織図



注：教育委員会以外の組織機構については、福島県行政組織規則（平成 15 年福島県規則第 24 号）第 3 章本庁機関第 1 節内部組織により記載した。なお、教育委員会の組織機構は福島県教育庁組織規則（平成 20 年福島県規則第 4 号）第 3 条、福島県立美術館条例（昭和 59 年福島県条例第 33 号）第 3 条、福島県立博物館条例（昭和 61 年福島県条例第 30 号）第 3 条、福島県自然の家条例（昭和 50 年福島県条例第 29 号）第 3 条及び福島県文化財センター白河館条例（平成 13 年福島県条例第 43 号）第 3 条により記載した。

主な監査対象部局課は で示す。

2 事務分掌

(1) 商工労働部

観光交流局

① 観光交流課

- ・局内の連絡調整に関すること。
- ・観光に係る総合企画及び調整に関すること。
- ・観光復興キャンペーンの推進に関すること。
- ・県有観光施設の整備及び管理に関すること。
- ・観光誘客及び宣伝に関すること。
- ・教育旅行誘致に関すること。
- ・国際観光に関すること。
- ・広域観光に関すること。
- ・定住・二地域居住の促進に関すること。
- ・グリーン・ツーリズムに関すること。

- ・子ども農山漁村交流プロジェクトに関する事。
- ・旅行業法及び通訳案内士法に関する事。
- ・コンベンション誘致に関する事。
- ・フィルムコミッションに関する事。
- ・福島県産業交流館に関する事。
- ・観光統計情報の取りまとめに関する事。
- ・公益財団法人福島県観光物産交流協会に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ・東北観光推進機構に関する事。

② 空港交流課

- ・空港利活用に係る企画及び調整に関する事。
- ・航空路線の維持・拡充に関する事。
- ・空港の国際化対策に関する事。
- ・福島空港利用促進協議会に関する事。
- ・航空物流の推進に関する事。

③ 県産品振興戦略課

- ・県産品振興の総合企画及び調整に関する事。
- ・県産品の流通促進に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ・地場産業の振興に関する事。
- ・伝統的工芸品の販路の拡大に関する事。
- ・地域産業の6次化に係る流通促進に関する事。

(2) 企画調整部

文化スポーツ局

① 文化振興課

- ・文化行政の総合企画及び調整に関する事。
- ・県民運動及び県民の社会貢献活動に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関する事。
- ・文化の振興に関する事（文化財の保護を除く。）。
- ・著作権に関する事。
- ・福島県文化センターに関する事。

② 生涯学習課

- ・生涯学習の総合企画及び調整に関する事。

- ・生涯学習の推進に関すること。
- ・生涯学習に係る情報の収集、整理及び提供に関すること。
- ・ふくしま海洋科学館に関すること。

③ スポーツ課

- ・スポーツの振興に係る総合企画及び調整に関すること。
- ・生涯スポーツに関すること。
- ・スポーツの競技力向上に関すること。
- ・体育施設（学校の体育施設を除く。）に係る助成に関すること。
- ・県営の体育施設に関すること。

(3) 土木部

① まちづくり推進課

- ・まちづくりに係る調整及び支援に関すること。
- ・土地区画整理事業に関すること。
- ・地方公共団体施行に係る市街地再開発事業又は重要な公共施設の整備を伴う市街地再開発事業に関すること。
- ・都市計画街路事業に関すること。
- ・都市公園に関すること。
- ・都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の施行に関すること。
- ・生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の施行に関すること。
- ・都市災害復旧事業に関すること。
- ・まちづくりに係る復興交付金事業に関すること。

② 港湾課

- ・港湾及び漁港の総合企画及び調整に関すること。
- ・港湾の経営に関すること。
- ・港湾及び漁港の整備計画に関すること。
- ・港湾及び漁港の整備及び管理に関すること。
- ・港湾及び漁港に係る災害復旧事業に関すること。
- ・港湾区域及び漁港区域における海岸の保全に関すること。
- ・港湾区域及び漁港区域における公有水面の埋立てに関すること。
- ・港湾区域及び漁港区域に係る海岸保全区域における砂利採取計画の認可に関すること。

③ 空港施設室

- ・空港の管理に関すること。

- ・空港の計画及び建設に関すること。

(4) 教育委員会

① 社会教育課

- ・社会教育に関すること。
- ・学校教育及び社会教育相互に連携する施策の推進に関すること。
- ・社会教育関係団体、社会教育指導者等に関すること。
- ・社会教育施設に関すること。
- ・家庭教育の支援に関すること。
- ・社会教育主事の認定に関すること。
- ・社会教育委員に関すること。
- ・福島県立図書館、福島県立美術館、福島県立博物館及び福島県自然の家に関すること。
- ・中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- ・ユネスコ活動に関すること。

② 文化財課

- ・文化財の保存及び活用に関すること。
- ・文化財保護審議会に関すること。
- ・文化財の保管等に関する施設の整備に関すること。
- ・銃砲刀剣類の登録に関すること。
- ・福島県文化財センター白河館に関すること。

福島県立美術館

- ・美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- ・美術に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ・美術に関する講演会、講習会、映写会及び研究会等を開催すること。
- ・前3号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

福島県立博物館

- ・歴史、考古、民俗、美術工芸、自然等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム及びレコード等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- ・博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ・博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。

- ・博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- ・前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

福島県自然の家

- ・青少年及び青少年の育成関係者の研修に関すること。
- ・青少年の団体、青少年の育成関係団体等の自主的な集団研修活動の指導に関すること。
- ・青少年の教育に関する調査研究に関すること。
- ・体験活動の実施に関すること。
- ・自然の家の施設及び附属設備の利用に関すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

福島県文化財センター白河館

- ・考古資料の保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示に関すること。
- ・文化財に関する講演会、講習会等の開催に関すること。
- ・文化財等を活用した体験学習の実施に関すること。
- ・文化財に関する情報の収集及び提供に関すること。
- ・文化財に関する調査、研究を担当する市町村等の職員の研修に関すること。
- ・考古資料の保管及び文化財の活用に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(注) 教育委員会以外の事務分掌については、福島県行政組織規則（平成 15 年規則第 24 号）第 3 章本庁機関第 2 節分掌事務により記載した。

3 事業計画

平成 24 年度観光交流局の実施する観光に関連する主な事業計画を抜粋すると以下のとおりである。なお、平成 25 年度新たに実施する事業計画は注記して記載した。

(1) 観光費

事業名	予算額 (千円)	内 容
(新) 観光復興キャンペーン事業	394,541	1 大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業 大河ドラマ「八重の桜」放映の好機を活かした観光誘客のため、中核となるドラマ館の設置を支援するとともに、県外へのプロモーションを行う。 2 観光有料道路3ライン無料開放事業 観光団体等と連携し、広域的な誘客を促進するため、観光有料道路を無料開放する。 期間: 4月(再開通)～11月(冬季閉鎖) 3 スキーエリア誘客緊急対策事業 スキー人口増加の鍵を握る 20～22 歳を対象にリフト代無料化を行うスキー場に対し、費用の一部を補助する。 補助率: 1/4以内 4 コンベンション誘致事業 地域への経済波及効果の大きいコンベンションの誘致を図るため、主催者に対し開催費用の一部を補助する。 5 旅行エージェント対策事業 本県の正しい情報を伝え、旅行商品の造成を促進するため、旅行会社の職員を本県に招へいする。 6 観光キャンペーン委員会事務費 県観光復興キャンペーン委員会の運営に関する事務費 (注) 平成 25 年度新規事業 ・日本一の観光地づくり事業 日本一の観光地づくりを目指し、新たな魅力づくりやおもてなしの質の向上を図る。 ・県内周遊観光魅力づくり推進事業 大河ドラマ放映後を見据え、周遊イベントやモニターツアーを実施する。 ・デスティネーションキャンペーン推進事業 平成 27 年の実施に向け、パンフレット作成等を行う。 ・観光素材総合プロモーション誘客事業 本県の観光素材をいかした新たな旅行商品の造成に向け、プロモーションや検証等を行う。

観光施設管理事業	94,343	県有観光施設の管理経費 1 県有観光施設管理運営委託 (1) 委託先 公益財団法人福島県観光物産交流協会 (2) 委託施設 浄土平レストハウス、浄土平公衆トイレ・浄化槽施設（以上福島市）、天鏡閣、迎賓館（以上猫苗代町）、くろがね小屋（二本松市） 2 県有観光施設営繕工事 くろがね小屋トイレ改修工事 3 県有観光施設敷地等借上事業 (1) 施設名 浄土平レストハウス及び関連施設 くろがね小屋及び関連施設 (2) 相手先 環境省及び福島森林管理署 4 浄土平集団施設地区運営協議会負担金
観光誘客宣伝事業	67,089	1 一般宣伝事業 広域観光宣伝を強化するためマスコミ等を活用した観光宣伝を積極的に実施し、本県観光のイメージアップと一層の誘客促進を図る。 2 うつくしま観光誘客プロモーション事業負担金 県、市町村及び民間で構成される「うつくしま観光プロモーション推進機構」への負担金を拠出し、官民一体となって、広報宣伝、旅行会社へのセールス活動等を実施し、本県観光を情報発信し、誘客を促進する。 3 空港ビル観光PRコーナー設置事業 本県の空の玄関口である福島空港において、本県の観光を紹介するPRコーナーを設置する。 4 八重洲観光交流館運営事業 本県観光の最大のマーケットである首都圏における現地PR活動の拠点とするため、東京八重洲に観光案内所を設置・運営する。 5 就航先誘客強化特別事業 福島空港の国内就航先からの誘客を促進し、路線の維持拡大により、更なる誘客へ結びつけるため、就航先における認知度向上策としての広報を実施するとともに、誘客の鍵となる旅行会社と連携しながら、旅行商品造成のための支援を行う。

教育旅行誘致促進事業	5,852	1 教育旅行誘致促進事業 本県の教育旅行を復活させるため、官民一体となった教育旅行誘致キャラバン、校長会等でのPR活動などを通じて、教育旅行の総合的な情報発信を行う。 2 国際教育旅行等誘致促進事業 東アジアを中心とした旅行会社や教育旅行関係者を招へいし、商談会や意見交換会を開催するとともに、教育旅行受入校に対する経費を一部助成する。
「合宿の里ふくしま」推進事業	3,998	官民一体となった合宿誘致キャラバンを行うとともに、合宿実施校に対する交通費相当分を一部助成するなど、全県的な合宿誘致活動を実施することにより、本県への合宿誘致を促進する。
外国人観光客誘致促進強化事業	28,954	海外との交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、韓国、中国及び台湾等の国や地域のニーズに合わせて効果的な観光客の誘致を図る。
ふくしまグリーン・ツーリズム推進事業	5,925	本県グリーン・ツーリズムを復活させるため、受入団体や関係機関等と地域の取組や食の安全などの情報の共有や発信に取り組む。また、風評被害を払拭し体験交流を促進するための受入体制整備の支援を行う。
観光事業事務経費	16,193	1 観光事業経費 2 旅行業等登録事務指導費 3 観光関係団体負担金 (1) 公益社団法人日本観光振興協会負担金 (2) 公益社団法人日本観光振興協会システム事業負担金 (3) 福島県山岳遭難対策協議会負担金 4 県外事務所観光事業事務経費
観光客動態調査事業	3,035	県内観光ポイントにおいて、アンケート調査及び集計を行い、観光客の動態を分析する。 また、現在の集計・分析と並行して、全国観光客数統計統一基準による集計分析に必要な推計パラメータを算出する。

公益財団法人福島県観光物産交流協会事業	68,669	本県の観光・物産振興の中核的な実施機関である公益財団法人福島県観光物産交流協会に補助し、本県の認知度を高め、地域経済の持続的発展を実現していくためのリーディング産業である観光及び物産の振興に一体的に取り組む。 1 公益財団法人福島県観光物産交流協会事業等補助事業 公益財団法人福島県観光物産交流協会に対する人件費及び管理費を補助し、事業活動の充実を図る。 2 観光地さわやかトイレ普及事業資金貸付金事業 本県観光地のイメージアップを図るため、市町村等からの委託により、公益財団法人福島県観光物産交流協会が行う観光地公衆トイレ整備促進のため必要な資金の貸付を行う。 (1) 貸付金の名称 うつくしま、ふくしま観光地さわやかトイレ普及事業資金貸付金 (2) 貸付先 公益財団法人福島県観光物産交流協会 (3) 貸付利率 年利1% (4) 返済方法 単年度返済（年度末一括返済） (5) 貸付対象 協会が市町村等から受託して行う「さわやかトイレ建設受託事業」に係る経費
広域観光推進事業	18,809	1 東北観光推進機構事業 本県の認知度の向上と観光客誘客の拡大を図るため、東北6県と新潟県が連携し、民間と一体となって戦略的に国内外に「観光東北」ブランドを発信し、新たな広域観光ルートの開発や東北全体の認知度向上を図る東北観光推進機構に負担金を支出する。 2 栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会事業 栃木、福島、宮城及び山形の4県が共同で策定した「外客来訪促進計画」に基づき、外国人観光客の誘致を促進することにより、国際観光の推進を図るため、栃木・南東北国際観光推進協議会が行う事業に対し負担金を支出する。

		3 国際観光振興機構海外宣伝事業 独立行政法人国際観光振興機構に対し、負担金を支出する。 4 北関東磐越五県広域観光推進協議会事業 福島、栃木、茨城、群馬及び新潟の「5 県知事会議」における合意に基づき、外国人観光客の誘致をテーマとし、「産業観光」を切り口とした韓国・中国からの外国人観光客の招致を目的とした事業に対して、負担金を支出する。
--	--	--

注：平成 25 年度新規事業の追加分

事業名	予算額（千円）	内 容
福島県教育旅行再生事業	75,638	本県教育旅行の再生を図るため、新たに「震災を経験した福島だからできる教育旅行プログラム」の発掘及び開発を進めるとともに、教育旅行関係者や保護者、生徒に一度来てもらい、“ふくしまの今”を理解いただく取組を進める。
子ども「ふるさと福島」魅力発掘プロジェクト事業	30,684	東日本大震災に伴う原子力災害により、「福島」というだけで旅行先として敬遠されるなど、次代を担う子どもたちが、ややもすれば福島への誇りと自信を失いかけてしまう。このため、震災後改めて地域の魅力や素晴らしさを再発見し、本県の子ども達が新たな観光資源を発掘し磨き上げていく取組を推進することにより、「ふるさと福島」への愛情を醸成する。

海外風評対策事業	158,431	1 主要市場（韓国、中国及び台湾）プロモーション強化事業 ・韓国、中国及び台湾を重点市場と位置付け、それぞれの旅行ニーズに合ったプロモーションを展開 ・3市場からのインバウンドチャーター便に対して補助を実施 2 福島県風評対策観光情報発信事業 ・主な観光地の空間放射線や食の安全体制等の情報発信及び放射線専門家によるセミナー開催 3 外国人観光客受入体制促進事業 上記取組と合わせ、外国人観光客の受入体制を充実強化することで、外国人観光客の満足度を高めるとともに、本県へのリピーター化を促進する。 ・福島特例通訳案内士育成・活用事業 ・銀聯（ぎんれん）及びクレジットカード端末導入促進による外国人受入満足度向上検証事業 ・F I T向け公共交通・レンタカー、観光・宿泊施設が連携したエリア一括多言語化表記促進・検証事業
----------	---------	--

（２）地域振興費

事業名	予算額（千円）	内 容
（新）ふくしまふるさと暮らし復興推進事業	27,227	本県への愛着や興味が高い方に対し、ふくしまファンクラブや東京銀座の相談窓口の運営などにより、正しい情報の発信を行うとともに、本県の安全性をアピールする。また、市町村等との連携により、避難者も含めて交流人口を拡大させ、定住・二地域居住につなげていく。
ふくしま再生交流推進プロジェクト	30,718	復興キャンペーンの一つとして、元気なふくしまをアピールするとともに、首都圏に避難している方の交流の場として交流イベントを開催する。

(3) 産業高度化推進費

事業名	予算額(千円)	内 容
産業交流館運営事業	83,896	ビッグバレットふくしまの運営を指定管理者(公益財団法人福島県産業振興センター)に委託し、産業交流館の効率的な利活用を図る。

(4) いきいきふくしま「知恵と工夫のプロジェクト」

事業名	予算額(千円)	内 容
「ふくしまあったか通信」定住、二地域居住メルマガ配信事業	—	福島県への定住・二地域居住に関する情報や、福島県の観光、イベント等に関する情報をメールマガジンにより提供する。
「ふるさと・ふくしまUIターン」情報発信事業	—	福島県への定住・二地域居住に取り組む受入団体や定住実践者とのネットワークを生かして収集した情報を、ホームページにおいて提供する。

(5) 交通物流企画費

事業名	予算額(千円)	内 容
福島空港路線維持拡充事業	58,138	1 路線維持拡充活動事業 航空会社各社への要望活動を実施する。 2 福島空港利便性向上推進事業 航空会社に対する福島空港運航経費支援を行う。 3 航空会社に対するハンドリング経費支援 航空会社に対するハンドリング経費支援を行う。 4 「福島空港に関する有識者会議」開催事業 航空業界の専門家等による有識者会議を開催する。
福島空港機能維持強化支援事業	33,134	1 福島空港給油施設維持管理事業 県有財産である給油施設の維持管理を行う。 2 福島空港小型機用搭乗橋維持管理事業 県有施設である小型機用搭乗橋の維持管理を行う。 3 福島空港アクセス対策事業 リムジンバスや乗合タクシー等に対する運行支援を行う。
福島空港利活用促進対策事業	61,311	1 送客促進広報事業 県内及び栃木県からの利用促進を図るため、TV等での広

		報を実施する。 2 送客促進支援事業 福島空港発着旅行商品の造成・PRに対する支援、団体旅行による福島空港利用に対する支援、イベント等の賞品等として福島空港発着旅行商品を利用する場合の支援を行う。 3 修学旅行支援事業 修学旅行で福島空港を利用する県内及び隣県内の学校に対して旅行費用等に対する支援を行う。 4 利用促進活動事業 福島空港利用促進協議会と連携して利用促進活動を行うとともに、福島空港利用者に対するアンケート調査を実施する。 5 沖縄県交流プログラム推進事業 うつくしま・ちゅらしま交流宣言に基づき、雪だるま親善大使を沖縄県へ派遣する。 6 福島空港にぎわい創出事業 福島空港においてイベント等を開催するなどにより、空港に親しむ機会を提供し、空港に対する理解の促進を図るとともに、人々の集う場として空港を積極的に活用する。
福島空港交流・物流・防災機能強化事業	62,195	1 福島空港基盤強化事業 福島空港を本県産業の再生、発展を支える航空物流の拠点として、また広域的な防災の拠点として活用するため、空港の物流機能や防災機能の強化について、調査及び検討を行う。 2 福島空港航空貨物施設活用促進事業 航空会社施設拡充の検討を進めながら、既存施設の活用促進を図るため、福島空港貨物スペースの利用に対して支援を行う。 3 福島空港国際定期路線再開交流促進支援事業 国際定期路線の再開に向けて航空会社への支援を行うとともに、国際定期路線を活用し市町村等が主体的に行う復興に向けた事業に対して支援を行う。
交通企画事務経費	2,598	1 福島空港周辺整備推進事業経費 2 福島空港利活用対策事務経費

福島空港国際線利用促進事業	13,922	1 C I Q関係機関連携強化事業 国際線の円滑な運航を図るためC I Q関係機関との連携を強化する。 2 国際定期路線利用促進事業 中国及び韓国において航空会社等に対して要望活動を行う。 3 国際空港P R強化事業 ビジネスジェット誘致に向けたP R活動を実施する。 4 国際定期路線乗り継ぎ利用促進対策事業 国際定期路線からの乗り継ぎ旅行商品の利用を促進するため、旅行会社に対する支援を行う。 5 福島空港内に中国語及び韓国語に対応可能な案内人を配置する。 6 福島空港航空物流強化事業 荷主企業や物流事業者への訪問活動を実施することにより、航空貨物利用の掘り起こしを行うとともに、荷主に対する支援を行うことにより、福島空港への誘致を図る。
---------------	--------	--

注：平成25年度新規事業の追加分

事業名	予算額（千円）	内 容
福島空港戦略的復興推進事業	53,983	1 福島空港防災強化モデル構築事業 福島空港を広域的防災拠点としての機能強化を図るため検討会等を開催し、防災モデル空港構築に向けた調査、検討を実施する。 2 福島空港国際定期路線再開交流促進支援事業 国際定期路線再開に対するチャーター便運航支援、再開直後の航空会社に対する運航支援、国際チャーター及び定期路線を利用した交流活動の支援を実施する。 3 国内線就航先大学生交流事業 本県の大学生と関西地域の大学生の相互交流事業を実施する。 4 ふくしま復興応援フライト招致事業 世界唯一の民間アクロバット飛行チーム「ブライトリングジェットチーム」を招致し、本県復興を国内外に広くP Rする。

福島空港国内線復興 推進事業	45,623	福島空港大阪路線利用促進強化特別事業 大阪路線の利用促進を図るため航空会社への委託事業 を行う。
-------------------	--------	--

4 歳出予算の年度推移

(1) 款項目節別

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
観光交流課主管				
商工費 観光費	620,870	1,199,777	1,201,466	1,373,381
内給料	81,107	83,744	76,381	75,688
内職員手当等	63,161	61,022	67,291	64,239
内委託料	156,310	543,587	472,507	602,851
内工事請負費	101,457	45,503	21,878	3,386
内負担金補助金 及び交付金	125,372	391,110	493,251	552,763
産業高度化推進費	99,019	1,455,076	1,084,537	84,657
産業交流館分	95,362	1,451,676	1,084,537	84,657
内委託料	78,537	112,343	116,647	77,762
交通物流企画費	400,452	288,566	371,071	329,195
福島空港分 (人件費以外)	300,018	128,116	279,912	244,563
観光交流課以外				
(1) 土木部主管				
空港費 空港建設費	180,745	16,023	22,384	164,909
内委託料	11,598	15,518	21,508	20,930
内工事請負費	163,413	-	-	110,000
空港管理費	450,349	415,202	443,949	477,202
内委託料	268,889	237,037	249,000	284,210
都市計画費 都市計画総務費	671,702	671,702	671,702	671,702
内あづま総合運動 公園分	549,000	549,000	549,000	549,000
内逢瀬公園分	20,618	20,618	20,618	20,618
内福島空港公園分	102,084	102,084	102,084	102,084
(2) 教育委員会主管				
教育費 美術館費	185,085	164,203	190,937	206,742
内委託料	78,894	75,367	96,484	124,735
教育費 博物館費	308,722	247,733	147,461	164,873
内委託料	50,006	51,396	57,452	66,038
内工事請負費	172,938	109,854	-	2,068
教育費 自然の家費	219,057	200,557	226,492	223,930
内委託料	80,326	105,599	170,033	176,890
内工事請負費	4,410	18,035	-	57,452
教育費 文化財センター費	233,864	238,619	237,192	241,179
内委託料	233,669	238,424	236,997	240,984
(3) 企画調整部主管				
教育費 文化センター費	373,558	1,313,644	1,310,961	293,441
内委託料	231,869	262,820	241,621	224,237
内工事請負費	126,189	1,050,000	1,055,596	51,591
内負担金補助金 及び交付金	15,500	13,950	13,950	13,640
教育費 ふくしま海洋科学館費	548,585	1,909,833	1,718,100	1,017,946
内委託料	444,616	621,332	415,591	375,854
内工事請負費	57,628	1,049,085	1,264,236	604,629
内負担金補助金 及び交付金	35,000	18,234	25,685	25,685
教育費 体育施設	362	362	361	361
あづま総合運動 公園クライミング ウォール分				
内委託料	362	362	361	361

(2) 施設別

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
(1) ふくしま海洋科学館					
教育費	ふくしま海洋科学館費	548,585	1,909,833	1,718,100	1,017,946
	内委託料	444,616	621,332	415,591	375,854
	内工事請負費	57,628	1,049,085	1,264,236	604,629
	内負担金補助金 及び交付金	35,000	18,234	25,685	25,685
(2) 福島県産業交流館					
商工費	産業高度化推進費	99,019	1,455,076	1,084,537	84,657
	産業交流館分	95,362	1,451,676	1,084,537	84,657
	内委託料	78,537	112,343	116,647	77,762
(3) 福島県立美術館					
教育費	美術館費	185,085	164,203	190,937	206,742
	内委託料	78,894	75,367	96,484	124,735
(4) 福島県立博物館					
教育費	博物館費	308,722	247,733	147,461	164,873
	内委託料	50,006	51,396	57,452	66,038
	内工事請負費	172,938	109,854	-	2,068
(5) あづま総合運動公園					
都市計画費	都市計画総務費	549,000	549,000	549,000	549,000
	内委託料	549,000	549,000	549,000	549,000
教育費	体育施設	362	362	361	361
	あづま総合運動 公園クライミング ウォール分				
	内委託料	362	362	361	361
(6) 福島空港					
空港費	空港建設費	180,745	16,023	22,384	164,909
	内委託料	11,598	15,518	21,508	20,930
	内工事請負費	163,413	-	-	110,000
	空港管理費	450,349	415,202	443,949	477,202
	内委託料	268,889	237,037	249,000	284,210
商工費	交通物流企画費	400,452	228,566	371,071	329,195
	内福島空港分 (人件費以外)	300,018	128,116	279,912	244,563
(7) 自然の家					
教育費	自然の家費	219,057	200,557	226,492	223,930
	内委託料	80,326	105,599	170,033	176,890
	内工事請負費	4,410	18,035	-	57,452
(8) マリーナ施設					
土木費	港湾管理費※	2,717	2,717	0	0
	内委託料※	2,714	2,714	0	0
(9) プレジャーボート用指定泊地					
土木費	港湾管理費※	3,175	3,301	1,562	1,096
	内委託料※	3,175	3,301	1,562	1,096
(10) 指定施設					
農林水産費	漁港管理費※	3,402	3,402	631	281
	内委託料※	3,402	3,402	631	281
(11) 福島県文化センター					
教育費	文化センター費	373,558	1,313,644	1,310,961	293,441
	内委託料	231,869	262,820	241,621	224,237
	内工事請負費	126,189	1,050,000	1,055,596	51,591
	内負担金補助金 及び交付金	15,500	13,950	13,950	13,640
(12) 福島県文化財センター白河館					
教育費	文化財センター費	233,864	238,619	237,192	241,179
	内委託料	233,669	238,424	236,997	240,984
(13) 達瀬公園					
都市計画費	都市計画総務費	20,618	20,618	20,618	20,618
	内委託料	20,618	20,618	20,618	20,618
(14) 福島空港公園					
都市計画費	都市計画総務費	102,084	102,084	102,084	102,084
	内委託料	102,084	102,084	102,084	102,084

注：当初予算のうち、港湾課が所管する指定管理施設に関する経費のみを計上している。

5 歳出決算の年度推移

(1) 款項目節別

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
観光交流課主管			
商工費 観光費	569,664	846,537	1,159,042
内給料	81,096	83,733	76,369
内職員手当等	60,106	60,862	66,935
内委託料	141,083	219,458	442,437
内工事請負費	77,676	22,533	21,845
内負担金補助金 及び交付金	124,749	389,536	486,493
産業高度化推進費	96,172	454,677	951,368
産業交流館分	92,741	451,627	951,368
内委託料	76,025	71,885	107,251
交通物流企画費	380,787	210,674	331,047
福島空港分 (人件費以外)	282,090	110,626	239,928
観光交流課以外			
(1) 土木部主管			
空港費 空港建設費	180,577	15,026	22,148
内委託料	11,581	14,536	21,320
内工事請負費	163,303	-	-
空港管理費	444,316	411,437	433,616
内委託料	266,408	235,632	241,501
都市計画費 都市計画総務費	671,702	671,702	671,702
内あづま総合運動 公園分	549,000	549,000	549,000
内逢瀬公園分	20,618	20,618	20,618
内福島空港公園分	102,084	102,084	102,084
(2) 教育委員会主管			
教育費 美術館費	170,222	162,336	183,032
内委託料	77,747	74,483	95,677
教育費 博物館費	189,323	245,385	145,591
内委託料	49,100	51,017	57,437
内工事請負費	61,340	109,854	-
教育費 自然の家費	195,489	196,159	224,601
内委託料	79,296	105,319	169,692
教育費 文化財センター費	233,827	238,585	237,135
内委託料	233,668	238,424	236,975
(3) 企画調整部主管			
教育費 文化センター費	331,258	262,055	1,010,623
内委託料	227,900	262,055	241,621
内工事請負費	87,858	-	756,082
内負担金補助金 及び交付金	15,500	0	12,920
教育費 ふくしま海洋科学館費	521,686	645,653	1,106,311
内委託料	444,615	610,145	407,368
内工事請負費	30,854	8,700	661,826
内負担金補助金 及び交付金	35,000	17,904	25,685
教育費 体育施設費	362	362	361
あづま総合運動 公園クライミング ウォール分			
内委託料	362	362	361

(2) 施設別

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
(1) ふくしま海洋科学館				
教育費	ふくしま海洋科学館費	521,686	645,653	1,106,311
	内委託料	444,615	610,145	407,368
	内工事請負費	30,854	8,700	661,826
	内負担金補助金 及び交付金	35,000	17,904	25,685
(2) 福島県産業交流館				
商工費	産業高度化推進費	96,172	454,677	951,368
	産業交流館分	92,741	451,627	951,368
	内委託料	76,025	71,885	107,251
(3) 福島県立美術館				
教育費	美術館費	170,222	162,336	183,032
	内委託料	77,747	74,483	95,677
(4) 福島県立博物館				
教育費	博物館費	189,323	245,385	145,591
	内委託料	49,100	51,017	57,437
	内工事請負費	61,340	109,854	-
(5) あづま総合運動公園				
都市計画費	都市計画総務費	549,000	549,000	549,000
	内委託料	549,000	549,000	549,000
教育費	体育施設費	362	362	361
	あづま総合運動 公園クライミング ウォール分			
	内委託料	362	362	361
(6) 福島空港				
空港費	空港建設費	180,577	15,026	22,148
	内委託料	11,581	14,536	21,320
	内工事請負費	163,303	-	-
	空港管理費	444,316	411,437	433,616
	内委託料	266,408	235,632	241,501
商工費	交通物流企画費	380,787	210,674	331,047
	福島空港分 (人件費以外)	282,090	110,626	239,928
(7) 自然の家				
教育費	自然の家費	195,489	196,159	224,601
	内委託料	79,296	105,319	169,692
(8) マリーナ施設				
土木費	港湾管理費	2,714	0	0
	内委託料	2,714	0	0
(9) プレジャーボート用指定泊地				
土木費	港湾管理費	1,750	0	303
	内委託料	1,750	0	303
(10) 指定施設				
農林水産費	漁港管理費	3,969	0	0
	内委託料	3,969	0	0
(11) 福島県文化センター				
教育費	文化センター費	331,258	262,055	1,010,623
	内委託料	227,900	262,055	241,621
	内工事請負費	87,858	-	756,082
	内負担金補助金 及び交付金	15,500	0	12,920
(12) 福島県文化財センター白河館				
教育費	文化財センター費	233,827	238,585	237,135
	内委託料	233,668	238,424	236,975
(13) 逢瀬公園				
都市計画費	都市計画総務費	20,618	20,618	20,618
	内委託料	20,618	20,618	20,618
(14) 福島空港公園				
都市計画費	都市計画総務費	102,084	102,084	102,084
	内委託料	102,084	102,084	102,084

注：当初予算のうち、港湾課が所管する指定管理施設に関する経費のみを計上している。

第3部 監査結果

1 観光利用状況調査

(1) 概要

本県の観光行政が置かれている現況を把握することが、本県観光の復興のための諸施策が適切に実施されているかの検証にとり有効と考え、その概要を観光客入込数の時系列推移の分析を中心に調査した。特に、本県においては平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害が他の被災県と異なり地震被害、津波被害に加え、原発事故被害と風評被害を併せ持つため、これらの複合的な被害の影響をまともに受け平成23年の観光客数が震災前の水準に比べ61.6%と激減している。そして震災後に実施された復興予算による諸施策の効果により平成24年の観光客数は、着実に回復しているものの、全体としては77.8%と震災前の水準には戻っておらず、地域により格差はあるが厳しい状況に変わりがなかった。平成25年の観光客入込数については、一部地区において震災前の水準を超えて回復したとの報告もあるが、本県復興の重要なメルクマールの一つとして注視している状況にある。

本県観光客入込数は、観光種目別、地域別、シーズン期間別においてバラツキが大きく、平準化できず、効果のある施策もそれぞれ異なる。しかし、震災後既に3か年も経過したにもかかわらず観光面の復興が遅々として進まない原因は何か。優先的、重点的及び効果的な施策が迅速に実施されるための、より一層精緻な観光利用状況調査分析が望まれる。

以下、全体的及び個別的な現況分析調査内容を記述する。

(2) 全体的状況調査

① 現状

東日本大震災後の観光客入込数が激減し、いまだ回復途上にある。

震災直前の平成22年入込数57,179千人を基準値とすると、震災時の平成23年は35,211千人と基準値に対し21,968千人減、61.6%の水準であり、平成24年も44,459千人と対前年比9,248千人増と回復傾向は見られるものの基準値の77.8%の水準に過ぎない。

つまり、集計方法の変更があるものの、下記参考資料のとおり震災時は平成元年の水準まで下落し、平成24年も一部回復したものの、平成16年以前の水準にとどまっており、完全に回復している状況にはない。

② 原因

災害の規模が大きく、かつ、広範囲にわたって発生しているため迅速な対応が困難であること、災害原因が地震、津波、原子力事故及び風評と複数、複雑かつ複合しているため効果的な施策が行い難いこと、原子力災害は過去においても我が国には経験

が少なく、今回のような大規模な原子力事故は経験が全くないため、その対応に苦慮していることなどが本県観光客入込数を激減させ、いまだ回復途上になっている原因である。

③ 対策

本県観光客入込数を震災直前の基準値まで戻し、更に増加させるためには、計画が適切に策定されており、その計画に基づき施策が適切に効果的に実施されていることが必要かつ重要であるが、このことについては後述する第3部監査結果の2観光計画調査分析と3監査検証結果の項目において詳述することとする。

参考資料 観光客入込状況推移

(単位：千人、％)

年	観光客入込数	伸び率
昭和42年	20,614	—
昭和43年	22,547	9.4
昭和44年	24,249	7.5
昭和45年	24,169	△0.3
昭和46年	25,292	4.6
昭和47年	26,117	3.3
昭和48年	27,680	6.0
昭和49年	27,209	△1.7
昭和50年	27,233	0.1
昭和51年	25,171	△7.6
昭和52年	25,218	0.2
昭和53年	26,999	7.1
昭和54年	25,748	△4.6
昭和55年	23,250	△9.7
昭和56年	26,361	13.4
昭和57年	25,958	△1.5
昭和58年	25,253	△2.7
昭和59年	27,376	8.4
昭和60年	27,012	△1.3
昭和61年	27,598	2.2
昭和62年	30,308	9.8
昭和63年	32,781	8.2
平成元年	34,834	6.3
平成2年	37,848	8.7
平成3年	38,712	2.3
平成4年	40,992	5.9
平成5年	43,045	5.0
平成6年	45,459	5.6
平成7年	46,763	2.9
平成8年	46,432	△0.7
平成9年	47,101	1.4
平成10年	43,625	△7.4
平成11年	43,361	△0.6
平成12年	43,112	△0.6
平成13年	42,640	△1.1
平成14年	43,204	1.3

年	観光客入込数	伸び率
平成15年	41,312	△4.4
平成16年	41,985	1.6
平成17年	52,995	26.2
平成18年	56,231	6.1
平成19年	56,945	1.3
平成20年	55,331	△2.8
平成21年	56,225	1.6
平成22年	57,179 (56,332)	(0.2)
平成23年	35,211	△38.4
平成24年	44,459	26.3

注1：平成17年以降、全国統計基準による集計方法に変更。

注2：平成22年以降、観光庁共通基準による集計方法に変更。

(平成22年の増減については、平成21年までと同基準での数字(丸括弧部分)にて比較)

注3：平成22年度は、東日本大震災直前年及び利用状況の過去最大値。

(3) 個別的状況調査

観光入込状況の観光地点種目別区分(以下「観光種目別分類」という。)は平成22年4月より観光庁策定の「観光入込客統計に関する共通基準」(以下「観光庁策定基準」という。)に準拠し、自然、歴史・文化、温泉・健康、スポーツ・レクリエーション、都市型観光－買い物・食等－、その他(道の駅等)及び行祭事・イベントの7つに変更されている。

本県の種目別分類の構成割合は、平成24年は歴史・文化が20.6%で第1位、スポーツ・レクリエーション19.3%で第2位、温泉・健康13.8%で第3位であり、これら上位3種目で全体の53.7%と過半数を占めており、震災前の平成22年も上位3種目の順位は全て同じで、構成割合は全体の55.9%であった。なお、震災時の平成23年と比べると、スポーツ・レクリエーションが3,575千人増と大きく回復するも、温泉・健康は51千人減と他の種目が全て回復傾向を示す中で、唯一減少となった。この減少の主な理由は、震災時において温泉施設へ避難所としての利用者が多かったが、翌年以降は温泉等の2次避難所としての利用が終了したためと考えられる。

観光種目別入込数の推移

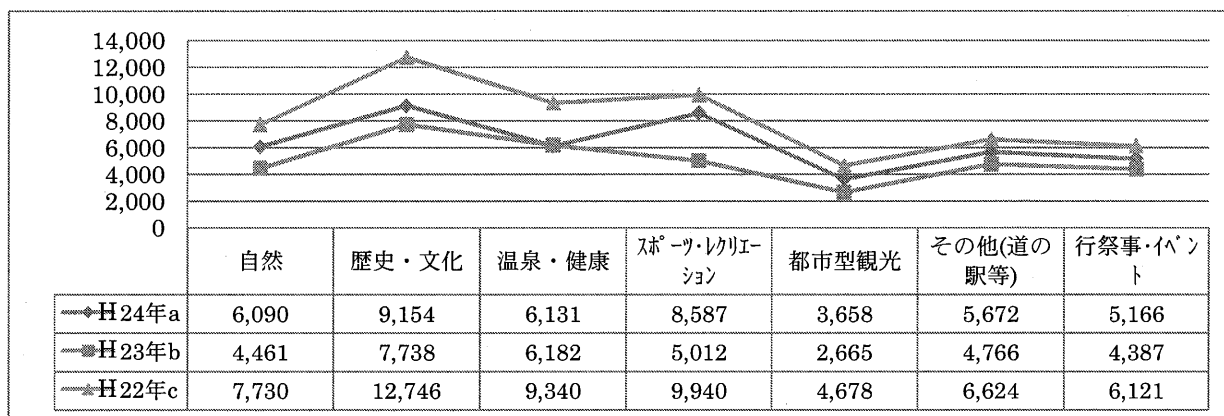
(単位：千人、%、地点)

種目	H24年 a			H23年 b	H22年 c		
	人数	構成比	地点数	人数	人数	伸び率(ab比較)	伸び率(ac比較)
自然	6,090	13.7	51	4,461	7,730	36.5	△21.2
歴史・文化	9,154	20.6	73	7,738	12,746	18.3	△28.2
温泉・健康	6,131	13.8	49	6,182	9,340	△0.8	△34.4
スポーツ・レクリエーション	8,587	19.3	76	5,012	9,940	71.3	△13.6
都市型観光	3,658	8.2	14	2,665	4,678	37.3	△21.8
その他(道の駅等)	5,672	12.8	22	4,766	6,624	19.0	△14.4

行祭事・イベント	5,166	11.6	89	4,387	6,121	17.8	△15.6
計	44,459	100.0	374	35,211	57,179	26.3	△22.2

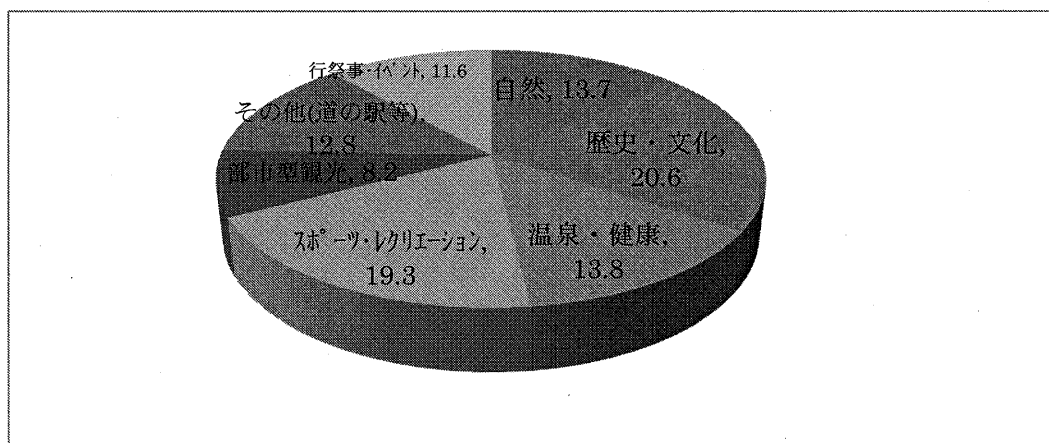
観光種目別入込数の推移

(単位：千人)



観光種目別観光客入込数（平成24年）の構成比

(単位：％)



以下、入込状況を観光庁策定基準の種目区分により、観光客入込数の回復あるいは増減の状況を時系列に比較し調査する。

① 観光種目別分類

i) 自然

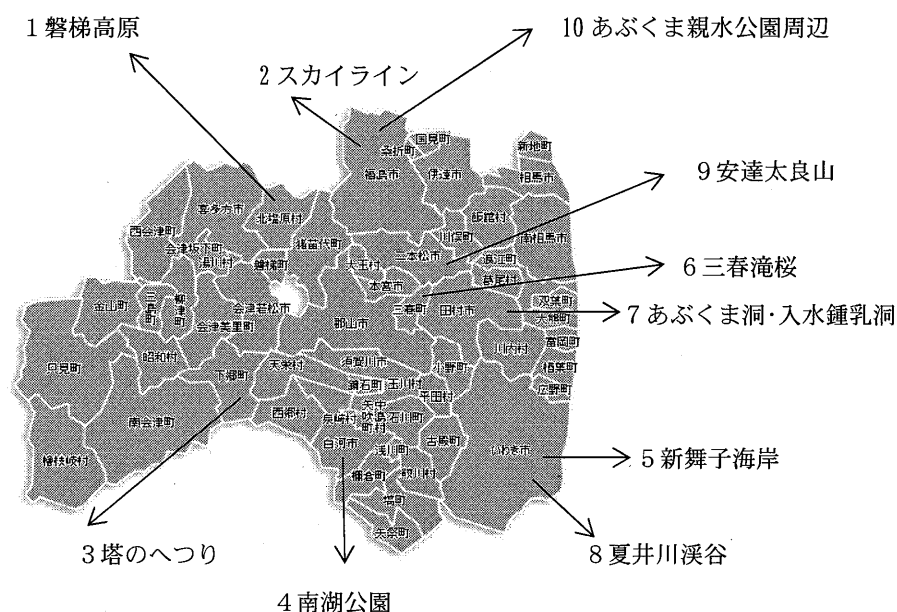
震災直前の平成22年入込数7,730千人を基準値とすると、震災時の平成23年は4,461千人で基準値に対し57.7%と入込数全体の割合61.6%よりかなり低い、平成24年は6,090千人で基準値に対し78.7%と入込数全体の割合77.8%よりも少し高い水準であり、1,629千人の増加回復もあり、震災直前までの水準には1,640千人不足するも回復基調の状況にある。

震災後の入込数が激減したが、翌年増加し回復基調にあり、本県構成割合第4位の種

目を確実に回復させるため今後の入込数増加の推移を見守る必要がある。以下、本県の主要な観光地につき現況を記述する。

(単位：人)

順位	圏域	市町村名	調査集計地点	H24 年	H23 年	H22 年
1	磐梯・猪苗代	北塩原村	磐梯高原	2,398,421	2,045,000	1,906,855
2	県北	福島市	スカイライン	920,798	735,638	590,013
3	南会津	下郷町	塔のへつり	407,318	115,132	438,451
4	県南	白河市	南湖公園	385,220	249,382	452,714
5	いわき	いわき市	新舞子海岸	225,940	176,151	318,568
6	県中	三春町	三春滝桜	212,619	149,245	317,754
7	県中	田村市	あぶくま洞・入水鍾乳洞	156,195	61,906	380,053
8	いわき	いわき市	夏井川溪谷	145,056	68,125	681,287
9	県北	二本松市	安達太良山	140,254	60,483	208,865
10	県北	福島市	あぶくま親水公園周辺	136,561	120,774	144,030



そもそも本県は、中央南北部に奥羽山脈、西部に越後山脈、東部には阿武隈高地などの山系が連なり、阿武隈川、只見川、阿賀野川を始めとする河川、猪苗代湖・尾瀬沼などの湖沼群、相馬松川浦・いわき海岸など変化に富んだ太平洋の海岸線などの自然観光資源に恵まれており、日光・磐梯朝日・尾瀬の3つの国立公園、越後三山只見国定公園、県立自然公園を11も有していることから、観光客入込数の上位種目を自然が占めていた時代もあったが、最近では伸び悩んでいる状況にある。震災後の自然種目の入込数の上位観光地をみると、本県観光のドル箱である第1位磐梯高原、第2位スカイラインが震災前の平成22年と比較して平成24年が大幅に増加しているが、このことは、本県観光有料道路の3つを全て無料化したためであり、迅速な県の復興事業による対応が効果を生じたものの一例である。

これら以外の観光地は、震災時に激減し、平成24年に震災前の水準に回復したものはなく、特に太平洋岸の観光地は地震、津波、原子力事故及び風評の全ての災害原因を有しているため、回復に担当の時間を要する状況にある。過去に主要な観光地であった松

川浦（相馬市）は、平成 22 年の 969,000 人が平成 23 年 100,100 人に激減し、平成 24 年 0 人で津波による被害甚大で復旧のめどがたたない状況である。また、尾瀬（檜枝岐村）は風評被害により平成 22 年 104,300 人が平成 23 年 57,400 人に激減したが、平成 24 年 85,900 人で、平成 25 年には震災前の水準にほぼ回復する見込みであるとの報道がなされた。

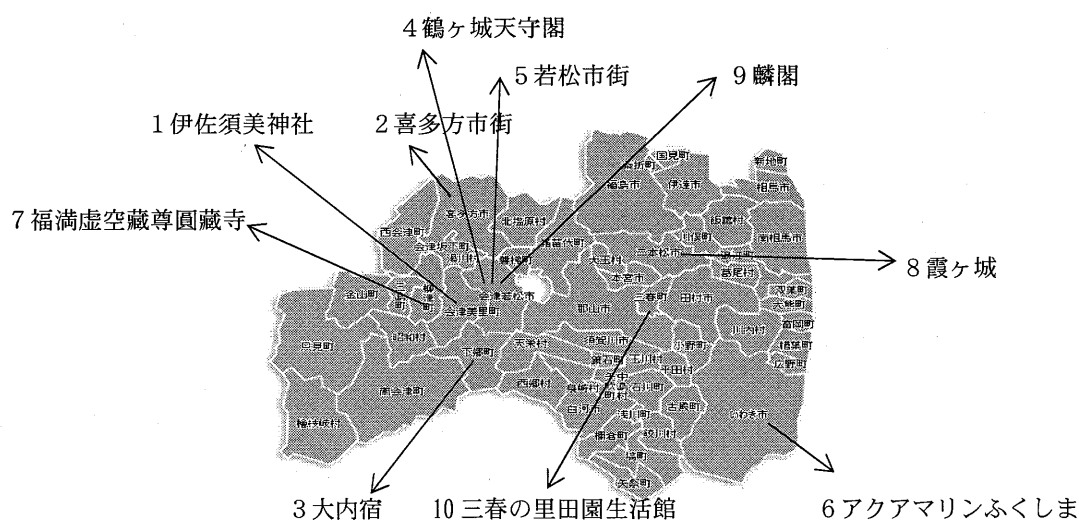
ii) 歴史・文化

震災直前の平成 22 年入込数 12,746 千人を基準値とすると、震災時の平成 23 年は 7,738 千人で基準値に対し 60.7%と入込数全体の割合 61.6%より少し低いが、平成 24 年は 9,154 千人で基準値に対し 71.8%と入込数全体の割合 77.8%よりかなり低い水準であり 1,416 千人の増加回復はあるが、震災直前までの水準までには 3,592 千人も不足しており完全に回復している状況にはない。

震災後の入込数が激減し、翌年の増加回復はあるもののいまだ回復途上にあり、本県構成割合第 1 位の種目でもあることから影響は大きく、今後の入込数増加の推移を慎重に見守る必要がある。

(単位：人)

順位	圏域	市町村名	調査集計地点	H24 年	H23 年	H22 年
1	会津中央	会津美里町	伊佐須美神社	1,397,500	1,352,000	1,453,800
2	会津西北部	喜多方市	喜多方市街	1,084,827	1,024,583	1,239,731
3	南会津	下郷町	大内宿	791,548	584,954	1,009,904
4	会津中央	会津若松市	鶴ヶ城天守閣	556,480	474,691	500,510
5	会津中央	会津若松市	若松市街	550,374	389,747	750,290
6	いわき	いわき市	アクアマリンふくしま	545,730	280,871	946,941
7	会津中央	柳津町	福満虚空蔵尊圓藏寺	490,223	427,733	711,400
8	県北	二本松市	霞ヶ城	443,704	140,652	501,695
9	会津中央	会津若松市	麟閣	334,513	293,066	315,662
10	県中	三春町	三春の里田園生活館	236,484	224,534	286,278



本県は、多くの歴史的・文化的施設、神社仏閣などを有しており、特に会津エリアは我が国を代表する観光地の一つでもある。特に、歴史・文化の種目の観光地は風評被害をまともに受けたところが多いが、第4位の鶴ヶ城天守閣、第9位の麟閣はいずれも会津エリアの施設だが、震災前と比較して平成24年は増加しており、県が復興キャンペーンを積極的に行った効果の表れが認められる。なお、平成25年NHK大河ドラマ「八重の桜」の放映に合わせて県が実施している復興キャンペーン事業の展開により、平成25年の観光地の一部において入込数の速報値が震災前の水準より増加していると担当者から説明を受けている。

なお、この種目において、上位を占めていた観光地の民間施設である野口英世記念館（猪苗代町）は、平成22年232,921人が平成23年110,410人と激減し、平成24年155,142人と風評被害や教育旅行の減少などによりいまだ回復しているとは言えない。民間施設の東北サファリパーク（二本松市）は平成22年262,270人、平成23年58,020人、平成24年85,800人、花見山公園（福島市）は平成22年338,000人、平成23年101,000人、平成24年101,000人と風評被害を完全に払拭できない状況にある。

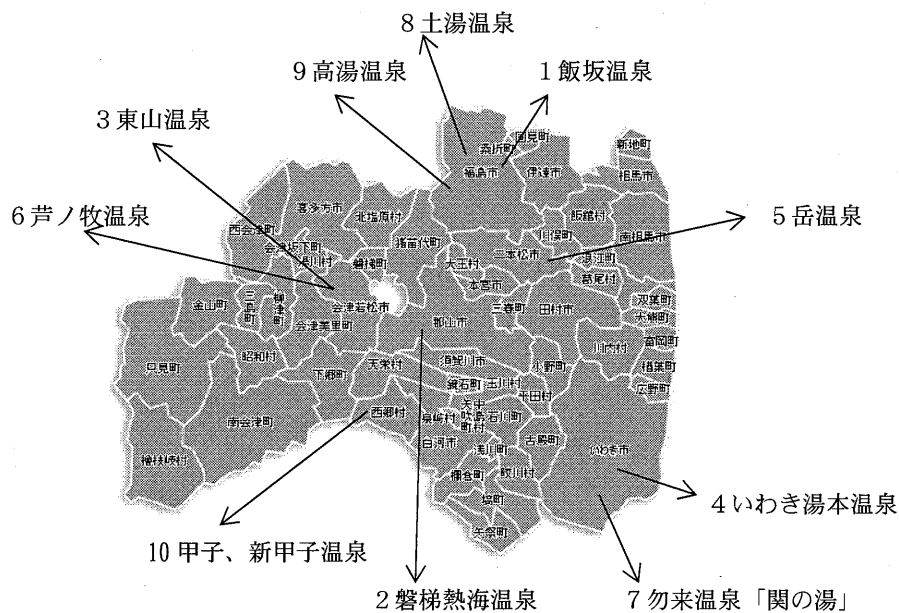
iii) 温泉・健康

震災直前の平成22年入込数9,340千人を基準値とすると、震災時の平成23年は6,182千人で基準値に対し66.2%と入込数全体の割合61.6%より少し高いが、平成24年は6,131千人で基準値に対し65.6%と入込数全体の割合77.8%よりもかなり低い水準で51千人が減少し、震災直前の水準までに3,209千人も不足しており、回復している状況にはない。

震災後の入込数が激減し、翌年も減少し回復途上にはなく、本県構成割合第3位の種目でもあり影響は大きく、今後の入込数増減の推移を慎重に見守る必要がある。

(単位：人)

順位	圏域	市町村名	調査集計地点	H24年	H23年	H22年
1	県北	福島市	飯坂温泉	856,231	948,276	811,848
2	県中	都山市	磐梯熱海温泉	794,363	739,181	732,838
3	会津中央	会津若松市	東山温泉	532,140	401,474	543,814
4	いわき	いわき市	いわき湯本温泉	428,220	542,872	590,810
5	県北	二本松市	岳温泉	264,023	231,224	401,465
6	会津中央	会津若松市	芦ノ牧温泉	241,637	208,659	305,075
7	いわき	いわき市	勿来温泉「関の湯」	234,852	155,831	196,788
8	県北	福島市	土湯温泉	227,728	296,918	416,283
9	県北	福島市	高湯温泉	180,424	151,091	208,013
10	県南	西郷村	甲子、新甲子温泉	177,849	184,800	202,071



本県は豊富な湧出量を誇る温泉・健康の施設が多く、震災時には本来の観光目的以外の避難地区からの避難者の受入先として利用されてきた施設でもあり、避難所としての役割が一段落した後における温泉・健康の種目の利用状況が風評被害により激減しないことを注視する必要がある。

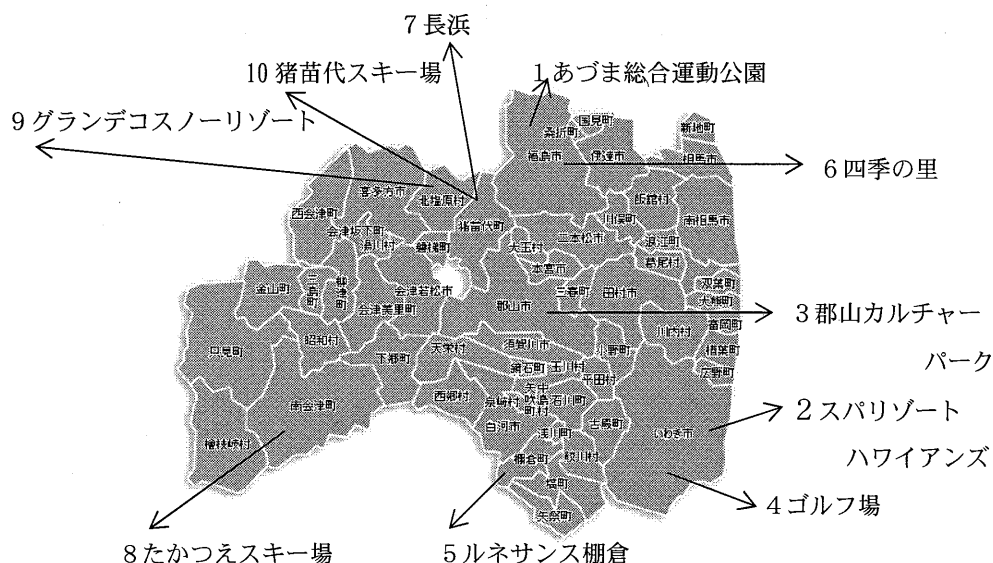
iv) スポーツ・レクリエーション

震災直前の平成 22 年入込数 9,940 千人を基準値とすると、震災時の平成 23 年は 5,012 千人で基準値に対し 50.4%と入込数全体の割合 61.6%よりかなり低い、平成 24 年は 8,587 千人で基準値に対し 86.4%と入込数全体の割合 77.8%よりもかなり高い水準であり 3,575 千人の大幅な増加回復もあり、震災直前までの水準までに 1,353 千人不足しているものの回復基調にある。

震災後の入込数が激減したが、翌年の大幅な増加回復により回復途上にある。本県構成割合第 2 位の種目でもあることから影響は大きく、今後の入込数増加の推移を見守る必要がある。

(単位：人)

順位	圏域	市町村名	調査集計地点	H24 年	H23 年	H22 年
1	県北	福島市	あづま総合運動公園	1,807,716	1,124,090	1,415,913
2	いわき	いわき市	スパリゾートハワイアンズ	1,704,678	351,645	1,798,313
3	県中	郡山市	郡山カルチャーパーク	844,358	551,748	1,294,304
4	いわき	いわき市	ゴルフ場	465,634	333,648	598,557
5	県南	棚倉町	ルネサンス棚倉	397,725	175,015	397,172
6	県北	福島市	四季の里	316,318	248,662	439,541
7	磐梯・猪苗代	猪苗代町	長浜	263,571	247,297	80,406
8	南会津	南会津町	たかつえスキー場	207,520	204,520	242,750
9	磐梯・猪苗代	北塩原村	グランデコスノーリゾート	157,840	128,969	173,122
10	磐梯・猪苗代	猪苗代町	猪苗代スキー場	157,802	175,927	175,859



スポーツブーム、健康ブームにより本県のスポーツ・レクリエーションの種目の入込数がここ数年増加し、上位に位置付けられることとなった。なお、第1位のあづま総合運動公園は震災時激減したが、全国大会開催の招致などを積極的に県が実施した結果、平成24年は大幅に増加したものであり、迅速な県の復興事業の成果の一例である。

なお、第2位のスパリゾートハワイアンズ（民間施設）は震災時、地震による施設被害を受け休園し、風評被害も併せ、大幅に利用客が減少したが、全国キャラバンを実施し、平成24年にほぼ震災前の水準まで回復するに至った。第3位の郡山カルチャーパーク（市施設）も震災時の地震による施設被害を受け、復旧工事後の平成24年に再開し、回復途上にある。かつてこの種目の上位を占めていたサッカー練習場であるJヴィレッジ（楡葉町）は原子力事故により、平成22年451,555人が利用していたが、現在再開の予定が立たない状況にある。また、海水浴場のうち再開できたのは、平成24年に勿来海水浴場、平成25年に四倉海水浴場のみであり、震災前100万人超の海水浴客であふれていたこれらの施設の利用は、地震、津波及び原子力事故により再開のめどがたたない状況にある。

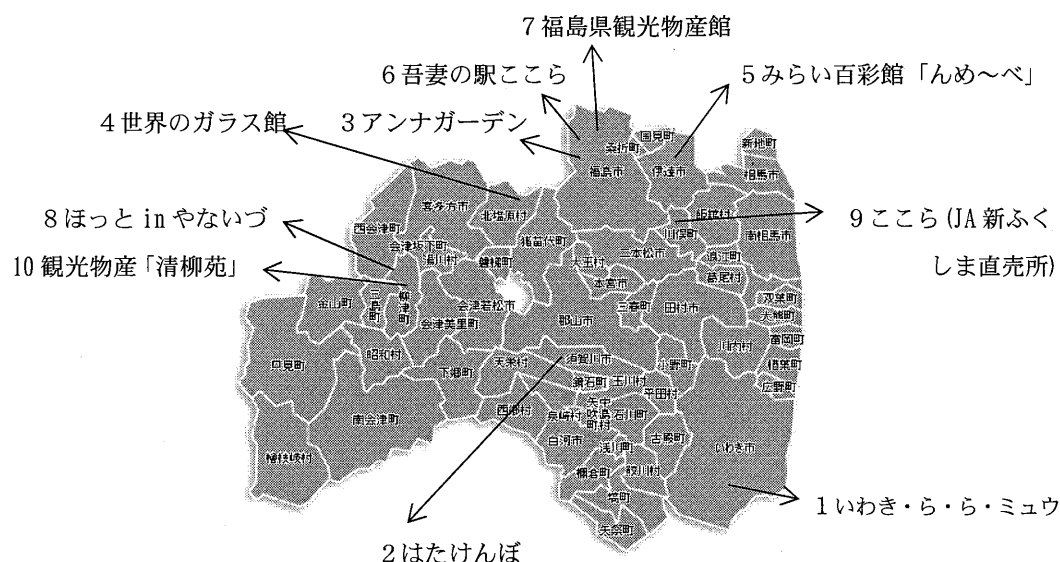
Ⅴ) 都市型観光—買い物・食等—

震災直前の平成22年入込数4,678千人を基準値とすると、震災時の平成23年は2,665千人で基準値に対し57.0%と入込数全体の割合61.6%よりかなり低いが、平成24年は3,658千人で基準値に対し78.2%と入込数全体の割合77.8%よりも少し高い水準で993千人の増加回復もあり、震災直前までの水準には1,020千人不足するも回復基調の状況にある。

震災後の入込数が激減したが、翌年増加し回復基調にあり、本県構成割合第7位の種目を確実に回復させるため、今後の入込数増加の推移を見守る必要がある。

(単位：人)

順位	圏域	市町村名	調査集計地点	H24 年	H23 年	H22 年
1	いわき	いわき市	いわき・ら・ら・ミュウ	1,774,500	474,300	2,171,100
2	県中	須賀川市	はたけんぼ	565,662	699,800	619,800
3	県北	福島市	アンナガーデン	300,427	298,622	335,764
4	磐梯・猪苗代	猪苗代町	世界のガラス館	221,800	198,800	303,600
5	県北	伊達市	みらい百彩館「んめ〜べ」 (JA伊達みらいファーマーズマーケット)	206,261	199,676	237,998
6	県北	福島市	吾妻の駅こころ	177,449	145,314	193,610
7	県北	福島市	福島県観光物産館	101,363	244,826	283,771
8	会津中央	柳津町	ほっと in やないづ	87,758	89,650	117,754
9	県北	川俣町	こころ (JA新ふくしま直売所)	75,916	76,787	98,650
10	会津中央	柳津町	観光物産館「清柳苑」	68,418	55,667	64,554



本県は、都市型観光－買い物・食等－が従来から入込数の少ない種目であり、第1位のいわき・ら・ら・ミュウが海産物直売所としてここ数年最上位であったが、津波被害と原子力事故の放射能問題により地元産以外の水産物を販売している状況であり、現在はようやく地元産の特定魚類の試験操業が一部開始されたに過ぎず、本格的な操業までの道のりは依然厳しく、今後この施設の入込状況の推移を注視する必要がある。もりの駅まごころ（飯館村）は平成22年53,628人の入込数があったが、原子力事故により再開の予定が現時点で立てられない。

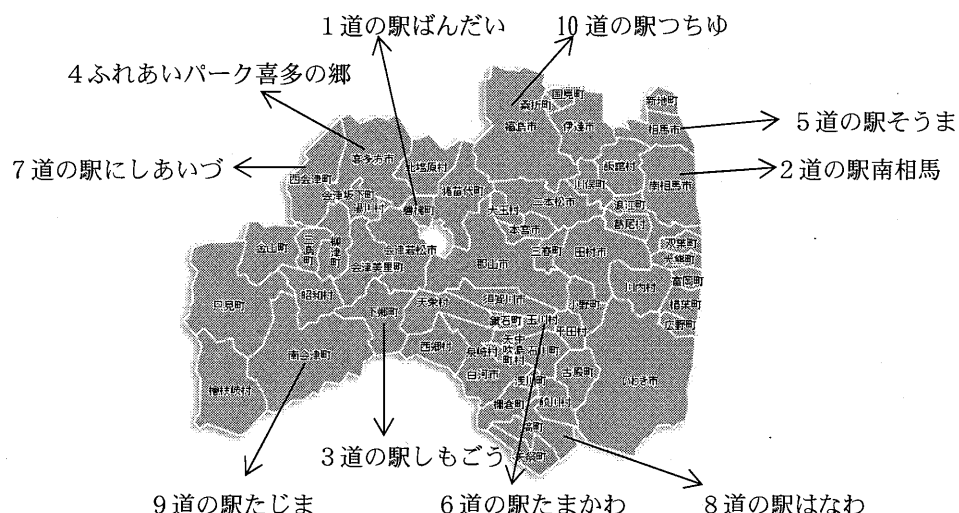
vi) その他（道の駅等）

震災直前の平成22年入込数6,624千人を基準値とすると、震災時の平成23年は4,766千人で基準値に対し72.0%と入込数全体の割合61.6%よりかなり高いが、平成24年は5,672千人で基準値に対し85.6%と入込数全体の割合77.8%よりもかなり高い水準で906千人の増加回復もあり、震災直前までの水準には952千人不足するも回復基調の状況にある。

震災後の入込数が激減したが、翌年増加し回復基調にあり、本県構成割合第5位の種目を確実に回復させるため、今後の入込数増加の推移を見守る必要がある。

(単位：人)

順位	圏域	市町村名	調査集計地点	H24年	H23年	H22年
1	磐梯・猪苗代	磐梯町	道の駅ばんだい	863,127	819,112	910,451
2	相双	南相馬市	道の駅南相馬	571,233	393,008	809,664
3	南会津	下郷町	道の駅しもごう	515,739	441,649	435,672
4	会津西北部	喜多方市	ふれあいパーク喜多の郷	396,407	348,262	424,018
5	相双	相馬市	道の駅そうま	385,873	411,677	616,503
6	県中	玉川村	道の駅たまかわ	350,348	202,119	152,752
7	会津西北部	西会津町	道の駅にしあいづ	347,508	329,613	373,128
8	県南	埴町	道の駅はなわ～天領の郷～	345,098	318,528	387,502
9	南会津	南会津町	道の駅たじま	292,043	257,404	364,405
10	県北	福島市	道の駅つちゆ	221,782	206,837	264,601



本県の道の駅の利用状況は、施設の充実したオープンからあまり時間が経過していない施設が入込数を増加させている傾向にある。第1位の道の駅ばんだいは、開業時から国道ではなく県道沿いにもかかわらず、順調に入込数を増加させてきたが、風評被害があるにもかかわらず、平成24年は震災時の水準まで回復している。原子力事故と風評被害の影響をともに受けた第2位道の駅南相馬は、第5位道の駅そうまの水準まで平成24年には回復していた。道の駅よつくら港は平成22年241,085人、平成23年65,563人、平成24年171,713人と津波による災害を乗り越え再開するも震災前の状況までには至っていない。道の駅ならはは平成22年301,014人の入込数があったが、原子力事故により再開の予定が現時点で立てられていない。

vii) 行祭事・イベント

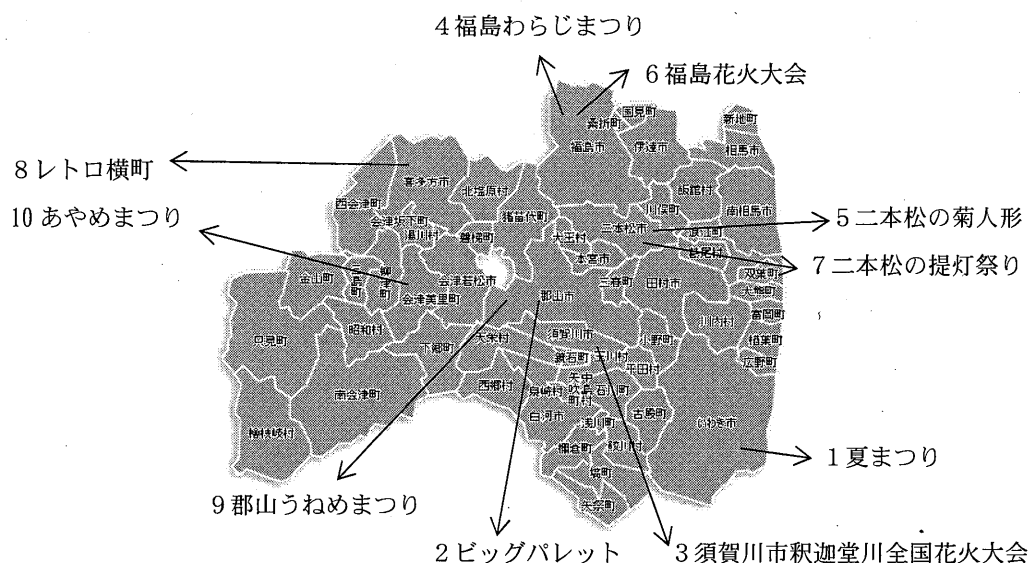
震災直前の平成22年入込数6,121千人を基準値とすると、震災時の平成23年は4,387千人で基準値に対し71.7%と入込数全体の割合61.6%よりかなり高いが、平成24年は5,166千人で基準値に対し84.4%と入込数全体の割合77.8%よりもかなり高い水準で779千人の増加回復もあり、震災直前までの水準には955千人不足するも回復基調の状況

にある。

震災後の入込数が激減したが、翌年増加し回復基調にあり、本県構成割合第6位の種目を確実に回復させるため、今後の入込数増加の推移を見守る必要がある。

(単位：人)

順位	圏域	市町村名	調査集計地点	H24年	H23年	H22年
1	いわき	いわき市	夏まつり	819,000	648,000	1,094,000
2	県中	郡山市	ビッグパレット	340,735	87,308	841,537
3	県中	須賀川市	須賀川市釈迦堂川全国花火大会	300,000	300,000	310,000
4	県北	福島市	福島わらじまつり	250,000	230,000	280,000
5	県北	二本松市	二本松の菊人形	197,001	177,108	115,257
6	県北	福島市	福島花火大会	180,000	180,000	180,000
7	県北	二本松市	二本松の提灯祭り	180,000	120,000	180,000
8	会津西北部	喜多方市	レトロ横町	180,000	170,000	160,000
9	県中	郡山市	郡山うねめまつり	163,300	188,600	163,300
10	会津中央	会津美里町	あやめ祭り	162,000	141,500	148,000

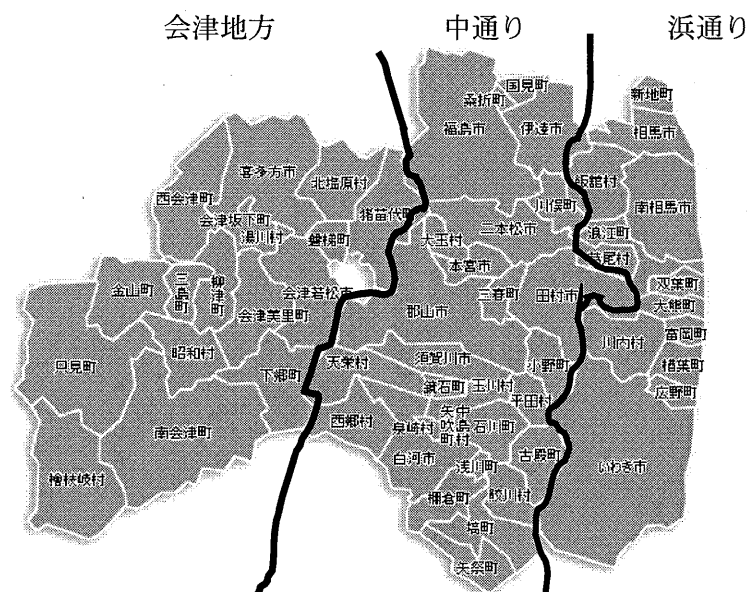


本県の行祭事は地域密着型のものが多く、県外からの観光客を誘客できる規模の大型の祭りは少ないが、第1位の夏まつり（いわき市）、第3位の須賀川市釈迦堂川全国花火大会は震災前の水準に回復する状況である。なお、津波、原子力事故をかかえる地域以外の行祭事は、平成24年には震災時中止されたものもほぼ従来どおり復活している状況であり、震災前は上位に位置していた相馬野馬追（相馬市）は平成22年189,900人が震災時9,400人に激減し、その後平成24年は136,700人と震災前の水準に回復している状況にはない。復興キャンペーンのため実施された会津秋まつり（会津若松市）には平成24年337,800人が訪れ、平成25年の東北六魂祭（福島市）には2日間で約25万人の多くの観光客が県内外から集まった。次に、イベントは第2位のビッグパレット（郡山市）が地震による施設被害の影響かつ避難所として多くの避難者を受け入れてきたこともあり、平成24年の途中から開業となった。平成25年は復興キャンペーンのため、全国規模の大会誘致を実施するなど積極的な事業展開を実施し、震災前の水準までに急激に回復する状況にある。

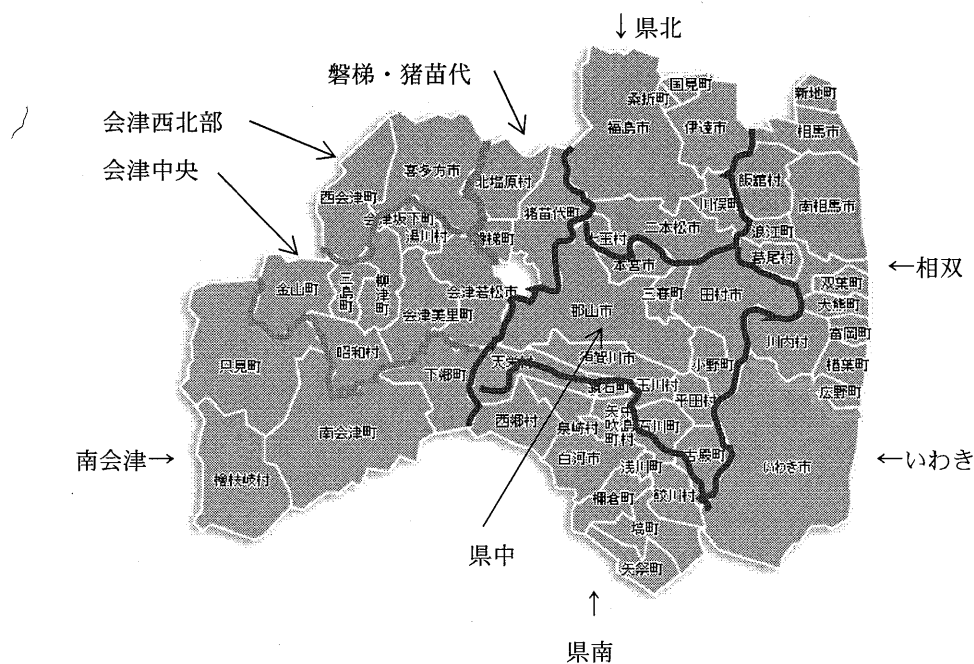
② 観光圏域別分類

本県の観光圏域は、大別すると中通り、会津及び浜通りの3つの方部に区分される。さらに、中通り方部は県北、県中及び県南に、会津方部は会津（磐梯・猪苗代、会津西北部、会津中央）及び南会津に、浜通り方部は相双（含む旧警戒区域等）及びいわきの観光圏域に分別される。

方部別地図



観光圏別地図



入込状況の方部別分類の構成割合は、平成 24 年は中通りが 41.5%で第 1 位、会津が 39.2 %で第 2 位、浜通りが 19.3%で第 3 位であり、震災前の平成 22 年も構成割合は異なるものの 3 方部の順位は全て同じで、構成割合は中通り 38.8%、会津 32.9%、浜通り 28.3%であった。地震、津波、原子力事故及び風評と震災時の全ての影響を有する浜通りの入込数の激減が、平成 24 年の浜通り構成割合を大幅に縮小させた原因である。

方部別入込数

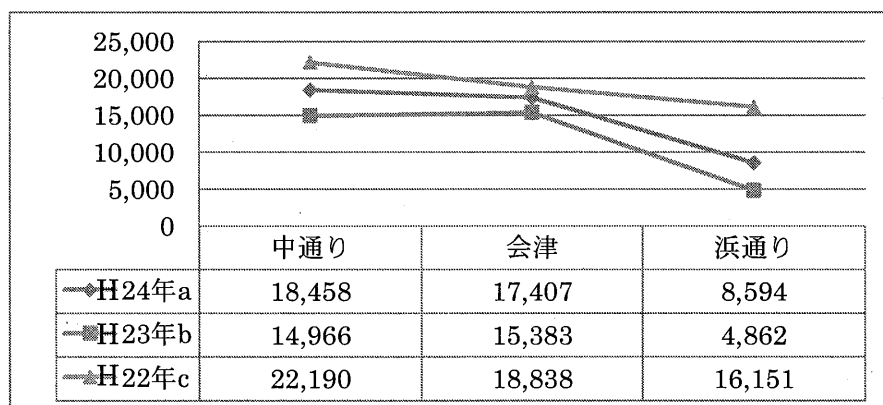
(単位：千人、%、地点)

方部	H24年			H23年	H22年
	人数	構成比	地点数	人数	人数
中通り	18,458	41.5	180	14,966	22,190
会津	17,407	39.2	125	15,383	18,838
浜通り	8,594	19.3	69	4,862	16,151
計	44,459	100.0	374	35,211	57,179

注：人数（千人単位）及び構成比（%）は、四捨五入の関係で合計と合わない場合がある（以下同じ。）。

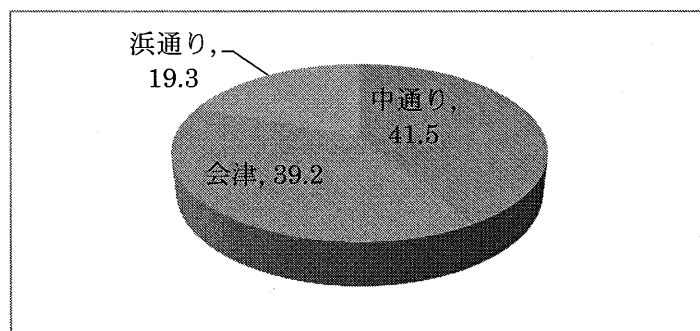
方部別入込数の推移

(単位：千人)



方部別入込数（平成 24 年）構成比

(単位：%)



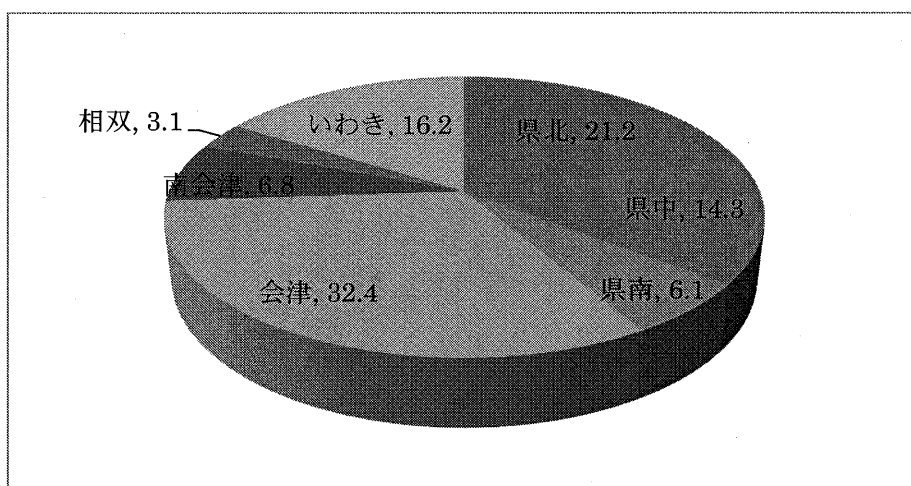
観光圏域別入込数と調査地点数

(単位：千人、％、地点)

	H24 年			H23 年	H22 年
	人数	構成比	地点数	入数	入数
県北	9,406	21.2	79	7,850	10,923
県中	6,354	14.3	65	5,131	8,253
県南	2,698	6.1	36	1,985	3,014
会津	14,386	32.4	98	13,030	15,147
磐梯・猪苗代	5,585	12.6	33	4,997	5,484
会津西北部	2,710	6.1	21	2,529	2,952
会津中央	6,090	13.7	44	5,504	6,711
南会津	3,021	6.8	27	2,354	3,691
相双	1,395	3.1	40	1,153	5,384
いわき	7,199	16.2	29	3,708	10,767
計	44,459	100.0	374	35,211	57,179

観光圏域別観光客入込数（平成 24 年）の構成比

(単位：％)



観光圏域・種目別の調査集計地点数

(単位：地点)

	自然	歴史・文化	温泉・健康	スポーツ レクリエーション	都市型観光	その他	行祭事・ イベント	H24年合計	H23年合計	H22年合計
県北	9	19	9	13	5	5	19	79	78	78
県中	12	10	3	12	1	4	23	65	64	65
県南	6	7	6	6	1	1	9	36	35	36
磐梯・猪苗代	5	4	4	16	1	2	1	33	31	32
会津西北部	1	4	4	1	0	2	9	21	21	23
会津中央	3	14	10	0	3	1	13	44	42	43
南会津	6	4	6	5	0	3	3	27	25	25

相双	5	5	4	14	2	3	7	40	40	40
いわき	4	6	3	9	1	1	5	29	29	29
平成24年計	51	73	49	76	14	22	89	374	365	371
平成23年計	48	73	49	73	15	20	87	365		
平成22年計	48	76	49	76	15	20	87	371		

i) 中通り

震災直前の平成22年入込数22,190千人を基準値とすると、震災時の平成23年は14,966千人で基準値に対し67.4%と入込数全体の割合61.6%よりかなり高いが、平成24年は18,458千人で基準値に対し83.2%と入込数全体の割合77.8%よりもかなり高い水準であり、3,492千人の増加回復もあり、震災直前までの水準には3,732千人不足するも回復基調の状況にある。

震災後の入込数が激減したが、翌年増加し回復基調にあり、本県構成割合第1位の方部を確実に回復させるため、今後の入込数増加の推移を見守る必要がある。

ii) 会津

震災直前の平成22年入込数18,838千人基準値とすると、震災時の平成23年は15,383千人で基準値に対し81.7%と入込数全体の割合61.6%よりかなり高く、平成24年は17,407千人で基準値に対し92.4%と入込数全体の割合77.8%よりもかなり高い水準であり、2,024千人の増加回復もあり、震災直前までの水準に1,431千人不足するも回復基調の状況にある。

震災後の入込数が激減したが、翌年増加し回復基調にあり、本県構成割合第2位の方部が失速せず確実に回復するため、今後の入込数増加の推移を見守る必要がある。

iii) 浜通り

震災直前の平成22年入込数16,151千人を基準値とすると、震災時の平成23年は4,862千人で基準値に対し30.1%と入込数全体の割合61.6%より著しく低く、このことは11,289千人の著減のためであり、平成24年も8,594千人で基準値に対し53.2%と入込数全体の割合77.8%よりもかなり低い水準であり、3,732千人の増加回復はあるが、震災直前までの水準には7,557千人も不足し、震災前の半分程度ではとても回復基調の状況にあるとは言えない。

震災後の入込数が激減し、翌年増加したとは言え回復基調ではなく、本県構成割合第3位の方部の今後の入込数増減の推移を徹底的に注視、監視する必要がある。

③ 時期別分類

i) 四半期別分類

入込状況は暦年基準で管理しているため第1四半期は1～3月、第2四半期は4～6

月、第3四半期は7～9月、第4四半期は10～12月による。平成24年の時期ごとの入込数は第3四半期が構成割合34.0%で第1位であり、第4四半期が構成割合24.6%で第2位、第2四半期が構成割合24.3%で第3位、第1四半期が構成割合17.1%で第4位であった。本県の四半期別の構成割合の推移をみると、第1位は第3四半期で、観光客が夏場に集中する傾向が読み取れる。また、第2位、第3位は年により異なるが、第4四半期あるいは第2四半期のいずれかになる場合が多く、年により秋あるいは春の季節が観光客に選択されている。第4位は第1四半期で、毎年冬場の観光客が他の四半期と比べ少ない傾向にある。ちなみに、震災直前の平成22年は第3四半期が構成割合34.4%で第1位、第2四半期が構成割合26.6%で第2位、第4四半期が構成割合22.9%で第3位であり、平成24年と比較すると第2位と第3位が逆転している。第1四半期は構成割合16.1%で第4位であった。

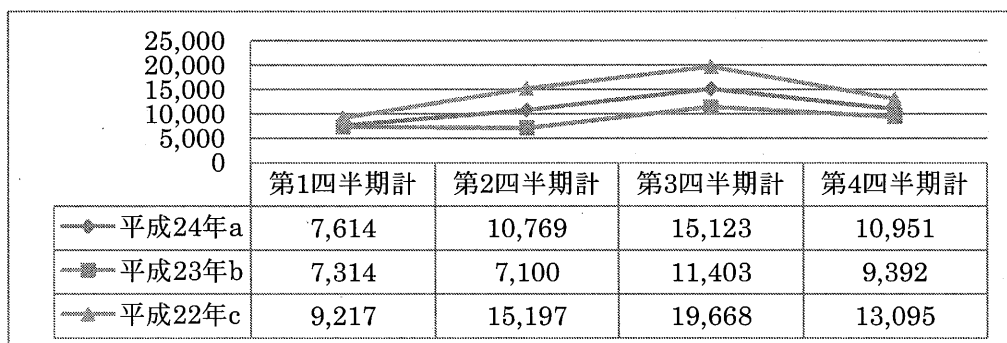
四半期別観光客入込状況(延べ人数)

(単位：千人、%、地点)

	地点数	第1四半期計	第2四半期計	第3四半期計	第4四半期計	年計
平成24年a	374	7,614	10,769	15,123	10,951	44,459
構成比		17.1	24.3	34.0	24.6	100.0
平成23年b	365	7,314	7,100	11,403	9,392	35,211
構成比		20.8	20.1	32.4	26.7	100.0
平成22年c	371	9,217	15,197	19,668	13,095	57,179
構成比		16.1	26.6	34.4	22.9	100.0
増加数(ab比較)	9	300	3,668	3,719	1,559	9,248
伸び率(ac比較)		4.1	51.7	32.6	16.6	26.3
増加数(ac比較)	3	△1,602	△4,428	△4,544	△2,144	△12,720
伸び率(ac比較)		△17.4	△29.1	△23.1	△16.4	△22.2

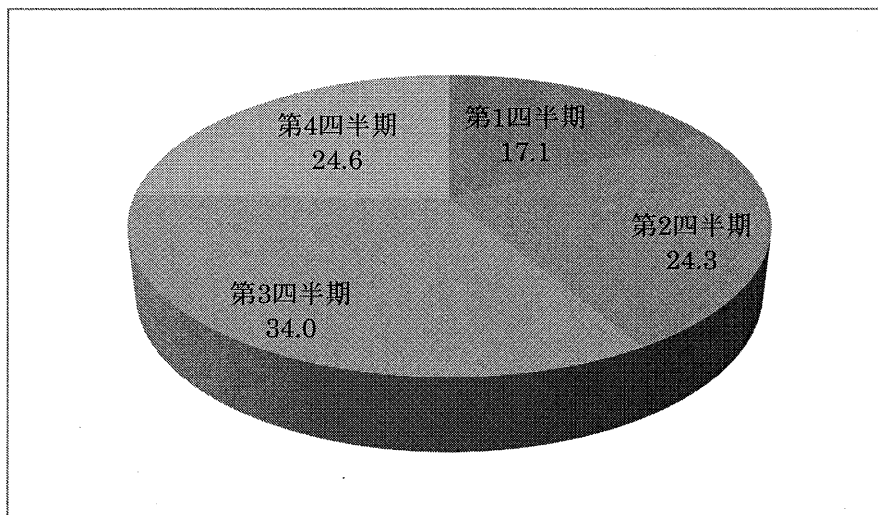
四半期別観光客入込数の推移

(単位：千人)



四半期別観光客入込数（平成 24 年）の構成比

（単位：％）



A 第1四半期

震災直前の平成 22 年入込数 9, 217 千人を基準値とすると、震災時の平成 23 年は 7, 314 千人で基準値に対し 79. 4%と入込数全体の割合 61. 6%よりはかなり高く、平成 24 年も 7, 614 千人で基準値に対し 82. 6%と入込数全体の割合 77. 8%よりかなり高い水準であり、300 千人しか増加回復せず、震災直前までの水準には 1, 603 千人不足しているものの、やや回復基調の状況にあると言える。

第 1 四半期は通年入込数の最少の四半期であり、かつ震災が平成 23 年 3 月 11 日に発生したため約 1 か月分の入込数の減少にとどまり、平成 23 年の入込数への影響は比較的少なかった。また、翌年増加しており、完全に回復したわけではないがやや回復基調にあり、この時期の今後の入込数増加の推移を見守る必要がある。

B 第2四半期

震災直前の平成 22 年入込数 15, 197 千人を基準値とすると、震災時の平成 23 年は 7, 100 千人で基準値に対し 46. 7%と入込数全体の割合 61. 6%より著しく低く、このことは 8, 097 千人の著減のためであり、平成 24 年も 10, 769 千人で基準値に対し 70. 9%と入込数全体の割合 77. 8%よりもかなり低い水準であり 3, 669 千人の増加回復はあるが、震災直前までの水準には 4, 428 千人も不足し、回復基調の状況にあるとは言えない。

第 2 四半期は春の連休を有する入込数の多い時期であるが、震災後の入込数が激減し、翌年増加したとはいえ回復基調にはなく、この時期の今後の入込数増減の推移を徹底的に注視する必要がある。

C 第3四半期

震災直前の平成22年入込数19,668千人を基準値とすると、震災時の平成23年は11,403千人で基準値に対し58.0%と入込数全体の割合61.6%より著しく低く、このことは8,265千人の著減のためであり、平成24年も15,123千人で基準値に対し76.9%と入込数全体の割合77.8%よりも低い水準であり3,720千人の増加回復はあるが、震災直前までの水準には4,545千人も不足し、回復基調の状況にあるとはいえない。

第3四半期は夏休み期間で入込数の最も多い時期であるが、震災後の入込数が激減し、翌年増加したとはいえ回復基調にはなく、この時期の今後の入込数増減の推移を徹底的に注視する必要がある。

D 第4四半期

震災直前の平成22年入込数13,095千人を基準値とすると、震災時の平成23年は9,392千人で基準値に対し71.7%と入込数全体の割合61.6%よりはかなり高く、平成24年も10,951千人で基準値に対し83.6%と入込数全体の割合77.8%よりはかなり高い水準であり、1,559千人しか増加回復せず、震災直前までの水準には2,144千人不足しているものの、やや回復基調の状況にあるといえる。

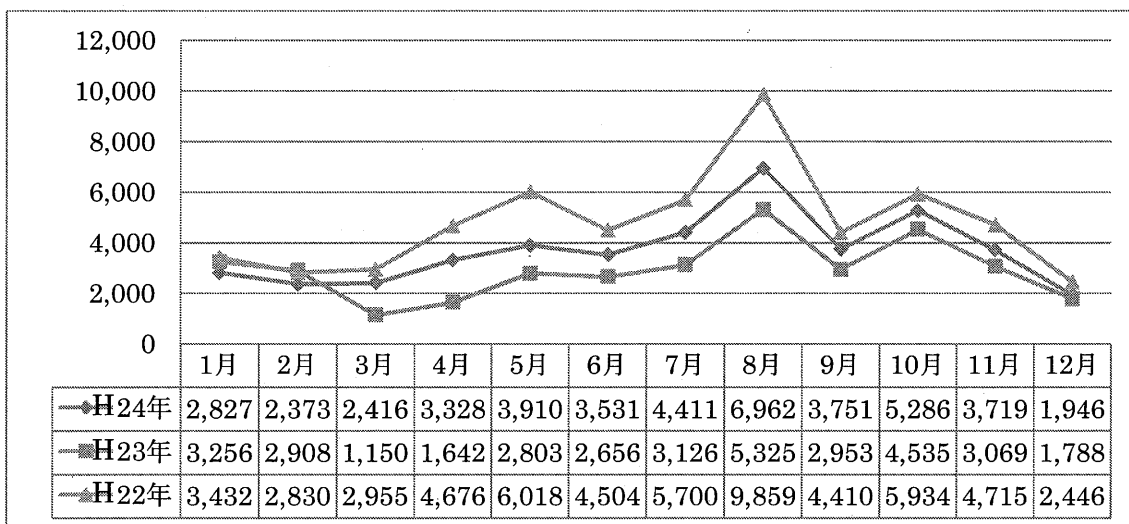
第4四半期は秋の行楽シーズンの四半期であるため入込数が多いが、平成23年の入込数が震災直後の影響をまともに受け、激減した第2四半期及び第3四半期と比較すると大幅な減少はあるが、その影響はやや少なく、また、翌年増加しており、完全に回復したわけではないものの、やや回復基調にあり、この時期の今後の入込数増減の推移を見守る必要がある。

ii) 月別分類

月別の入込状況は、平成24年は夏休みのある8月が6,962千人と第1位で、7月が4,411千人と第3位、秋の行楽シーズンの10月が5,286千人と第2位で、春の連休のある2月が3,910千人と第4位であった。また、9月は8月の反動で3,751千人と激減し、年末の12月は最も少なく1,946千人であった。震災前の平成22年も平成24年とほぼ同様の推移を示しており、本県の場合、必ずしも月別に平準化しているわけではなく最も多くの観光客が8月に集中し、また5月、7月及び10月の行楽シーズンは多いが、1月、2月、3月及び12月の冬場のシーズンオフは少ない傾向にある。

月別観光客入込数の推移

(単位：千人)



例年観光客が最も多い8月についてみると、震災直前の平成22年入込数9,859千人を基準値とすると、震災時の平成23年は5,325千人で基準値に対し54.0%と入込数全体の割合61.6%より著しく低く、このことは4,534千人の激減の結果であり、平成24年も6,962千人で基準値に対し70.6%と入込数全体の割合77.8%よりも低い水準であり、1,637千人の増加回復はあるが、震災直前までの水準には2,897千人も不足し、回復途上であり完全に回復基調の状況にあるとは言えない。

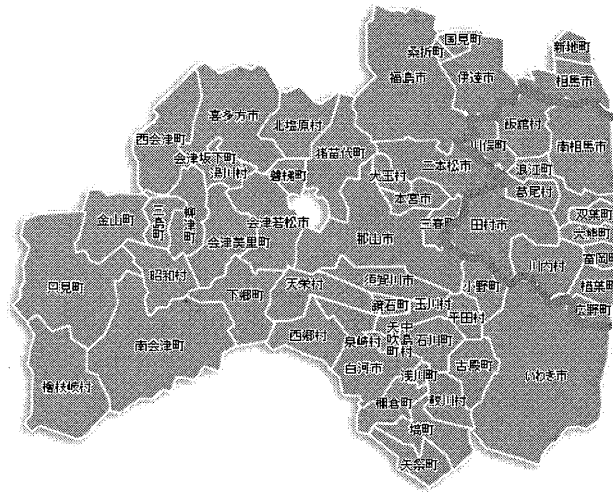
8月は夏休み期間で入込数の最も多い時期であるが、震災後の入込数が激減し、翌年増加したものの、完全な回復基調にはなく、この時期の今後の入込数増減の推移を徹底的に注視する必要がある。

3月、4月及び5月は震災発生が平成23年3月11日のため平成23年の入込数を大幅に激減させ、震災直前の平成22年と比較した対前年同月比は3月38.9%、4月35.1%、5月46.6%であった。これらのデータは、震災直後の3か月間が極めて厳しい状況であったことを示している。さらに、6月以降の3か月間も対前年同月比60.0%以下で厳しく6月59.0%、7月54.8%及び8月54.0%であった。

平成24年の入込数と震災直前の平成22年とを月別に比較し、その回復状況をみると、全ての月で平成24年の入込数は震災直前の平成22年の入込数以下であり、平成24年3月、4月及び5月は震災時から持ち直したものの、平成24年5月は震災直前の平成22年の同月と比較して65.0%の水準と低く、平成24年9月及び10月と回復基調が一部みられるものの完全な回復基調にはない。今後の1月から12月までの各月の入込数増減の推移を月次ベースで注視する必要がある。

④ 観光客利用状況ゼロ地区

i) 旧警戒区域等



(単位：地点)

観光種目調査集計地点	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
自然			
高瀬川溪谷 (浪江町)	20,985	0	0
歴史・文化			
いわなの郷 (川内村)	19,270	0	0
原子力発電所サービスホール (大熊町)	29,611	0	0
陶芸の杜おおぼり (浪江町)	33,817	0	0
請戸川やな場 (浪江町)	55,044	0	0
温泉・健康			
リフレ富岡 (富岡町)	183,468	0	0
かわうちの湯 (川内村)	85,464	0	0
スポーツ・レクリエーション			
村民の森あいの沢 (飯館村)	22,548	0	0
二ツ沼総合公園 (広野町)	64,458	0	0
天神岬スポーツ公園 (楢葉町)	180,911	0	0
J ヴィレッジ (楢葉町)	451,555	0	0
岩沢海水浴場 (楢葉町)	36,899	0	0
富岡町総合スポーツセンター (富岡町)	167,842	0	0
ふれあいパークおおくま (大熊町)	72,194	0	0
マリンパークなみえ (浪江町)	56,618	0	0
都市型観光－買い物・食等－			
もりの駅まごころ (飯館村)	53,628	0	0

その他				
道の駅ならは	(檜葉町)	301,014	0	0
行祭事・イベント				
小高区文化祭	(南相馬市)	41,000	0	0
山津見神社祭礼	(飯舘村)	20,000	0	0
夜の森桜まつり	(富岡町)	100,000	0	0
十日市	(浪江町)	100,000	0	0

注：集計対象地点については、「前年の観光入込客数が年間1万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が5千人以上」の観光地（イベント）としている。

震災後の入込数は激減しており、現時点で将来の回復すら予測できない状況にある。

震災直前の平成22年入込数を基準値とすると、震災時の平成23年は基準値に対し0%、平成24年も0%である。この地域は住民の立入制限があり、原則として宿泊不可の地区であり、住民以外の第三者が入れる余地はなく、平成25年においても入込数の回復の兆しすら全く見えない厳しい状況にある。

* 定義

(1) 避難指示区域の当初設定

- ・警戒区域、計画的避難区域
- ・東京電力福島第一原発事故に伴い住民避難指示の区域を平成23年4月に原発から20キロ圏を警戒区域、その外側を計画的避難区域として当初設定された。県内11市町村に設定。

(2) 避難指示区域の再編見直し

- ・帰還困難区域、居住制限区域、避難解除準備区域

平成24年12月に当初設定した区域を再編決定するも、当初の予定平成24年3月から大幅に遅れ平成25年8月に再編完了した。大幅に遅れた原因は、国の除染の遅れと再編による区域による住民対立がある。平成25年9月現在8万1,300人が県内外に避難中である。

① 帰還困難区域

平成24年3月から数えて5年以上戻れない区域
年間放射線量50ミリシーベルト超
立入制限区域

② 居住制限区域

数年での帰還を目指す区域
年間放射線量20ミリシーベルト超から50ミリシーベルト以下
立入自由、原則宿泊不可区域

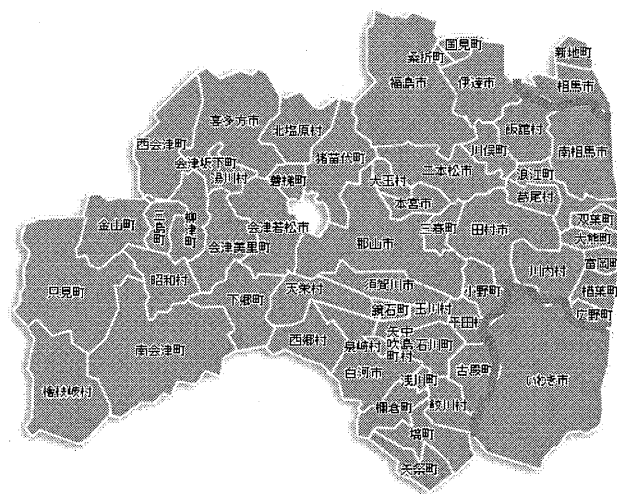
③ 避難解除準備区域

早期の帰還を目指す区域

年間放射線量 20 ミリシーベルト以下

立入自由、原則宿泊不可区域

ii) 旧警戒区域等以外の津波被害地区



(単位：地点)

観光種目調査集計地点	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
歴史・文化			
松川浦潮干狩り (相馬市)	30,928	0	0
イチゴ狩り (相馬市)	25,971	0	6,429
温泉・健康			
いわき蟹洗温泉 (いわき市)	194,120	0	0
スポーツ・レクリエーション			
北泉海水浴場 (南相馬市)	84,116	0	0
原釜尾浜海水浴場 (相馬市)	56,524	0	0
釣師浜海水浴場 (新地町)	6,950	0	0
薄磯・豊間海水浴場 (いわき市)	318,646	0	0
勿来・小浜海水浴場 (いわき市)	189,863	0	8,470
永崎・サンマリーナ海水浴場 (いわき市)	109,668	0	0
四倉海水浴場 (いわき市)	101,667	0	0
新舞子ビーチ海水浴場 (いわき市)	65,275	0	0
久ノ浜・波立海水浴場 (いわき市)	16,294	0	0
行祭事・イベント			
遊海しんち (新地町)	27,000	0	0

飛鳥Ⅱ寄港	(いわき市)	※ 110,000	0	0
カツオ祭り	(いわき市)	11,000	0	0

注：集計対象地点については、「前年の観光入込客数が年間1万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が5千人以上」の観光地（イベント）としている。

※：行祭事・イベントの飛鳥Ⅱ寄港（いわき市）については、毎年定期的に寄港していたものではないため、年度間の比較対象から本来、除外すべきものであることに留意する。

震災後の入込数が激減し、いまだ回復が困難な状況にある。

震災直前の平成22年入込数を基準値とすると、震災時の平成23年は基準値に対し0％であり、平成24年も一部のみ回復したとはいえ、ほとんど回復の兆候すら見えない。

iii) その他地区

(単位：地点)

観光種目調査集計地点		平成22年	平成23年	平成24年
歴史・文化				
白河バラ園	(白河市)	9,441	0	0
スポーツ・レクリエーション				
半田山自然公園	(桑折町)	37,362	0	16,172
ローカルレクリエーション	(須賀川市)	1,327	0	23,483
行祭事・イベント				
ロードレース	(二本松市)	10,000	0	10,000
霊山太鼓まつり	(伊達市)	10,000	0	5,000
「桑折宿」奥州・羽州街道祭り	(桑折町)	5,000	0	2,475
こどもまつり	(郡山市)	73,000	0	48,000
湖まつり	(郡山市)	14,400	0	14,500
つるりんこ祭	(郡山市)	13,000	0	8,000
白河提灯祭り	(白河市)	30,000	0	120,000
大昭和まつり	(白河市)	10,000	0	8,000
いきいきフェスタ	(中島村)	8,100	0	0
十万石棚倉城まつり	(棚倉町)	12,000	0	20,000
沼沢湖水まつり	(金山町)	13,000	0	14,000
会津高原たていわ夏まつり	(南会津町)	12,500	0	14,000

注：集計対象地点については、「前年の観光入込客数が年間1万人以上又は前年の特定月の

観光入込客数が5千人以上」の観光地（イベント）としている。

震災後の入込数が激減し、一部回復したものもあるが完全に回復している状況にはない。
震災直前の平成 22 年入込数を基準値とすると、震災時の平成 23 年は基準値に対し 0 %
であり、平成 24 年は一部完全に回復したものもあるが、大部分は回復途上の状況である。

⑤ 教育旅行

教育旅行の入込状況

教育旅行延べ宿泊者実績（県内を含む。）を見ると平成 14 年度から平成 22 年度までが約 70 万人で推移していたのが、震災の翌年度の平成 23 年度においては約 13 万人と年度平均値と比べ 18%と激減した。平成 24 年度も約 24 万人で 35%と震災時よりは回復しているものの、震災直前の平成 22 年度の水準からはかなり低く回復していない。

なお、教育旅行の受入が多い会津若松市を訪れた学校は平成 22 年度 841 校、平成 23 年度 100 校、平成 24 年度 210 校であった。また、平成 25 年度は 300 校ないし 400 校の受入を予想しているが、震災前の半分以下であり依然として厳しい状況である。

本県の主要な教育旅行の受入先である会津若松市は福島第一原子力発電所から西方 100 キロメートルの距離に位置し、ほぼ北方同距離の宮城県仙台市、ほぼ南方同距離の茨城県日立市とは同円周線上にある。放射線量の濃度は、これらの市とほぼ同様の水準で低いにもかかわらず、原発事故の風評被害をまともに受けたものである。教育旅行は学校教育の一貫で行うものであり、保護者 P T A の一人でも反対があれば旅行先の変更を検討せざるを得ないとのことではあるが、いったん変更した旅行先を戻すことは容易ではない。

参考資料

教育旅行延べ宿泊者数推移

年度	人数（人）
平成 14 年度	692, 101
平成 15 年度	699, 386
平成 16 年度	704, 328
平成 17 年度	706, 849
平成 18 年度	721, 869
平成 19 年度	747, 549
平成 20 年度	727, 275
平成 21 年度	709, 932
平成 22 年度	673, 912
平成 23 年度	132, 445
平成 24 年度	240, 148

⑥ 外国人旅行

外国人の観光客入込状況

観光庁宿泊統計調査によれば、本県外国人延べ宿泊者数（従業員 10 人以上の施設）は震災時の平成 23 年は 23,990 人泊で震災直前の平成 22 年 87,170 人泊と比べ 28.7% の水準に激減した。平成 24 年も 28,840 人泊で震災時よりは回復しているものの、震災直前の平成 22 年の水準からは 33.1% とかなり低く依然として戻っていない。

国籍別に見ると平成 24 年は延べ宿泊者数の多い順位から台湾 5,690 人泊、米国 4,910 人泊、中国 4,690 人泊、韓国 3,080 人泊であった。これらの上位の国籍を有する外国人宿泊者数は震災直前の平成 22 年以降、上位 4 ケ国とも減少しているが、特に韓国及び台湾が激減している。米国は震災直前とほぼ同一水準まで戻したものの、台湾、中国及び韓国は震災直前の水準からかなり低く、依然として厳しい状況である。

以下、主要国の観光客入込状況の現状、原因について記述する。

i) 韓国

震災時の平成 23 年は 3,860 人泊で震災直前の平成 22 年 43,520 人泊を水準とすると 8.9% と大幅に減少した。平成 24 年も 3,080 人泊で震災時より更に減少し、震災直前の平成 22 年の水準からは 7.1% とかなり低い。極めて厳しい深刻な状況にある。

東日本大震災による原発事故とそれに伴う風評被害が直接の原因となり激減したが、回復を大幅に遅らせている理由は、これらの原因の他に韓国との外交上の諸問題なども複雑に絡んでいるためと見られる。つまり、震災後、国際航空便である福島ーソウル間の定期便が直ちに休止し、再開に向け準備中の矢先に、慰安婦問題、竹島問題などの外交上の諸問題が発生したため再開できなかった。その後、ようやく再開した国際航空便である福島ーソウル間のチャーター便も搭乗率が好調だったにもかかわらず原発汚染水問題で休止するに至っている。

ii) 中国

震災時の平成 23 年は 3,610 人泊で震災直前の平成 22 年の 7,690 人泊を水準とすると 46.9% と激減した。平成 24 年も 4,690 人泊で震災時よりはやや回復しているものの、震災直前の平成 22 年の水準からは 61.0% と低く依然として戻っていない。

東日本大震災による原発事故、原発事故に伴う風評被害が直接の原因となり激減したが、回復を大幅に遅らせている理由は、これらの原因の他に中国との外交上の諸問題などがあるためである。つまり震災後、国際航空便である福島ー上海間の定期便が直ちに休止し、再開に向け準備中に、尖閣列島問題などの外交上の諸問題が発生したため再開できない状況にある。

iii) 台湾

震災時の平成 23 年は 3,860 人泊で震災直前の平成 22 年の 13,290 人泊を水準とすると 29.0%と大幅に激減した。平成 24 年も 5,690 人泊で震災時よりはやや回復しているものの、震災直前の平成 22 年の水準からは 42.8%とかなり低く依然として戻っていない。

東日本大震災による原発事故、原発事故に伴う風評被害が直接の原因となり激減したものであり、国際航空便である福島－台湾間の定期便は従来からなく、チャーター便による往来が一部見受けられたにすぎなかった。

iv) 米国

震災時の平成 23 年は 3,760 人泊で震災直前の平成 22 年の 5,000 人泊を水準とすると 75.2%と減少した。平成 24 年は 4,910 人泊で震災時より回復し、震災直前の平成 22 年の水準から 98.2%とほぼ同一水準まで回復した。

東日本大震災による原発事故、原発事故に伴う風評被害が直接の原因となり激減したものであり、米国の 50 マイル立入禁止の規制により本県からの退去が認められたものの回復した。

国際航空便である福島－米国間の定期便はなく、過去においてチャーター便による往来が一部見受けられた。

参考資料

* 宿泊統計調査（平成 24 年）（1～12 月）の結果について（確定値）【福島県の概要】
観光交流課の表から抜粋

福島県の延べ宿泊者数（うち外国人宿泊者）

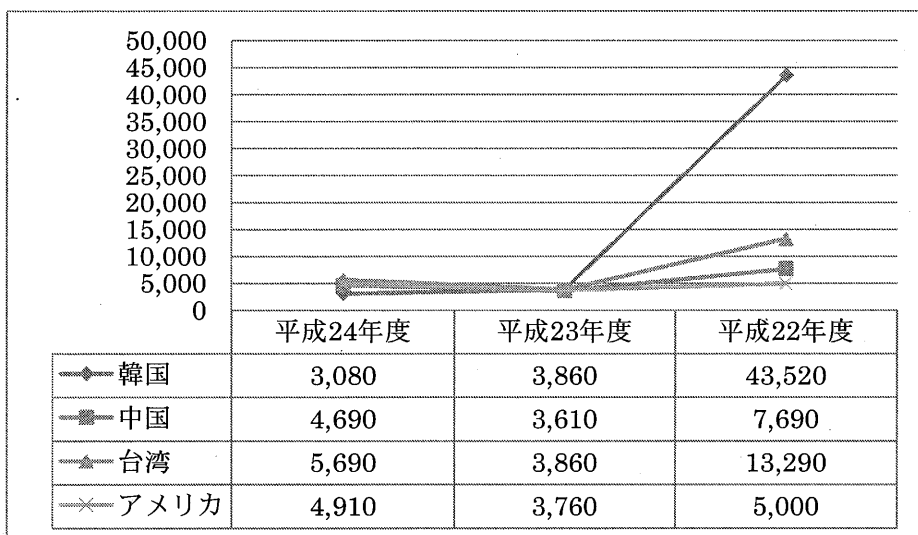
（単位：人泊、%）

期間	項目	平成 24 年 a	平成 23 年 b	平成 22 年 c	24/22 年比 a/c	23/22 年比 b/c
1～12 月	2 次避難除外宿泊者数	28,840	23,990	87,170	33.1	27.5

注：宿泊者数は観光庁「宿泊旅行統計調査」の数値を単純合計して集計した。

主要国籍別外国人延べ宿泊客数（1月～12月確定値）

（単位：人）



2 観光計画調査分析

本県の観光行政を実施するに当たり指針となる計画が現時点において3つあり、総合計画、復興計画及び商工業振興基本計画である。

これらの計画は、東日本大震災後に本県の復興を目指し、見直しあるいは新たに策定されたものであるが、これら3つの計画が定める施策の実施が複合的に効果を発揮することにより、観光も含め本県の復興が一日も早く達成されるものと期待されている。そこで、前述した第3部の1観光利用状況調査の結果を受け、これらの計画が、現在の観光利用状況水準を震災前の水準に戻すために迅速性に問題はなく効果的か、さらに復興後のあるべき姿の観光にとり効果的かなどについて検証することとする。

なお、3つの計画の関係については、「(4) 総合計画、復興計画及び商工業振興基本計画の関係」の項目においてまとめて記載している。

また、福島復興再生特別措置法に基づいて策定される各種計画のうち、本県観光行政に関するものについても検証の対象とした。

(1) 総合計画

本県は、あらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す最上位計画として総合計画を策定している。

震災前においては、平成21年12月に、「いきいき ふくしま創造プラン」なる平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする総合計画を策定していたわけであるが、平成23年3月11日発生した東日本大震災や原子力災害により、この総合計画が予定する社会経済情勢の前提が激変したことから、震災後の復興・再生を確実にするため、この計画を全面改定し、平成24年12月に「ふくしま新生プラン」なる平成25年度から平成32年度までの8年間を計画期間とする総合計画を新たに策定した。

観光行政についても、この新しい総合計画に基づき復興に向けた諸施策が予算化され、実施され、評価されることとなる。なお、この総合計画は、「人と地域」を礎とし、「活力」「安全と安心」及び「思いやり」の3つを柱に、復興・復旧の視点を重視した施策も盛り込み策定したものであり、本県の東日本大震災後の将来のあるべき姿の県土づくりを目指すものである。観光分野については施策分野別、地域別の主要施策の中に具体的に盛り込まれている。

① 政策分野別

本計画の策定する22の政策分野のうち観光を明確に示すものは「活力」の5観光・交流の分野においてのみであるが、「人と地域」「安全と安心」「思いやり」及び「活力」の5観光・交流以外の分野においても観光関連と考えられる諸政策が具体的に策定されている。

以下検証することとする。

i) 「活力」の「5観光・交流」分野

本県のイメージ回復と観光客の誘致、国際会議の誘致を主な取組とし、国内観光、国際観光、定住・二地域居住などによる国内交流、国際交流の推進を目指すとする。

数値目標は、主な指標として観光客入込数を掲示し、現況の平成22年57,179千人から10年後における平成32年の目標値を63,000千人としている。さらに、従たる指標に県内宿泊旅行者数と県内の外国人宿泊者数を示している。特に、県内宿泊旅行者数の数値目標は、現況の8,683千人を平成32年目標値11,000千人とし、県内の外国人宿泊者数は、現況の27,540人を平成32年目標値130,000人としている。

なお、本県の目標値は1月1日から12月31日までの暦年基準により算定表記されていることに留意する必要がある。

数値目標の上記以外の項目は以下のとおりであるが、各具体的数値は他の観光関連の指標と併せて「(1) 総合計画の④観光関連の主な数値目標のまとめ」の表に記載したので参照すること。

- ・教育旅行における県内宿泊者数
- ・グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数
- ・ふくしまファンクラブ会員数
- ・ふくしまふるさと暮らし情報センターにおける相談件数
- ・FIT地域における観光客入込数
- ・国際会議の開催件数・参加者数
- ・外国人留学生数

ii) 「人と地域」

「3文化・スポーツ、人々の活躍の場づくり」の分野において観光関連の主な取組としては、伝統文化等の保存・継承及びスポーツ等の全国大会や国際大会の誘致を掲げている。

観光関連の数値目標の主な項目は以下のとおりである。具体的数値は「(1) 総合計画の④観光関連の主な数値目標のまとめ」の表に記載したので参照すること。

- ・福島県立美術館の入館者数
- ・福島県立博物館の入館者数
- ・県文化センターの入館者数
- ・ふくしま海洋科学館の入館者数
- ・県文化財センター白河館の入館者数

iii) 「活力」の「5 観光・交流」以外の分野

「6 交流基盤・物流基盤」の分野において幹線道路や地域連携道路、JR 常磐線の復旧・基盤強化を主な取組とし、高速交通ネットワーク、骨格道路網、福島空港・小名浜港・相馬港、情報通信基盤の整備と活用、鉄道の復旧と基盤整備を目指すとし、観光に直接影響する交通アクセスに関し計画している。

数値目標は、主な指標として、7つの生活圏の中心都市間の平均所要時間を現況の平成 23 年 88 分から平成 32 年目標値 86 分以内としている。

なお、数値目標のその他の指標の項目は以下のとおりである。具体的数値は「(1) 総合計画の④観光関連の主な数値目標のまとめ」の表を参照すること。

- ・ 30 分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数
- ・ 福島空港利用者数
- ・ JR 路線の運休区間の距離

iv) 「思いやり」

「3 自然環境・景観の保全、継承」の分野においては景観形成活動の促進と希少野生動植物の保護を主な取組とし、自然環境の保護と適正な利用、美しい景観の保全と継承、生物多様性の保全及び環境保全対策を目指している。

数値目標は、主な指標として、自然公園の利用者数を現況の平成 22 年 15,291 千人から平成 32 年目標値 17,600 千人としている。さらに環境基準の達成率については水質については現況の 92.8%、大気については現況の 73.5%を平成 32 年目標値 100%としている。

② 地域別

本県を7つの地域に区分し、それぞれの特色や課題を踏まえた地域づくりを推進するための主要施策を策定している。

地域別の主要施策について記載されている内容をみると、観光に関しては、特に直接的に表現しているものは少なく、間接的に観光の施策を類推あるいは想定できる程度の抽象的表現にとどめてある。

総合計画の性質上やむを得ないとも考えられるが、より具体的に観光についての施策を記載すべきではなかったのか。将来に向け本県観光施策を積極的に推進する姿勢は残念ながら読みとれない。以下、地域別の主要施策内容について説明する。

i) 相双地域

観光施策について直接的、間接的な記載はない。

ii) いわき地域

多様で活発な交流の促進の内容に観光施策を間接的に表現しているのではとも考え

られるが、観光施策の記載を検討すべきではないか。

iii) 県北地域

多彩な交流の促進と観光施策を間接的に表現している。

iv) 県中地域

風評の払拭と観光の推進、地域資源の活用による交流人口の拡大を目指すと観光施策を積極的に行うことが記載されている。

v) 県南地域

地域資源を活かした交流の促進と観光施策を間接的に表現している。

vi) 会津地域

自然環境、景観等を後世に伝える取組の記載があるが、本県を代表する観光のメッカでもあり、観光施策を具体的に記載することを検討すべきではないか。

vii) 南会津地域

地域資源を活用した観光・交流人口の拡大と観光施策について記載されている。

③ 計画推進の方法

県は総合計画を着実に進めるための考え方、進行管理及び重点プロジェクトについて別段の項目により定めている。

計画の推進に当たっての考え方として、夢・希望・笑顔に満ちた新生ふくしまを実現するため、県民、民間団体、企業、市町村などと協力しながら、県づくりに取り組むこと、ふくしまの未来のため、組織や政策の枠を越えて、連携しながら取り組むことの2つを列挙している。

進行管理についても県の主な取組を点検・評価するとともに、県民の声を進行管理に活用すること、点検・評価した結果などを県民に分かりやすく公表することの2つを列挙している。そして、県が重点的に取り込むべきものを重点プロジェクトとして13件指定し、予算を優先的・効果的に配分するとしている。特に、観光分野においては、13件の重点プロジェクトのうちにふくしまの観光交流プロジェクトを定め、ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけ、様々なイベントの誘致などにより、国内外から多くの観光客などが訪れる姿を将来の目指す姿としている。

④ 観光関連の主な数値目標のまとめ

総合計画に記載されている観光関連の主な数値目標の具体的内容はすでに示したとおりだが、総合計画の数値目標は、観光関連以外の分野の数値目標とも混在し、かつ、数が多いため観光関連の数値目標のみを再度抜粋し表にまとめてみたので参考のこと。なお、これらの数値目標は全て復興計画の数値目標とも一致している。

項目	現況値	単位	目標値	単位
観光客入込数 ※	H22 57,179	千人	63,000	千人以上
県内宿泊旅行者数 ※	H23 8,683	千人	11,000	千人以上
県内の外国人宿泊者数 ※	H23 27,540	人	130,000	人以上
教育旅行における県内宿泊者数	H23 132,445	人	750,000	人以上
グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数 ※	H23 156,494	人	290,000	人以上
ふくしまファンクラブ会員数	H23 6,368	人	12,100	人以上
ふくしまふるさと暮らし情報センターにおける相談件数	H23 4,988	人	2,550	件以上
F I T地域における観光客入込数	H22 19,961	千人	21,957	千人以上
国際会議の開催件数	H23 16	件	増加を目指す	
国際会議の参加者数	H23 3,736	人	増加を目指す	
外国人留学生数	H23 393	人	540	人以上
福島県立美術館の入館者数	H23 103,960	人	120,000	人以上
福島県立博物館の入館者数	H23 82,414	人	100,000	人以上
福島県文化センターの入館者数	H23 62,929	人	345,800	人以上
ふくしま海洋科学館の入館者数	H23 258,244	人	900,000	人以上
県文化財センター白河館の入館者数	H23 22,528	人	30,000	人以上
七つの生活圏の中心都市間の平均所要時間	H23 88	分	86	分以下
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	H23 46	市町村	51	市町村以上
福島空港利用者数	H23 210	千人	300	千人以上
J R路線の運休区間の距離				
J R常磐線	H24 63.3	km	0.0	km
J R只見線	H24 27.6	km	0.0	km
猪苗代湖におけるCOD値	H23 1.1	mg/l	0.5	mg/l 以下
自然公園の利用者数	H22 15,291	千人	17,600	千人以上
森林づくり意識醸成活動の参加者数	H23 107,189	人	155,000	人
野生動植物保護サポーター登録数	H23 113	人	140	人以上
環境基準の達成率（水質）	H23 92.8	%	100	%
環境基準の達成率（大気）	H23 73.5	%	100	%
尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数	H23 769	人	1,400	人以上

注：現況値と目標値の数値は、原則として年度基準により算定されている。

なお、※の項目は1月1日から12月31日までの暦年基準により算定されている。

(意見)

主な数値目標が項目別に原則として一つのみ示されているが、事後評価の原因分析を含め効果的に行うに当たり、さらに関連する数値目標を従たるものとして設定すべきである。例えば、教育旅行の主な数値目標としては、県内宿泊者数が示されているが、従たる数値目標として小学校、中学校及び高等学校などの学校別の数値目標、都道府県別などの地域別数値目標などの設定があればより適切な事後評価が行うことが可能となる。

(2) 復興計画

本県は、平成 23 年 12 月 28 日に福島県復興計画（第 1 次）を具体的な復興のための取組や事業を示すために復興ビジョン（平成 23 年 8 月 11 日策定）に基づき策定した。その後、本県を取り巻く状況の変化による新たな課題への対応の必要性から計画内容を見直し、平成 24 年 12 月 28 日に福島県復興計画（第 2 次）として策定している。

この復興計画は、上記の総合計画と将来像を共有しつつ、本県復興のために必要な取組を機動的かつ確実に進めるための計画と位置付け、特にこの復興計画における主要施策の重点プロジェクトについては、総合計画の重点プロジェクトと同一とし一体的に進めている。

なお、観光については、主要政策のうち復興に向けた重点プロジェクトの 12 項目のうち、まちづくり、人とつながる分野におけるふくしまの観光交流プロジェクトの項目に主に記載されている。この復興計画の計画期間は 10 年である。

① 重点プロジェクトふくしまの観光交流プロジェクトの項目の内容

- i) ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに、芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、国内外から多くの観光客が訪れていることを想定している。
- ii) プロジェクトの主な内容は次のとおりである。
 - A テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食の連携など、県内市町村、観光事業者が一丸となった観光復興キャンペーンを実施すること。
 - B 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などによる観光と多様な交流を推進すること。

② 観光関連の数値目標 指標

i) 重点プロジェクトふくしまの観光交流プロジェクト

・観光客入込数

現況の平成 22 年 57,179 千人から平成 32 年の目標値を 63,000 千人以上としている。

・教育旅行における県内宿泊者数

現況の平成 23 年度 132, 445 人から平成 32 年度の目標値を 750, 000 人以上としている。

ii) 重点プロジェクトふくしま・きずなづくり

- ・ NPO やボランティアと県との共同事業数

現況の平成 23 年度 60 事業から平成 32 年度の目標値を 130 事業以上としている。

- ・ ふくしまファンクラブ会員数

現況の平成 23 年度 6, 368 人から平成 32 年度の目標値を 12, 100 人以上としている。

iii) 重点プロジェクト県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化

- ・ 7 つの生活圏の中心都市間の平均所要時間

現況の平成 23 年度 88 分から平成 32 年度の目標値を 86 分以下としている。

- ・ J R 常磐線の運休区間の距離

現況の平成 23 年度 63. 3 km から平成 32 年度の目標値を 0. 0 km としている。

③ 観光関連の地域別取組

i) 全エリア共通の主な取組

交通の整備の項目に、浜通りと中通り、中通りと会津をつなぐ東西連携道路など災害に強い道路ネットワークの構築に取り組むとあり、この取組は観光分野においても交通アクセスの強化改善につながるものである。

ii) 相馬エリア

〔復興に向けた考え方〕

被災施設の早期復旧と復興へ向けたまちづくりへの取組を強力に推進すること。原子力災害を克服し、避難指示解除（準備）区域の復旧と復興への取組を加速し、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力に取り組むこと。

以上 2 つを復興へ向けた考え方として示している。

〔主な取組〕

観光分野における交通アクセスの強化改善につながるものとして、復興を支援する交通網の整備の項目において具体的に記載している。

iii) 双葉エリア

〔復興に向けた考え方〕

福島第一原子力発電所が設置されている現場エリアである。地震・津波被害に加え、原子力災害によりほとんどの住民が避難を余儀なくされるという人類史上経験がない災害に見舞われている。このため、県は、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、避難指示解除（準備）区域の復旧と復興への取組を加速し、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力に取り組むことを復興へ向けた考え方として示して

いる。

〔主な取組〕

産業の再生及び創出の項目においてサッカー場であるＪヴィレッジの早期再開、復興を支援する交通網の整備の項目において具体的に記載している。

iv) いわきエリア

〔復興に向けた考え方〕

地震・津波被害・原子力災害による複合被害を克服し、復旧と復興へ向けたまちづくりへの取組を強力に推進すること。洋上風力発電所など再生可能エネルギーの推進を図り、国際バルク戦略港湾小名浜港の整備を進め、浜通りの復興拠点地域としていち早く復興を成し遂げ、ふくしま全体の復興に結びつけること。

以上２つを復興へ向けた考え方として示している。

〔主な取組〕

地震・津波被害への対応の項目において、水族館「アクアマリンふくしま」との連携によるにぎわい創出、復興を支援する交通網の整備の項目において具体的に記載している。

v) 中通りエリア

〔復興に向けた考え方〕

地震被害の復旧を強力に推進すること。高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を生かして、県全体の復興を牽引し被災者支援、雇用確保などの役割を担うこと。避難指示解除（準備）区域の復旧と復興への取組を加速し、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力で取り組むこと。

以上３つを復興へ向けた考え方として示している。

〔主な取組〕

産業の再生及び創出の項目において、国内外の会議・大会・イベント誘致による観光振興、福島空港を活用した裾野の広い交流拡大・情報発信。

vi) 会津エリア

〔復興に向けた考え方〕

平成 23 年 3 月 11 日の地震による被害は比較的少ないが、同年 7 月末の新潟・福島豪雨による甚大な災害に見舞われたため、豪雨災害からの復旧・復興を進め、災害に強い社会づくりを確立すること。原子力災害に伴う風評から脱却し、全国屈指

の観光地として復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信すること。
以上2つを復興へ向けた考え方として示している。

〔主な取組〕

産業の再生及び創出の項目にNHK大河ドラマ「八重の桜」の放送を契機とした歴史・文化的資源を活用した新たな観光振興につながるものとして復興を支援する交通網の整備の項目において具体的に記載している。

平成23年7月新潟・福島豪雨による災害復旧への取組の項目において、JR只見線の復旧も含め具体的に記載している。

④ 復興計画の実現方法

i) 情報の発信

- ・あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信すること。
- ・被災者向けの情報発信は、被災者のニーズの変化や多様化に対応し、よりきめ細かな情報を発信すること。

ii) 民間団体や県民等との連携

A 地域住民等との協働

- ・県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、多様な主体による情報共有、地域課題の確認、復興に向けた取組の検討のため、各地方振興局を中心に協議の機会を設置すること。
- ・母親や若者、高齢者等多様な主体からの意見反映を一層推進し、その主体的な活動の促進、協働を推進する仕組や体制づくりを推進すること。
- ・県民、行政区等、企業や行政機関など社会を構成するあらゆる主体が、地域コミュニティの再生に県民運動として取り組み、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会を形成すること。

B 民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

- ・企業や民間団体からの各種提案や協力を受け止めるための県の窓口設置
- ・必要な情報提供
- ・県や各種団体との連携のための調整

iii) 市町村との連携

- ・権限の委譲と財源の確保

- ・迅速かつ的確な人的支援

県復興計画に基づく具体的取込実施の際の市町村との連絡調整

iv) 国への要請等

原子力災害により土台から崩された本県の復興は、一地方自治体の力では限界があり、原子力災害は事業者及び国策として原子力発電を進めてきた国に全責任があるとの立場で「原子力災害からの福島復興再生協議会」等の場を活用し、必要な予算措置、法的措置及び原子力発電所の立地に伴う財源に代わる自由度の高い新たな財源措置等を要請する。

v) 復興に係る各種制度の活用

A 復興基金等の設置と活用

福島県原子力災害等復興基金等、本県の復興・再生に係る基金を復興計画推進のための事業に活用する。

B 復興特区制度の活用

本県としても、市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。

復興交付金の制度運用の弾力化、対象事業の拡大、十分な予算確保を要請する。

C 法律の活用及び制定要請

一地方自治体の枠を超えた法的措置による仕組や制度等の整備と活用が不可欠との考えから、これまで制定された様々な法令について、本県の実情に即した具体化と一層の活用を進めるとともに、新たに必要となる取組についての法的措置を引き続き国に要請する。

- ・福島復興再生特別措置法（平成 24 年 3 月 31 日法律第 25 号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年 8 月 12 日法律第 98 号）
- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）
- ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年 6 月 27 日法律第 48 号）
- ・原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年 6 月 17 日法律第 147 号）
- ・原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和 36 年 6 月 17 日法律第 148 号）

vi) 実効性の確保

A 推進体制

本計画は、「福島県東日本大震災復旧・復興本部」において、全庁一体的に推進すること。

避難指示区域の見直しに伴う避難地域市町村の帰還及び復興支援について、「避難地域復興局」において推進、帰還支援及び生活拠点の整備に係るプロジェクトチームを設置し、庁内連携体制を強化すること。

B 計画の進行管理

各取組の進行状況を毎年度点検し、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関が評価を実施すること。

評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を実施すること。

評価結果を県民に分かりやすく公表すること。

C 復興に向けた取組への重点的対応

重点プロジェクトに盛り込んだ事業を重点事業と位置付け、財源を優先的に配分すること。

D 復興計画の柔軟な見直し

今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、復興計画を適時、柔軟に見直すこと。

(3) 商工業振興基本計画

県は、福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」の商工労働及び観光に関する部門別計画として、平成22年3月に平成26年度を目標年次とする「福島県商工業振興基本計画“生きいき”ふくしま産業プラン」を策定したが、東日本大震災と原子力災害により県内の産業が大きな影響を受けたため、この厳しい状況から本県産業を復興し、持続的に発展できる本県産業の再構築を目指すため、これまでの計画を見直し、平成25年3月1日に新たに「福島県商工業振興基本計画 新生ふくしま産業プラン」を策定した。

この計画は、復興計画と連携し、本県産業を復興させることを目指すとともに、平成24年12月に全面的に改定した福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の「ふくしまを支える3本の柱」のうち、特に「いきいきとして活力に満ちた“ふくしま”」を担う商工業・労働・観光交流等に関する各種施策の基本的方向を明らかにし、これを具現化する総合的な指針として策定されたものである。

なお、従前は個別計画として位置付けていた「福島県観光振興基本計画うつくしま、ふくしま観光振興プラン」は、この計画に統合し、内容を充実したと説明している。この計画の計画期間は8年間であり、平成25年度を初年度とし、平成32年度を目標年度としている。

- ① 第2章本県産業を取り巻く社会経済情勢の変化においては、1 本県産業を取り巻く環境の変化として10項目、すなわち東日本大震災及び原子力災害の発生、人口減少・少子高齢社会の急激な進行、資源・エネルギー確保への課題、産業・就業を取り巻く環境の変化、様々な産業分野におけるイノベーションの加速化、高度情報化社会の進展、労働環境の変化、商業環境の変化、グローバル化の進展及び観光・交流を取り巻く環境の変化の項目を挙げて説明しているが、観光に関連する主なものを抜粋しておくのと次のとおりとなる。

・東日本大震災及び原子力災害の発生の項目

- ◇ 平成23年度県内主要観光地点の入込数が約4割減となるなど、本県を訪れる観光客や教育旅行者が大きく減少した。
- ◇ 外国からの渡航制限により福島空港の国際定期路線が運休し、平成23年度の利用者が前年度比約77千人減少した。
- ◇ 原子力災害に起因する風評により、様々な産業において、これまで築き上げてきた福島県のブランドが傷付いたことから、本県の産業全般に対する風評の解消が求められる。

(一部抜粋)

・観光・交流を取り巻く環境の変化の項目

- ◇ 国内人口が減少傾向にある中、国内外からの観光客や二地域居住者などの交流人口を拡大し、地域の活力を取り戻す動きが全国で盛んとなっている。
- ◇ 東日本大震災の発生後、本県への旅行者数やツアーは大幅に減少し、現在もなお原子力災害に伴う風評による影響が残っており、震災前の水準までは観光客が戻っておらず、今後も風評の払拭に継続して取り組む必要がある。
- ◇ 原子力災害の影響で国際定期路線の運休が続いており、福島空港の利用者数が減少した。
- ◇ ボランティアの中から本県への移住を決めて復興に向けた活動を実施する方々が現れるなど、東日本大震災を通じて生まれた^{きずな}絆を活用した交流人口の拡大が期待される。
- ◇ 原子力災害による風評により、県内を訪れる外国人が大幅に減少した。国内はもとより世界中に福島の実状を引き続き伝える取組が必要である。
- ◇ 海外での風評払拭を図るため、国やJNTO（日本政府観光局）等と連携しながら、国際会議や国際的イベント等の誘致、開催を促進し、本県の正しい情報や魅力

を世界に発信する必要がある。

- ② 第3章本県産業の目指す将来の姿は「第2章本県産業を取り巻く社会経済情勢の変化」を踏まえ、今後を展望し描いており、その将来の姿の実現に向かって取り組むとしている。そのため、この計画の基本目標は、「震災からの復興と新たな時代を担う産業の創出による『新生ふくしま』の実現」とし、その達成に向けた取組の基本姿勢を「連携」と「挑戦」による新たな価値の創造と説明している。

さらに、施策の基本的方向として5項目、すなわち、東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たしている「ふくしま」、将来を支える成長産業が創出されている「ふくしま」、地域資源を生かした産業の振興が図られている「ふくしま」、多様な交流が促進されている活力に満ちた「ふくしま」及び産業を支える「人と地域」が輝いている「ふくしま」の項目のそれぞれについて、目指す産業の将来像、将来像を実現するに当たっての課題及び施策の基本的方向の3分野について具体的に説明している。

なお、観光分野については主に多様な交流が促進されている活力に満ちた「ふくしま」の項目に記載されているので原文をそのまま掲載した。

原文

多様な交流が促進されている活力に満ちた「ふくしま」

目指す産業の将来像

- ① 東日本大震災や原子力災害、そして深刻な風評被害を乗り越え、本県の持つ豊かな自然、歴史に培われた伝統文化や食文化、産業遺産などの観光資源の一層の磨き上げが行われることに加え、本県産業の特色となる再生可能エネルギーや自然環境に配慮した観光施設等が増加し、魅力的な観光地が形成されるとともに、本県の観光情報を県外へ積極的に発信することで、国内はもとより東アジアを中心とした海外から多くの観光客が訪れています。
- ② 様々な国内外のコンベンションや文化イベント、スポーツ大会等の本県開催はもとより、教育旅行やスポーツ、文化活動などの合宿の地として活用されることで、幅広い年代での交流が盛んになるとともに、東日本大震災を機に復旧・復興で国内外から本県を訪れていた方々の県民との“絆”やネットワークづくりがきっかけとなり、県外との交流が拡大していきます。
- ③ 首都圏への近接性、更には温かな県民性など地域の魅力が広く理解され、県外から定住・二地域居住をする人々が増え、地域の中に溶け込み地域に新たな活力が生まれています。
- ④ 様々な交流を支える福島空港を拠点として、県内企業の海外展開や海外企業の県内立地など、アジアを中心とした海外各地との経済交流が盛んになり、本県経済の成長に寄与しています。

将来像を実現するに当たっての課題

- ① 人口の減少が進む中、交流人口を増加させることが重要となっていますが、観光客の誘致や定住・二地域居住の推進については、全国的に競争が激しくなっているため、本県ならではの温かい県民性も含めた総合的な魅力を高めていくとともに、県内外、更には国外へも強力に情報発信していく必要があります。
- ② 少子高齢化や人口減少など国内市場の縮小や円高傾向の継続に加え、東日本大震災以降、サプライチェーンの見直しや電力供給の不安定から発注元企業の海外シフトの動きもあり、海外企業との取引拡大が必要となっています。
- ③ 経済のグローバル化が進展する中、空港・港湾などの交流基盤がますます重要となっており、県内全体の活力を高めていくため、機能の維持・充実を図りながら、一層の利用促進に努める必要があります。

施策の基本的方向

- ① 国内外からの観光客を誘致するため、本県の豊かな自然、歴史に培われた伝統文化や食文化、そして特色あるコンベンション施設や文化・スポーツ施設などの活用に加え、観光特区を活用し、魅力ある観光地づくりも推進するなど、多様化する観光ニーズに対応した体験・滞在型の観光を推進していきます。
- ② 県内企業の海外取引拡大や海外企業の県内立地など、アジア地域を中心とした海外との交流拡大を図っていきます。
- ③ 東日本大震災及び原子力災害後の本県に対する理解を促進するため、正確な情報発信を継続的に実施していくとともに、地域の観光資源に目を向け特色ある観光を提案します。また、ICTを活用した観光情報発信や案内表示等の多言語表記など、観光地としてのバリアフリー化に取り組むことで、国内外からの観光客が安心して訪問し、快適に滞在いただけるよう受入体制の環境整備に努めます。
- ④ 東日本大震災以降、本県を応援していただいている層を対象として、本県の取組を伝達する機会を確保するとともに、相談窓口や受入体制整備を図ることで、定住・二地域居住の推進を図っていきます。
- ⑤ 様々な交流を支える福島空港を活用し、県外や海外からの誘客促進、国内外における企業活動の拡大を始め、本県と他地域との一層の交流の拡大を図っていきます。

- ③ 第4章においては、今後8年間における重点施策の展開として、目指す8年後の姿を第3章で記載した「めざす産業の将来像と実現に向けた施策の基本的方向」の5項目別に計画の目標年度（平成32年度）において、本県産業の成長する姿を予想し、記載している。なお、これら重点施策の達成度を測るための数値目標を67掲げ、成果指標として設定しているが、観光に関連する数値目標については、既に総合計画の主な数値目標のまとめにおいて記載され重複しているため、重複以外のこの計

画による数値目標のみを掲載しておく。

総合計画の数値目標重複以外の項目	現況値	単位	目標値	単位
No.29 観光物産館の購買者数	H23 年度	94,446 人	H32 年度	118,000 人以上
No.30 ふくしま市場の売上高	H23 年度	181,101 千円	H32 年度	184,000 千円以上
No.41 グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数	H23 年	156,494 人	H32 年	290,000 人以上
No.42 福島県認定ツーリズムガイド者数	H23 年度末	74 人	H32 年度末	92 人以上
No.43 産業交流館大規模コンベンション開催件数	H23 年度	0 件	H32 年度	85 件以上

観光分野における主な成果指標により描く姿については、多様な交流が促進されている活力に満ちた「ふくしま」の項目に記載されているので、原文をそのまま掲載した。

原文

多様な交流が促進されている活力に満ちた「ふくしま」

- ① 豊かな自然、歴史に培われた伝統文化や食文化、健康や癒し、農業等体験、産業遺産など「地域の宝」である観光資源を生かし、これらを国内外に積極的に発信することに加え、東日本大震災以降、災害復旧活動やボランティア活動など様々な形で本県を訪れていた方々との絆やネットワークを活用することにより、平成22年時点で約5,718万人の観光客入込数が6,300万人以上となるなど、国内のみならず、世界中から多くの観光客が本県を訪れています。
- ② 首都圏への近接性、豊かな自然環境、更には温かな県民性など地域の魅力が広く理解され、ふくしまファンクラブ会員数が平成23年度末時点の6,368人から12,100人以上になるとともに、地域における定住・二地域居住者の受入・支援体制の充実が図られていることにより、定住・二地域居住をする人々が増え、地域に新たな活力が生まれています。
- ③ 福島空港を活用した県外や東アジアを始めとした海外からのより一層の誘客、国際会議や学術研究などの経済・ビジネス交流、青少年の教育・文化・スポーツ交流などの活発化により、県内の外国人宿泊者数が平成23年度時点の約2.8万人から13万人以上になるなど、県内全体の活力が高まっています。

次に、主要な施策の展開として東日本大震災及び原子力災害からの復興、ふくしまの将来を支える成長産業の創出、ふくしまの地域資源を生かした産業の振興、ふくしまに活力を与える多様な交流の促進及び産業を支える「人と地域の輝き」づくりの5つに分けて説明している。

なお、観光分野に関する記載について、その主なものは次のとおりである。

i) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

東日本大震災及び原子力災害からの復旧、復興、風評の払拭に向けた継続的な情報発

信並びに観光客の誘致の3項目に分けて施策を記載しているが、観光分野については、主に最後の項目に具体的に記載されているため、原文をそのまま掲載した。

原文

風評の払拭に向けた継続的な情報発信と観光客の誘致

(1) 本県観光地等の正確な情報発信と国際路線の再開拡充

- ホームページ等を活用しながら、観光地の放射線の状況や食を始めとする県産品の安全性を定期的に情報発信し、東日本大震災及び原子力災害の影響により、激減した本県への国内外からの観光客の回復と運休が続いている福島空港国際定期路線の再開に取り組みます。
- 福島空港国際定期路線については、航空会社に対し、まずはチャーター便の運航の働き掛けを行い、ステップを踏みながら、定期路線の再開を目指します。そのため、当該チャーター便の運航期間及び定期路線が再開し安定するまでの間、航空会社等への運航支援を実施します。また、東日本大震災及び原子力災害の影響により激減した国際チャーター便（台湾、香港等）の誘致に向けて関係国及び航空会社へ運航を働き掛けるとともに、航空会社等への運航支援を実施します。

(2) 観光復興キャンペーンの推進

- 原子力災害に伴う風評の払拭と観光誘客を図るため、テレビ、ラジオなどの各種メディアや福島県のマスコットキャラクター「キビタン」などを活用しながら、継続的に本県の観光地の魅力と正確な情報を発信するとともに、旅行エージェントの招へいやモニターツアーの催行に取り組むなど、観光復興キャンペーンを展開します。
- 国内外から観光客を効果的に誘致するため、市町村や地元フィルムコミッションなどと連携し、テレビや映画の誘致及び当該メディアとのタイアップを始め、鉄道、バスなどの交通事業者と連携した誘客キャンペーン等を展開するとともに、県内観光地の磨き上げと新たな魅力づくりを併せて行うことで、本県全体への誘客の底上げを図ります。

さらに、本キャンペーンの実施と合わせ観光案内等の人材育成を進めます。

- 団体旅行客が大幅に減少している現状を踏まえ、旅行会社を対象とする交流会や説明会を開催していくとともに、旅行会社と連携しながら、誘客につながるPR事業や県内旅行商品の造成促進に取り組みます。
- NHK大河ドラマ「八重の桜」放映を観光誘客の起爆剤とし、県全域に効果が及ぶ周遊型観光ルートの策定に取り組みます。

(3) イベント及びコンベンション誘致の推進

- 実際に福島に来て、見て、福島の現状を知ってもらうため、国内外の様々なイベント、スポーツ競技会及び会議等の誘致に向け、様々な支援を行います。
- 各省庁と連携しながら、国際会議の誘致活動を実施します。

(4) 教育旅行の回復と推進

- 大幅に減少している教育旅行の誘致・回復に向け、官民一体となり教職員や保護者等に対して、地道できめ細かな働き掛けを行っていきます。

さらに、実際に福島に来て、見て、感じていただき、“福島は今”を伝えていただく取組を推進します。

- 本県の現状や体験プログラム等の理解を深めるため、教育関係者の招へいや誘致につながる支援を行います。

(5) 県外からの観光誘客に資する施設の誘致

- 観光地としての魅力を高めるため、観光特区を活用しながら、国内外から観光誘客につながるような施設の整備や誘致に取り組みます。

ii) ふくしまの将来を支える成長産業の創出

観光分野に直接関連する施策の説明はなく、記載省略。

iii) ふくしまの地域資源を生かした産業の振興

農商工連携等による地域産業6次化の推進のうち、観光に関連する施策としてグリーン・ツーリズムなどの記載があるので、原文のまま記載する。

原文

グリーン・ツーリズムなど観光との連携

農林漁業者と観光業者などが連携して取り組む農業や伝統料理などの農山漁村体験プログラムの開発を支援するとともに、地域ならではの農産物や加工品等の提供と生産者との交流を通じ、県産品の魅力の増進を図ります。

県産品のブランド力の向上の国内における販路の拡大において、観光に関連する施策としてアンテナショップ等の展開の記載があるので原文のまま記載する。

原文

① アンテナショップ等の展開による販売促進

首都圏アンテナショップ「ふくしま市場」及び「八重洲観光交流館」における催事やイベントの充実・強化により、更に効果的な県産品の情報発信と販売促進を行うとともに、これらのスペースを活用して企業や市町村等が行うプロモーション活動を支援します。

② 多様なツールを活用した情報発信と販路拡大

雑誌の広告媒体やソーシャルネットワーク等による県産品の魅力や安全性の情報発信を行うとともに、「ふくしまファンクラブ」、「Fukurum (フクラム) カード」、県独自のネットショップである「キビタン市場」など、多様なツールを活用し、県産品の情報発信と販路拡大を図ります。

地域を支える商業・サービス業・観光産業などの振興のサービス産業の振興において観光産業の育成・強化に施策があるので原文のまま記載する。

原文

① 観光産業の育成・強化

観光産業は旅行業、宿泊業、運送業、みやげ物販売、さらには農林水産業、製造業など様々な産業への経済波及効果を有するとともに、新たな産業を生み出す可能性を含んだ裾野の広い産業であることから、県内観光産業の一層の振興を図ります。

また、経営基盤の強化やサービスの充実に対する支援などにより、観光産業の育成・強化を図ります。

iv) ふくしまに活力を与える多様な交流の促進

観光分野に直接関連する施策が、国内観光の推進、国際観光・国際経済交流の推進、定住・二地域居住の推進、福島空港を活用した広域的な交流の促進の4つに区分され、具体的に説明されている。今後8年間における観光行政のベースとなる重点施策であり、原文のまま記載する。

原文

1 国内観光の推進

(1) 滞在型観光の推進

① 着地型観光等の推進

多様化する観光客のニーズに対応するため、「地域の宝」を生かしながら、地域が主体となって地域独自の観光素材を発掘し、磨き上げ、新たな観光の魅力として提案・発信する着地型観光を推進し、観光客の満足度を高め、リピーターの創出を図ります。

特に、本県に産業及び研究機関の集積が想定される再生可能エネルギー、医療機器研究・製造を活用した新たな産業観光を始め、県内の自然や観光資源を活用したスポーツツーリズムや障がい者に優しいツアーなど、ニューツーリズムを推進するとともに、これらの受入体制の充実強化を図ることで観光業の振興を図ります。

また、東日本大震災の経験を踏まえた防災教育や再生可能エネルギー、環境保全の取組等の新たな素材を活用した体験プログラムづくりや人材育成、教育旅行誘致に向けた受入体制の整備を推進します。

② グリーン・ツーリズムの推進

地域ごとの受入体制の整備を推進し、グリーン・ツーリズムを実践する農家民泊の開設支援等を行うほか、県内外に対して農産物直売所や農家民宿等のPRを展開します。

③ 広域連携の推進

観光客の県内滞在期間の長期化や宿泊日数の増加を図るため、市町村の枠を越え、多様なニーズや季節に応じた広域連携を支援するとともに、魅力ある広域的観光ルートを開発するなど、東北観光推進機構や隣接県等との連携を推進します。

さらに、観光圏整備法により指定された2つの観光圏（ふくしま観光圏及び会津・米沢地域観光圏）と連携し、滞在型観光を促進します。

④ 国内外からの観光客に対するバリアフリーの推進

障がい者の旅行を促進するため、県内の観光事業者の協力を得ながら、バリアフリー化を図ります。

また、ICTを活用して、観光情報をタイムリーに発信するとともに、快適で利便性の高いサービスを旅行者に提供して観光誘客を図ります。

なお、国内外からの観光客の利便性向上を検討するため、ICTの活用も含めた電子マネーやクレジット決済等の実証実験や普及拡大を推進します。

⑤ 環境に配慮した観光地づくりの推進

再生可能エネルギー等や環境保全、地域内循環型社会システムの導入など、環境保護を率先する先進的な観光地づくりを推進又は支援します。

2 国際観光・国際経済交流の推進

(1) 海外からの誘客の促進

① 誘客・PR活動の推進

東アジアを中心とした海外からの誘客を推進するため、現地における観光プロモーションや商談会の開催、現地旅行関係者の招待事業の実施などのPR活動に積極的に取り組みます。

また、福島空港と他空港との連携を図りながら、幅広いニーズに対応可能な魅力的な広域観光ルートの開発に取り組みます。

② 海外への情報発信

海外における本県及び本県観光資源の認知度（ブランド力）の向上を図るため、多言語による観光パンフレットやDVDなどの広報素材作成はもとより、多言語ホームページの開設や現地マスメディアの招待事業の実施など、情報発信の強化に取り組みます。

③ 国際教育旅行の推進

将来のリピーターとなる海外の若年層の誘客を促進するため、学校交流やホームステイ等の受入体制の整備を図り、海外と本県の若年層との相互交流の機会創出に努めながら、東アジアを中心とする海外からの教育旅行の誘致及び本県若年層の国際化に向けた交流活動に積極的に取り組みます。

(2) 国際観光に対応した環境整備

① 外国人観光客の案内体制の整備

個人旅行（FIT）の増加や観光ニーズの多様化に合わせ、ビジット・ジャパ

ン案内所を始めとする各地観光案内所等での対応強化を図るとともに、多言語による観光案内サイン等の整備やボランティアガイド等の人材育成を推進し、外国人観光客の案内体制の充実を図ります。

② 外国人観光客の受入体制の整備

多様な旅行形態や目的に合わせた観光ニーズに対応するため、接客従事者等の観光関係者を対象とした語学や接客等の研修事業を実施し、ホスピタリティあふれる高い接客技術を持つ人材の育成を図るとともに、外国人の受入対応が可能な宿泊施設等の裾野拡大を図るなど、受入環境の整備強化を図ります。

(3) 地域経済の国際化の推進

縮小が懸念されている国内市場を踏まえ、多くの県内中小企業が海外展開を視野に入れていることから、県上海事務所はもとより、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報センターを始めとする関係機関・団体の機能を最大限活用し、海外の経済動向やニーズ等に関する的確な情報収集・提供を行うとともに、企業の取引拡大など本県と海外との経済交流の創出・拡大に努めます。

特に、市場の拡大が見込まれているASEANにおいては、ミッションの派遣等により、また、海外の本県ゆかりの企業などの協力を得ながら、市場への参入可能性を探る県内企業の経済活動（輸出入、企業間取引、技術交流等）の支援に積極的に取り組み、本県企業の国際競争力の強化を図ります。

3 定住・二地域居住の推進

(1) 都市部からの定住・二地域居住者の誘導

① 定住・二地域居住情報の発信

本県への定住・二地域居住を推進するため、東京の有楽町にある相談窓口を活用し、情報の発信を行うほか、ふくしまファンクラブを活用し、本県の正確な情報を繰り返し発信します。

また、福島県全体をPRするイベントを首都圏で開催することで、復興する姿を発信し、福島に対するイメージを向上させ、観光交流の拡大や定住・二地域居住への誘導を図ります。

(2) 定住・二地域居住者の受入・支援体制の整備

① 定住・二地域居住希望者の受入体制の整備

地域住民の受入意識の醸成、市町村や民間団体との連携体制の構築、情報インフラ整備の推進等により、定住・二地域居住希望者の受入体制の整備を図ります。また、受入主体となる市町村、地域住民及び民間団体等が実施する定住・二地域居住推進の取組を積極的に支援します。

② 定住・二地域居住者の定住後支援

地域との調整役を担う福島ふるさと暮らし案内人や受入支援を行うNPO法人などの各種団体、市町村とともに、定住・二地域居住者が地域になじみ、円滑に

生活できるよう定住後の支援を行います。また、都市生活で培った行動力、活力や価値観を生かせるよう、定住・二地域居住者と地域とを結ぶネットワークの構築を支援し、地域の活性化を図ります。

4 福島空港を活用した広域的な交流の促進

(1) 利用促進の強化

① 送客・PR活動の強化

福島空港の更なる利用促進を図っていくためには、県民空港としての意識を醸成していくことが必要であることから、県内市町村や各種団体が行う利用促進活動との連携を強化しながら、魅力的な旅行商品の造成支援やビジネス利用の促進と併せて、テレビ、新聞等のメディアによる広報やきめ細かい訪問活動も実施し、県内及び隣接県の利用促進に努めます。

② 各種交流の推進

将来の利用が期待できる教育旅行の利用促進を図るとともに、就航先との交流人口の拡大に向け、市町村や各種団体が行う文化、青少年、スポーツ等の各種交流の拡大に取り組みます。

③ 航空貨物取扱量の拡大

積極的な企業訪問等により、県内企業のみならず北関東の企業の貨物をも集約するなど、航空貨物取扱量の拡大を図ります。

(2) 路線の維持・拡充

① 航空会社等に対する取組強化

福島空港の基幹路線である福島＝伊丹線について、更なる輸送力の強化と利便性の向上に向け、機材の大型化や増便等について、航空会社等関係機関へ働きかけます。

また、更なる交流人口の拡大と本県観光の振興を図るため、現在の大阪（伊丹）、札幌（新千歳）以外の新たな路線開設を目指し、航空会社等への働き掛けを行います。

さらに、国際定期路線の再開を始め、地域経済の活性化に寄与する台湾、香港等からの国際チャーター便の誘致に向けて、航空会社等への働き掛けを行います。

② 福島空港のアクセスの向上

福島空港の利用促進を図る上でアクセスの確保は重要な要素であることから、関係市町村や交通事業者等と連携しながら、リムジンバスや乗合タクシーなどの利便性の向上に努めます。

③ ビジネス利用の拡大

ビジネスでの空港利用者の確保は、季節的な需要の変動要因も少なく、路線の安定的な利用確保につながることから、企業誘致と連携したビジネス利用の拡大を図ります。

(3) 空港の新たな特色づくり

① 空港のにぎわいづくり

福島空港へ誰もが気軽に訪問できる環境を整備するため、空港見学会や各種イベントを積極的に実施し、来場者に空港に対する理解を深めてもらうとともに、一層のにぎわいの創出を図ります。

② 新たな利活用方策の検討・推進

パイロット養成事業やビジネスジェットの就航など、空港の新たな利活用方策についても様々な可能性の検討を進めます。

③ 空港の防災機能の強化

災害に強い空港の特性を生かし、緊急支援物資や資材の受入、自衛隊や災害派遣医療チーム（DMAT）といった救援隊の受入、救援ヘリコプター臨時発着場の指定など、県内の災害だけでなく、広域的な大規模災害にも対応できるよう、福島空港の防災機能の強化を図ります。

v) 産業を支える「人と地域の輝き」づくりの高度産業人材の育成において、地域観光の核となる人材の育成の施策があるので、原文のまま記載する。

原文

地域観光の核となる人材の育成

① おもてなしの心の醸成

本県を訪れる人々を温かく迎えるため、観光関係者のホスピタリティの向上やサービスの充実を促進します。また、県民一人ひとりが地域に対する誇りと愛着を身に付けつつ、ホスピタリティの精神を持ち、観光客を温かく受け入れる気運の醸成に努めます。

② 観光人材のスキルアップの促進

テクノアカデミー会津の観光プロデュース学科においては、観光商品の企画開発やICTを活用した情報発信、外国語の習得など、より高度な教育訓練を実施します。

④ 第5章地域別構想において本県を県北、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの7つの生活圏に分け、それぞれの地域特性・現状を分析し、課題を挙げ、重点施策を具体的に記載している。以下、観光に関連する7つの生活圏別の地域特性・現状、課題、重点施策を原文より一部抜粋し記載する。

原文一部抜粋

第5章 地域別構想

東日本大震災及び原子力災害からの復興と新たな時代を担う産業の創出による「新生ふくしま」の実現に向け、地域産業の再生と地域の特性を生かした産業の振興を図るため、7つの生活圏ごとの特性や課題を踏まえた重点施策を設定し、それぞれの地域における基本的な施策の方向を明らかにします。

1 県北地域

① 地域特性・現状

- 県北地域は、福島県の北に位置し、西に吾妻・安達太良連峰、東に阿武隈高地を擁し、中心部を阿武隈川が流れています。東北新幹線や東北自動車道といった高速交通体系が整備され、行政、教育・文化、商業、金融、医療などの高次都市機能が集積するなど、本県の政治、行政、教育の中心的役割を担っています。

福島市を中心として、情報通信関連産業、電気機械関連産業などの製造業が集積し、製造品出荷額は県内の26%を占め、県中地域と並んで本県の工業を牽引していますが、世界経済の減速、円高やデフレ、国際競争の激化が地域経済に大きな影響を与えています。

- 雄大な景色を望む磐梯吾妻スカイラインや桃源郷として名高い花見山などの豊かな自然環境と、特色ある温泉地に恵まれるとともに、祭りや太鼓をはじめ、地域の風土に根ざした伝統文化が脈々と継承されています。

② 課題

- 人口減少社会の到来に加え、東日本大震災及び原子力災害に伴い人口流出が進行する中、交流人口の拡大が地域活性化の鍵となっていることから、地域資源を生かした観光誘客や街なかのにぎわい創出を進めるとともに、中山間地域と中心市街地・住宅団地等との連携・交流を促進するなど、多様な交流による地域活性化を図っていく必要があります。

③ 重点施策

多様な交流の促進による地域の活性化

- ・ 潜在的な地域資源を発掘し、新たな観光資源として活用するとともに、それらを全国的に知名度のある花見山や温泉地などの既存の観光地と有機的に繋げる着地型観光の取組を推進します。
- ・ 農家民宿での農業宿泊体験など、県北あぶくま地域を始めとした農山村地域と都市部との交流を促進するための受入体制の整備を図り、地域の活性化に繋げるとともに、定住・二地域居住などの取組により、地域外からの人材の定着を促進します。
- ・ 中心市街地においては「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を推進するため、市町村が進める中心市街地活性化基本計画や商業まちづくり基本構想の策定等の取組を支援します。また、多様な交流によるにぎわい創出や空き店舗の活用等により

地域の活性化を図ります。

2 県中地域

① 地域特性・現状

- 県中地域は、福島県の中央に位置し、中心を阿武隈川が流れ、その流域に安積平野が広がっています。西側に奥羽山脈や猪苗代湖、東側に阿武隈高地が続いています。

南北に東北新幹線、東北本線、東北自動車道、国道4号など、東西には磐越自動車道、国道49号、磐越西線、磐越東線などが整備されており、首都圏、北陸地方、東北地方を結ぶ交通の要衝となっています。また、空の玄関口である福島空港は、国内・海外との交流を図るための重要な役割を担っています。

- 中心部には、コンベンション施設やレクリエーション施設など集客力の高い施設が集中する一方で、大規模な空き店舗や閉店した中小小売店舗が数多く見られるなど中心市街地の空洞化が進んでいます。また、阿武隈地域を中心に過疎化も進行しています。
- 日本三大桜の三春滝桜や夏井の千本桜など桜の名所を始めとする美しい自然と地域固有の文化財や歴史資源、地域に根付いた祭や伝統行事・イベントなど数多くの地域資源を有しています。

② 課題

- 都市部と過疎・中山間地域の交流・連携を促進するなど「人やモノ」の交流拡大により、地域の活性化を図っていく必要があります。また、福島空港の就航先との地域間交流や空港利用の促進に取り組む必要があります。

③ 重点施策

- 地域資源を活用した交流人口の拡大
 - ・ 県内の交通の要衝であるとともに充実した交通網やビッグパレットふくしまなどのコンベンション機能を最大限活用し、国内外の会議やイベントを積極的に誘致することで、交流人口の拡大を図ります。
 - ・ 地域に息づく歴史・伝統文化などの「地域の宝」の掘り起こしや情報発信により地域のブランド力を高め、地域に対する誇りや愛着が持てる地域づくりを進めるとともに、地域の特色ある農家民宿や農作業体験などのグリーン・ツーリズムや、定住・二地域居住を推進します。
 - ・ 中心市街地においては、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を推進するとともに、多様な交流によるにぎわい創出や空き店舗の活用等により地域の活性化を図ります。
 - ・ 福島空港の国際定期路線の早期再開に取り組むとともに、就航先との地域間交流や地域と一体となった利用促進の取組を進めます。また、福島空港における広域的防災機能の強化を図ります。

3 県南地域

① 地域特性・現状

- 県南地域は、福島県の南部に位置し、首都圏と隣接する地理的優位性があります。また、東北新幹線、東北自動車道、福島空港へのアクセスとなるあぶくま高原道路などの高速交通体系が発達し大都市圏との時間的距離が短いこと等により、製造業を中心に企業が立地し、半導体関連産業、輸送用機械関連産業などの集積がありますが、世界経済の減速、円高やデフレ、国際競争の激化が地域経済に大きな影響を与えています。

他地域と比較して、第2次産業の産業別総生産額・就業人口の比率が高い一方、第3次産業の比率が低いことが特徴です。

- 阿武隈川、久慈川等の源流を有し、美しく豊かな自然に恵まれるとともに、古くから奥州の玄関口として知られる白河の関や日本最古の公園といわれる南湖公園など歴史的文化遺産が数多く残されていますが、東白川地方においては過疎化も進行しています。

② 課題

- 人口減少社会の到来を迎え、交流人口の拡大が地域活性化の鍵となっていることから、地域資源をいかした観光誘客を進めるとともに、中心市街地を軸とした交流の拡大、定住・二地域居住を推進するなど、地域活性化を図っていく必要があります。

③ 重点施策

- 広域的連携による地域内外との交流の促進
 - ・ 南部軸の国道289号で連結された南会津地域・いわき地域、さらにはF I T構想に取り組む市町村などと連携し、イベントの開催や体験交流の場の拡大、魅力あふれる回遊ルートの創設など、地域が一体となって風評の払拭に取り組みながら、観光・交流の推進を図ります。
 - ・ 白河の関や南湖公園を始めとした歴史的文化的資源や地域住民の手による文化芸術活動など、県南地域に息づく文化の魅力を全国に発信し、観光交流の促進を図ります。
 - ・ ゴルフ場が数多く集積していることを活用し、韓国からのゴルフ客を誘致するなど、スポーツツーリズムをテーマとする外国人観光客の誘致に取り組みます。
 - ・ 首都圏に隣接する地域特性を十分に生かし、県外からの交流人口を拡大していくとともに、豊かな自然に囲まれた農山村での生活を希望する人々を支援し、定住・二地域居住やグリーン・ツーリズムを推進します。
 - ・ 地域の特色を生かし、歴史と伝統、文化が調和した魅力ある中心市街地の活性化を推進するため、白河市における中心市街地活性化基本計画に基づく取組を始め、市町村が進める中心市街地活性化基本計画や商業まちづくり基本構想の策定、

空き店舗の活用等の取組を支援します。

4 会津地域

① 地域特性・現状

- 会津地域は、福島県の北西部に位置し、磐梯山や猪苗代湖に代表される山岳、湖沼等の美しい自然に恵まれています。

磐越自動車道が東西の動脈となっており、会津縦貫道の整備も進んでいます。また、阿賀野川水系では豊富な雪解け水を利用した水力発電所や地熱発電所が立地し、エネルギーの供給地域となっています。

会津若松市を中心に、電子部品・デバイス、精密機械器具などの製造業の集積がありますが、世界経済の減速、円高やデフレ、半導体産業の世界的な再編に伴う生産ラインの縮小や統廃合が、地域経済に大きな影響を与えています。

- 全国に名高い歴史、文化を有しているほか、全国屈指の観光資源に恵まれ、本県の観光・リゾートの中心的地域であるとともに、多くの外国人観光客が訪れるなど、本県を代表する国際的観光地となっています。

一方で、中山間地域、特に山間部においては、過疎化、高齢化が進んでいます。

② 課題

- 歴史や文化に育まれた豊かな地域資源を生かした観光誘客を進めるとともに、都市・農村交流を促進し、交流人口の拡大による地域活性化を図っていく必要があります。

過疎化、高齢化が進行する小規模自治体、地域コミュニティに対する広域的、専門的な支援による地域活性化を図っていくとともに、中心市街地の活性化に向けた支援などが必要となっています。

③ 重点施策

- 観光・交流人口の拡大と地域の活性化
 - ・ 観光地の正確な放射線情報や食の安全・安心を確保する仕組の提供など、地域の観光資源が安全・安心であることを全国に発信し、風評を払拭するほか、JR只見線の早期全線復旧に取り組み、会津地域の観光の回復を図ります。
 - ・ 新しい観光商品の開発やグリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどにより、滞在型観光を推進します。また、観光資源を生かした交流人口の拡大による地域活性化及び産業復興を支援するため、会津の魅力発信による観光交流を推進します。
 - ・ 関係機関と連携し、首都圏の学校や旅行業者に対する説明会を開催し、会津の地域資源と安全性に関する情報を積極的に発信するとともに、学校関係者や旅行業者等を招へい事業に取り組むなど、教育旅行受入数の回復を図ります。
 - ・ 多様な交流によるにぎわい創出や空き店舗の活用など、市町村等の中心市街地の活性化に向けた商業振興への取組を支援することにより、地域の活性化を図り

ます。

5 南会津地域

① 地域特性・現状

南会津地域は、福島県の南西部に位置し、阿賀川流域の東部地域と只見川・伊南川流域の西部地域に大別され、これらの河川に沿って集落と耕地が形成されています。

また、本地域は山間・高冷地で、全国屈指の豪雪地帯でもあり、只見川を中心に豊富な雪解け水を利用した水力発電所が立地し、主に首都圏に電力を供給しています。

南北には会津線及び会津鬼怒川線、国道121号が通っており、東西は国道118号によって県中地域と、国道252号や只見線などによって新潟県と結ばれています。国道289号甲子道路が整備され、県南地域及び北関東地方各県との交流が拡大していることから、それを活用した産業展開が期待されます。

- 厳しい気候や交通アクセス等の条件から、製造業などの第2次産業の集積が他地域に比べ進んでいないことや第1次産業の産業別総生産額、就業人口の構成比が高いことが特徴ですが、世界経済の減速、円高やデフレ、国際競争の激化が地域経済に大きな影響を与えています。

山間・高冷地の特質を生かして栽培されたトマトやアスパラガス、りんどう、そば、キノコ類などの農林資源や尾瀬や広大なブナ原生林などの雄大な自然環境、会津田島祇園祭、檜枝岐歌舞伎などの伝統文化、日本の原風景というべき大内宿や前沢曲家集落に代表される歴史的景観、スキー場などの多様な観光資源に恵まれており、これらの地域資源を生かした農林業及び観光関連産業が主要な産業となっています。

また、豊富な水・森林資源を背景に、小水力発電や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入が期待されています。

- 雄大な自然環境が残り、伝統的建造物などの歴史的景観、祭りや食、年中行事などの伝統文化が継承されています。

しかし、人口の減少率や高齢化率が高く、県内で最も過疎・高齢化が進行している地域です。

② 課題

- 原子力災害により、南会津地域の経済・雇用を支える観光産業が風評被害を大きく受けており、正確な情報を発信し安全性をPRすることにより、風評の払拭を図るとともに、特産品の販路回復・拡大に取り組む必要があります。

また、平成23年に発生した新潟・福島豪雨により、道路や鉄道などが甚大な被害を受け、地域の観光に大きな影響が及んでいることから、交通網の早期復旧を図る必要があります。

- 過疎化・少子高齢化による人口減少が著しい南会津地域では、交流人口の拡大が地域経済の活性化に不可欠であるため、多様な地域資源を生かした観光誘客を進めるとともに、定住・二地域居住を推進していく必要があります。

③ 重点施策

○ 地域資源を活用した交流人口の拡大

- ・ 地域資源の安全性に関する情報を全国に向けて発信し、風評を払拭するほか、ＪＲ只見線の早期全線復旧に取り組み、観光客の回復を図ります。
- ・ 豊かな自然環境や伝統文化など、今ある地域の資源を生かすとともに、新たな地域資源を創造し、新しい観光商品の開発やグリーン・ツーリズムなどにより、体験・滞在型観光を推進します。また、効果的な情報発信を行うとともに旅行者の利便性を図る取組を進めるなど、受入体制の整備を進めます。
- ・ 関係機関と連携し、首都圏の学校や旅行業者に対する説明会を開催し、南会津の地域資源と安全性に関する情報を積極的に発信するとともに、学校関係者や旅行業者等を招へい事業に取り組むなど、教育旅行受入数の回復を図ります。
- ・ 定住・二地域居住の希望者に空き家情報やワーキングホリデーなどの地域の情報及び実践者の体験を発信するとともに、受入体制を整備し、定住人口の増加を図ります。
- ・ 町村や商工会等が進める中山間地域の商業機能確保のための取組や、商店街活性化など商業振興の取組を支援します。

6 相双地域

① 地域特性・現状

- 相双地域は、福島県の東部に位置し、海・山・川の豊かな自然を擁した温暖な気候の地域ですが、東日本大震災により沿岸部を始め、地域全体が甚大な被害を受けるとともに、原子力災害による避難指示区域等の設定により多くの住民が避難を余儀なくされ、多数の市町村で地域社会全体に空白が生じるなど、深刻な被害が継続しており、先の見通しが立たない状況にあります。
- 物流機能回復、交流拡大及び防災の観点から、中通りとつなぐ東西軸・浜通りを貫く南北軸の道路網、ＪＲ常磐線、相馬港等の交通・物流基盤の早期復旧と新たな整備が必要となっています。

② 課題

- 復興のシンボル・観光交流の拠点として、スポーツ・交流施設や観光資源の本来機能を回復、強化するとともに、優れた伝統文化等を生かしながら、交流人口の回復と拡大に取り組む必要があります。
- 交流拡大や物流機能回復、防災機能強化の観点から、東西軸・南北軸の道路網、ＪＲ常磐線、相馬港などの交通・物流基盤の早期復旧と新たな整備を進めていく必要があります。

③ 重点施策

○ 地域産業の再生

(避難指示区域)

(避難指示区域以外)

○ 交流人口の回復・拡大と産業インフラの復旧・整備

- ・ 復興に向けて取り組んでいる地域の姿を県内外に向けて積極的に情報発信するとともに、相馬野馬追やパークゴルフ場などの観光資源を活用し、交流人口の回復・拡大を図ります。
- ・ 避難指示解除区域における共同店舗の開設等、住民帰還を進めるため買い物しやすい環境整備を進め、地域の商業機能の回復を図ります。
- ・ 東西軸・南北軸の道路網整備について、常磐自動車道・東北中央自動車道の早期全線開通、国道6号の機能回復・強化に関係機関と連携して取り組みます。

また、J R常磐線の早期全線復旧、道路網・港湾の整備に関係機関が連携して取り組むことにより、物流機能の再整備と企業活動の回復を図ります。

7 いわき地域

① 地域特性・現状

- いわき地域は、福島県の南東部に位置しており、いわき地域を構成するいわき市は、昭和41年に5市4町5村が合併して誕生した広域多核都市で、平成11年に中核市へと移行しています。石炭産業から製造業を中心とする工業都市へと発展を遂げ、輸送用機械関連、化学関連などの分野を中心として、高い工業集積を有していますが、世界経済の減速、円高やデフレ、国際競争の激化が地域経済に大きな影響を与えています。

常磐自動車道や磐越自動車道、常磐線、磐越東線などの広域交通体系が整備され、また、重要港湾である小名浜港では国内外にコンテナ定期航路が就航しています。

- 西側の阿武隈高地や東側の太平洋など、多彩な自然と歴史・文化を有するとともに、温暖で寒暖の差が小さく、年間日照時間が長いなど、恵まれた気候条件のもと、アクアマリンパークやいわき湯本温泉など、集客力の高い観光拠点が存在します。

② 課題

- 多彩な自然や温泉、特色ある拠点施設、首都圏に隣接する優位性を更に生かし、都市農村交流や定住・二地域居住の推進、広域観光の振興など、多様で活発な交流を展開する必要があります。

③ 重点施策

○ 多様な地域資源を生かした交流の促進

- ・ 観光復興キャンペーンの展開や放射線に関する正確な情報発信などにより、当地域のイメージ回復を図り、観光を始め、定住・二地域居住、グリーン・ツーリズムなど、県内外との交流や国際交流を促進します。

- ・ 太平洋などの自然や温泉、アクアマリンパークなどの観光資源やフラダンスなど特色ある地域資源はもとより、再生可能エネルギーなどの産業観光も活用し、国内外の会議やイベントを誘致・開催するなど、国内外との交流を拡大することで観光客の誘致を促進します。

(サンシャイン観光推進特区 平成24年11月13日 認定)

- ・ 一店逸品運動事業や定期的な市の開催など、各地域の特色・課題を踏まえた中心市街地及び商店街の活性化に向けた取組を支援します。

⑤ 第6章計画推進において、この計画の計画推進の考え方、進行管理、重点プロジェクトの展開について記載している。

i) 計画推進の考え方

復興の状況や目まぐるしく変化する社会経済情勢を踏まえながら、産業界（企業・商工団体等）、研究・教育機関、行政（県・市町村）がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、連携を密にしながら、計画に基づく施策を推進する。

ii) 進行管理

毎年度適切な進行管理を行い、着実かつ効果的な施策展開を図るとともに、復興の状況や社会経済情勢の動向を踏まえながら、必要に応じて見直しを行う。

特に第4計画年度（平成28年度）には、施策の総点検を実施し、計画の達成状況を検証する。

iii) 重点プロジェクトの展開

総合計画の重点プロジェクトに基づき、施策の重点的な展開を図る。

・ 人口減少・高齢化対策プロジェクト

- 1 ふくしまでの生活再建支援
- 2 子ども・子育て支援
- 3 安全と安心の確保
- 4 新産業の創出
- 5 世代間交流の推進

・ 生活再建支援プロジェクト

- 1 県内避難者支援
- 2 県外避難者支援
- 3 帰還に向けた取組及び帰還後の生活再建支援
- 4 長期避難者等の生活拠点の整備
- 5 当面ふるさとへ戻らない人への支援
- 6 避難者を支える仕組

・中小企業等復興プロジェクト

- 1 県内中小企業等の振興
 - ・復旧・復興
 - ・販路開拓・取引拡大
 - ・人材育成
- 2 企業誘致の促進
- 3 新たな時代をリードする新産業の創出
 - ・再生可能エネルギー産業
 - ・医療関連産業
- 4 区域見直しに伴う対応
 - 地域経済活性化と雇用の確保・創出

・再生可能エネルギー推進プロジェクト

- 1 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大
- 2 再生可能エネルギーに係る最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備
- 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致、県内企業の参入・取引支援
- 4 スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消
 - 雇用の創出、持続的に発展可能な社会の実現

・医療関連産業集積プロジェクト

- 1 医療福祉機器産業の集積
 - ・医療機器開発・安全評価拠点の整備
 - ・ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立
 - ・医療福祉機器・介護ロボット開発ファンドの創設
 - ・国際的先端医療機器の開発・実証
 - ・県内企業の参入・取引支援
- 2 創薬拠点の整備
 - ・ふくしま医療産業振興拠点（創薬）の整備
 - 雇用の創出、我が国の医療関連産業をリード

・ふくしまの観光交流プロジェクト

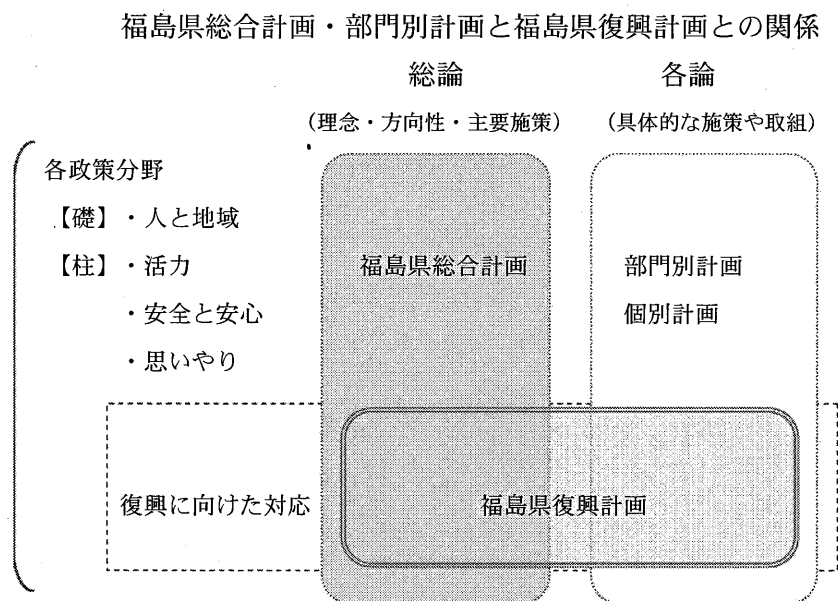
- 1 テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食との連携など、県内市町村、観光事業者が一丸となった観光復興キャンペーンの実施
- 2 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などによる観光と多様な交流の推進

(4) 総合計画、復興計画及び商工業振興基本計画の関係

- ① 総合計画は、東日本大震災・原子力災害に限らず、中長期的に取り組んでいく最上位の計画であり、総合的に基本理念、方向性、主要施策を示すものである。
- ② これに対して復興計画は、東日本大震災、原子力災害などからの復旧、復興に特化した計画である。

総合計画と復興計画の関係は、進行管理の結果を相互にフィードバックするなど、連携して推進していくものとされている。

- ③ 商工業振興基本計画は部門別計画であり、総合計画を補足するものとして策定し、各論的に具体的な施策や取組を示している。なお、県の観光行政のベースとなる部門別計画は「福島県商工業振興基本計画 新生ふくしま産業プラン」である。



(出典 福島県総合計画 ふくしま新生プランより抜粋)

注：部門別計画一覧と主管部局

- 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画 _____ 総合安全管理室
(知事直轄)
- 福島県国土利用計画 _____ 企画調整部
- 福島県水資源総合計画 _____ 企画調整部
- 福島県過疎・中山間地域振興戦略「里・山いきいき戦略」 _____ 企画調整部
- 福島県文化振興基本計画「ふくしま文化元気創造プラン」 _____ 企画調整部
- 福島県生涯学習基本計画「夢まなびと創造プラン」 _____ 企画調整部

○福島県スポーツ推進基本計画「ふくしまスポーツ元気創造プラン」	企画調整部
○福島県環境基本計画	生活環境部
○福島県ユニバーサルデザイン推進計画	生活環境部
○ふくしま男女共同参画プラン	生活環境部
○ふくしま青少年育成プラン	生活環境部
○ふくしま国際施策推進プラン	生活環境部
○福島県保健医療福祉復興ビジョン(仮称)	保健福祉部
○福島県商工業振興基本計画「新生ふくしま産業プラン」	商工労働部
○福島県農林水産業振興計画(仮称)	農林水産部
○ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン(仮称)	土木部
○第6次福島県総合教育計画	教育委員会

(意見)

福島県商工業振興基本計画「新生ふくしま産業プラン」に、従前は部門別計画又は個別計画として位置付けられていた「福島県観光振興基本計画うつくしま、ふくしま観光振興プラン」が統合されたが、本県商工業の全てを含めた振興基本計画となっているため、観光に関する計画が分散し、より充実した内容ではあるがやや複雑であるため、観光に特化した個別計画を従前どおり再度策定すべきである。

(5) 福島復興再生特別措置法に定められた計画

この計画は、平成24年3月31日に施行された福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。)に基づき定められた計画をいい、内閣総理大臣が定めるものと福島県知事が作成するものとがある。以下、観光行政に関連する計画の概要について記載する。

① 内閣総理大臣が定める計画

避難解除等区域復興再生計画は福島特措法第7条に基づき、福島復興再生基本方針(平成24年7月13日閣議決定)に即し、福島県知事の申出を受け、内閣総理大臣が平成25年3月19日に決定策定したものである。

i) 第1部 全般的な事項(概要)

Ⅱの計画の取組方針・目標の項目の地域一体又は近隣の他の地域と一体となった取組において、交通アクセスにつき記載されている。

Vの分野別の取組の項目の公共インフラの復旧と機能強化において、交通アクセスにつき記載されている。

ii) 第2部 広域的な地域整備の方向（概要）

1 の公共インフラの復興と機能強化において

（1）広域的な道路ネットワークの構築、（5）JR常磐線の復旧につき具体的に記載している。

iii) 第3部 市町村ごとの計画

観光関連の計画をインフラの整備、産業の再生の項目で具体的に策定している。その内容を抜粋し記載すると以下のとおりである。なお、大熊町、双葉町を除く10市町村について計画化されている。

A 田村市

観光振興（観光施設の再開・再生）

B 南相馬市

観光振興（相馬野馬追の継承、鎮魂の森、震災メモリアルパークなど新たな観光資源の開発）

C 川俣町

事業再開支援（川俣シャモの鶏舎の町での整備ほか）を産業の再生の項目で計画化

D 広野町

観光振興（平成25年12月にパークゴルフ場の再オープン予定）

E 楡葉町

観光振興（「しおかぜ荘」、「道の駅ならは」 平成25年度本復旧完了予定）

F 富岡町

特に記載無し。

G 川内村

観光振興（「かわうちの湯」、「いわなの郷」 改修工事に着手予定）

H 浪江町

特に記載無し。

I 葛尾村

観光施設（観光施設の再開に向けた対策）

J 飯舘村

飯舘牛ブランドの存続の計画が農林水産業の再生において策定されている。

② 福島県知事が作成する計画

i) 産業復興計画

産業復興再生計画が平成 25 年 5 月 28 日、福島特措法第 51 条に基づき作成され内閣総理大臣から認定されている。

A 目標

この再生計画は、既に上述した総合計画、復興計画のみならず農林水産業振興計画、商工業振興基本計画の基本理念や目標、目指す姿、取組の方向性等を取り込み作成したものである。特に、各産業が着実に復興し、自立するとともに、強みを生かし、相互に連携しながら、新たな時代をリードする産業と雇用を創出することを目標としている。

B 取組の内容

この再生計画は、避難解除等区域、将来的な住民の帰還を目指す区域のみならず県内全域を対象とし作成されたものであり、本県観光行政へ重要な影響を与える内容を含む。つまり、観光振興の項目において観光客を始め様々な交流人口の増大に取り組むとし、さらに観光産業に関連する中小企業についても中小企業の項目において事業再開・経営再建（グループ補助金、制度資金）、産業基盤の整備（港湾・空港・道路・鉄道）などを進めるとしている。

なお、観光振興の項目における取組の具体的内容は以下のとおりである。

- ・観光復興キャンペーン（八重の桜、観光有料道路の無料化）
- ・正確な情報発信
- ・教育旅行誘致
- ・ニューツーリズムの推進（再生エネルギーなど）
- ・外国人観光客再誘致
- ・国内外航空路線の再開・拡充
- ・地域の伝統文化等の維持・復活
- ・道路や鉄道等の復旧・整備など

C 産業復興再生事業（規制の特例）

観光に関連する事業を抜粋すると以下のとおりである。

- ・福島特例通訳案内士育成等事業
外国人旅行客向けに本県の魅力や正しい情報を伝える体制整備のための通訳案内士育成研修・登録の実施事業

- ・商品等需要開拓事業（手数料等の1／2の軽減）

地域団体商標制度を活用した福島ブランドの確立のための事業

〔更新事業〕

南郷トマト、土湯温泉、会津みそ、大堀相馬焼

〔新規事業〕

会津田島アスパラガス

- ・新品種育成事業（出願料等の3／4の軽減）

オリジナル品種を開発し、新たなブランドを構築するための事業

水稲（4品種）、イチゴ、アスパラガス、モモ、ナシ、リンゴ、リンドウ、カラー

ii) 重点推進計画

重点推進計画が平成25年4月26日、福島特措法第71条に基づき作成され内閣総理大臣から認定されている。

- ・観光に直接関連する重点推進計画は特にない。

iii) 企業立地促進計画

企業立地促進計画が平成25年6月10日に福島特措法第18条に基づき作成され内閣総理大臣から認定されている。

- ・ポイントの概要の別紙1、別紙2において、観光分野に関連する以下の事業が認定されている。

・別紙1

宿泊業、飲食サービス業が先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業（福島特措法規則第3条第2号）においては構成業種に認定されている。

・別紙2

首都圏アンテナショップ事業が経営支援における先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業（福島特措法規則第3条第2号）として平成25年度の予算措置事業に認定されている。

3 監査検証結果

(1) 観光関連施設別

① 主な観光関連施設

i) ふくしま海洋科学館

A 施設概要

ふくしま海洋科学館は、浜通り地方のいわき地区いわき市小名浜に所在する水族館。愛称は、「アクアマリンふくしま」といい、平成12年(2000年)7月15日に開館した。施設の所管部局は、企画調整部文化スポーツ局生涯学習課であり、県の外郭団体である公益財団法人ふくしま海洋科学館が指定管理者として運営管理を行っている。

「海洋科学館」や「環境水族館」の名のとおり、子どもたちが生物に触れ合うことで自然の大切さを実感できるタッチングプールや、壊れやすい水辺の自然の保全の役割を果たす場としての水生生物保全センターを設置している。また、平成22年3月にオープンした「アクアマリン子ども体験館」には釣り堀が設置され、楽しみながら命の尊さを実感できる「命の教育」実践の場として多くの観光客が訪れている。

施設概要は以下のとおりである。

延床面積：15,233㎡(本館・体験館・水生生物保全センター・屋外トイレ)

地上4階、地下1階(本館)、全館バリアフリー

B 施設震災時の状況

B-1 被害状況と復興状況

平成23年3月11日被災。地震と津波の被害により、翌日から休館。

平成23年4月1日の通電再開から復旧作業を開始し、同月3日から指定管理者による応急復旧工事(蛇の目ビーチ海水取水ポンプ修繕、屋根ガラス、大水槽間仕切りアクリル板等)を開始。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による巨大津波により蛇の目ビーチの展示生物は流失した。施設の地上1階全体が浸水し、地下にある電気設備の冠水、インフラの供給停止と物資供給の途絶により飼育することが困難となり、結果として展示数20万点のうち、9割の生物が死滅、流失した。生き残った飼育生物を各地の水族館、動物園へ緊急移送(避難)させ、同年7月15日、震災以来4か月ぶりに営業再開し、現在に至る。

B-2 復興工事の財産管理状況

被災設備等名	施設設備等名	復旧工事開始	完全復旧	復旧費用(円)
本館・体験館	建築工事	H24.3.6	H25.2.15	109,478,250
	電気工事			116,490,150

水生生物保全センター	空調設備工事	H24. 4. 18	H24. 12. 18	258,391,350
	給排水設備工事		H25. 6. 28	283,011,750
	土木工事			111,578,250
	建築工事	H25. 3. 28	H25. 12 月予定	197,362,200
	電気工事			83,730,150

県有財産台帳との突合の結果、復旧工事に関する記帳は福島県公有財産規則（平成3年福島県規則第23号）に準拠し適切になされている。問題はない。

C 施設利用状況に関する事項

C-1 利用状況の現状

（単位：人）

	施設名	区 分	過去3年間の入込状況			H21 以前の入込数			
			H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
1	アクアマリンふくしま		522,269	258,244	861,326	903,498	871,666	1,002,446	912,529
	（年館パスポート利用者）		42,983	32,672	52,329	47,373	49,019	49,463	44,780
	（年館パスポート購入者）		7,094	5,290	8,386	8,231	7,822	8,128	7,227

- ・入込状況の対象期間は4月1日から3月31日までの年度基準による。
- ・平成23年度は、東日本大震災の影響により平成23年7月15日再オープンしたため8か月半の営業期間となっている。
- ・対平成22年度比では、40%減（339,057人減）となっており、震災前の水準までは依然回復していない。

C-2 利用状況改善に向けた事業計画と事業内容の検証

年度事業計画のうち、利用状況改善に向けた事業内容の記載があるが、事業計画書、年度協定書、実績報告書などを閲覧した結果、利用状況改善に有効であり、問題とすべき事項はない。

C-3 利用状況の平成25年度の予測

平成25年度の入込状況の見込は、59万人である。

特に、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題が発生した以降、教育旅行も含め団体客などのキャンセルが相次ぎ震災前水準まで回復するには至らない見通しである。

D 実施事業の監査結果

D-1 実施事業の支払事務検証

委託料の平成 24 年度支払事務は、関係書類の閲覧及び突合の結果、適正になされており問題ない。なお、指定管理者の公益財団法人ふくしま海洋科学館の平成 24 年度決算収支計算書（一般会計）の受託事業収入に同額計上されていることを確認した。

平成 24 年度の委託事業は次のとおりであった。

款項目	委託事業名	委託料 (単位：円)	着手年月日	履行確認	契約
			履行年月日	支払年月日	
(目) ふくしま海洋科学館費	ふくしま海洋科学館管理委託	401,834,000	H24.4.1	H25.5.31	随意
			H25.3.31	H25.1.24	
	ふくしま海洋科学館電話交換機更新工事外設計委託	682,500	H24.6.25	H24.8.21	随意
			H24.8.21	H24.9.26	
	アクアマリンふくしま水生生物保全センター調査設計委託	3,150,000	H24.5.29	H25.2.1	随意
			H25.1.24	H25.3.29	
	アクアマリンふくしま太陽光発電設備等導入工事設計委託	1,701,000	H25.1.21	H25.3.28	指名競争
			H25.3.25	H25.4.25	

参考：指定管理者の状況

- ・指定管理者名 公益財団法人ふくしま海洋科学館
- ・指定管理期間（直近） 5 年間（自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）
- ・指定管理料（平成 24 年度） 401,834,000 円
- ・利用者 1 人当たりの指定管理料（平成 24 年度） 769 円

D-2 実施事業と事業計画との整合性検証

実施された事業は全て事業計画の定めどおり行われ、事業と計画との整合性に問題はない。なお、目的適合性、迅速性、効果性なども調査したが特に問題はない。

D-3 目標数値の達成度の事後評価検証

実績と目標数値の達成度の事後評価状況の記載が事業報告書において不明確である。

現在、指定管理者である公益財団法人ふくしま海洋科学館が事業計画書を策定し、事業内容においては、各会計の事業を詳細に記載している。しかし各事業の施策の結果として達成すべき目標が明記されていない。そのため、事業報告書において入込数の実績の記載はあるものの、前年、あるいは前々年の実績の比較にすぎず、目標に対する実績の比較とはなっていない。そのため、事後評価が困難で、原因の根本的な分析も実施できない状況となっている。

(意見) 事業計画書に入込数の目標数値を具体的に記載し、事後評価が適切に実施できるようにすべきである。

E 指定管理者基本協定書の見直しについて

委託料については、指定管理者との契約に基づいて5年間の費用上限を設けており、今回の指定管理契約期間の上限は、2,277,313千円となっている。今回の契約期間内に東日本大震災が発生しており、当初の計画とは大幅に状況が異なっている。特に、平成24年度は若干入込数が回復したものの、平成22年度と比較すると60%程度の回復状況にすぎない。当初の基本協定書において設定した費用上限を維持して利用状況を震災前の水準まで回復させるための適切な管理運営業務を行うことが可能なのかどうかも含め、指定管理者基本協定書の見直しの有無について検討する必要がある。

(意見) 東日本大震災後の利用状況の回復を加速させるため、指定管理者基本協定書の見直しの必要性について検討すべきである。

監査上、(意見)として記載したもの以外に特に問題はない。

ii) 福島県産業交流館

A 施設概要

福島県産業交流館は中通り地方の県中地区郡山市に位置する複合コンベンション施設で、通称「ビッグパレット」といい、平成10年(1998年)10月16日に開館した。

この施設の所管部局は観光交流局観光交流課であるが、管理運営は現在、指定管理者である県の第三セクターである公益財団法人福島県産業振興センターが行っている。なお、この施設は、見本市、会議、研修、スポーツ興行、演奏会、フリーマーケット等様々なイベントに利用されている。施設概要は以下のとおりである。

延 床 面 積 : 23,258 m²

多 目 的 展 示 ホール : 展示面積 5,495 m² (3分割可)

コンベンションホール : 対応面積 953 m² (2分割可)、収容人数 1,000 人

4か国語同時通訳設備があり、国際会議可

屋 外 展 示 場：展示面積 3,085 m²

駐 車 場：約 800 台

B 施設震災時の状況

B-1 被害状況と復興状況

施設全体として、クラック発生、天井材及び壁材の剥離・落下並びに電気機械設備の不具合が見られた。具体的には、多目的展示ホールにおいては、天井パネルの落下、ガラスの破損、床にクラックが発生した。4階プレゼンテーションルームに至っては、ガラスが全面的に割れてしまい、構造体にも歪みが生じた。このため、営業を続けることが困難となり、休館とした。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	復旧工事開始 年月日	仮復旧見込 年月日	完全復旧 見込年月日	復旧費用 (円)
1	多目的展示ホール	H24. 2. 7	H24. 5. 31	H24. 5. 31	488,582,850
2	コンベンションホール外	H24. 3. 9	H24. 6. 29	H24. 7. 31	188,979,000
3	プレゼンテーションルーム外	H24. 4. 27	H24. 10. 31	H24. 10. 31	173,483,100
4	電気設備その1	H24. 3. 9	H24. 10. 31	H24. 10. 31	133,509,600
5	電気設備その2	H24. 4. 23	H24. 10. 31	H24. 10. 31	92,486,100
6	機械設備	H24. 3. 9	H24. 10. 31	H24. 10. 31	134,165,850

B-2 復興工事の財産管理状況

県有財産台帳との突合の結果、復旧工事に関する記帳は福島県公有財産規則（平成3年福島県規則第23号）に準拠し適切になされている。問題はない。

C 施設利用状況に関する事項

C-1 利用状況の現状

・入込数の状況（年：1月～12月）

（単位：人）

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	福島県産業交流館	入場者数	444,137	0	751,213	853,657	1,007,768	921,315	971,669
2	福島県産業交流館	催事件数	891	0	1,701	1,801	1,732	1,815	1,898

震災前の平成22年の入込水準と比較し、施設が地震被害により破壊し、一部施設が富岡町、川内村の役場、あるいは避難所として活用されたため、平成23年は休館のため利

用者0%と激減した。なお、平成24年は復旧工事後の6月から暫定オープンし、本格的には11月からグランドオープンされたため震災前と比較し59.1%の水準に過ぎず、いまだ回復している状況にはない。

C-2 利用状況改善に向けた事業計画と事業内容の検証

事業計画書、年度協定書、実績報告書、精算書などの関係書類を閲覧し、関係者への聞き取り調査により事業計画のうち利用状況改善に向けた事業内容は有効であり、特に問題とすべき事項はない。

D 実施事業の監査結果

D-1 実施事業の支払事務検証

i) 委託料

協定書の金額を前金払にて支払っていることを支出負担行為調書（変更）、支出命令書、実績報告書及び委託料の額の確定調書と照合し、支払事務が適正に行われていることを確かめた。問題はない。

参考：指定管理者の状況

- ・指定管理者名 公益財団法人福島県産業振興センター
- ・指定管理期間（直近） 5年間（自平成21年4月1日 至平成26年3月31日）
- ・指定管理料（平成24年度） 75,982,550円

ii) 補助金

補助金事業は交付要綱の定めにより適正に交付され、申請、決定及び交付事務などの事務手続きは適正に行われていた。なお、補助事業の進行状況につき、実施状況報告、完了報告及び実績報告も適切に行われており、問題はない。

番号	No.1
事業名	福島県産業交流館利用料金免除事業補助金
補助先名	公益財団法人福島県産業振興センター
事業実施場所	郡山市
事業内容	利用料金減収分の補填

国庫補助率	—
事業費（円）	2,671,522 (2,671,522)
補助率	定額
補助額（円）	2,671,522

注：事業費の欄の金額は、補助対象事業費、（ ）の金額は総事業費を示す。

この補助金事業は、知事が公益上の必要により施設を利用させるため、福島県産業交流館条例（平成8年福島県条例第44号）第9条に定める利用料金の全部又は一部の免除に伴い生ずる収入の減少額につき、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び福島県産業交流館利用料金免除事業補助金交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する制度をいう。

なお、補助の対象及び補助額は別表に掲げるものについて交付し、その額は知事が定める額とする。

別表

免 除 対 象	免除する額	補助する額
1 原子力災害により避難指示区域等とされた市町村（※）等が次のいずれかの目的で利用するもの。 ① 市町村が主催する復興・復旧のための会議 ② 市町村が主催する町政懇談会、意見交換会等の行事 ③ 市町村が実施する住民健康診断等の住民向けの事務事業 ④ 市町村に係る住民自治会及び町村会が主催するコミュニティの形成・維持のための会議 ⑤ 市町村に係る住民自治会、NPOその他の団体が主催する復興・復旧に向けた住民向けの説明会、研修会、座談会、講演会等の行事	利用料金の10割	同 左

※：本表中「市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村のことをいう。

D-2 実施事業と事業計画との整合性検証

実施された事業は全て事業計画の定めのとおり行われ、事業と計画との整合性に

問題はない。なお、目的適合性、迅速性、効果性なども調査したが問題はない。

D-3 目標数値の達成度の事後評価検証

実績と目標数値の達成度の事後評価は適切に行われていた。

E その他

本県観光復興の鍵を握る重要な施設の一つである。国内及び国際会議を開催できる本県最大のコンベンションセンターであり、全国規模の大会等の誘致に震災後において成功しており、この施設の事業計画が有効に機能し、多くの利用者が本県を訪れることにより利用率の大幅な向上が見込める。さらに、アフターコンベンションにより経済波及効果の増加も見込めるため、積極的に大規模コンベンション誘致を推進すべきである。監査上、特に問題はない。

iii) 福島県立美術館

A 施設概要

福島県立美術館は、中通り地方の県北地区福島市に所在する美術館であり、昭和 59 年（1984 年）7 月 22 日福島大学経済学部森合キャンパス跡地に、福島県立図書館と併せて設置された。この施設の所管は教育委員会社会教育課であり、管理運営も指定管理者ではなく県が直接行っている。本県の芸術文化の拠点となる重要な施設の一つであるが、この施設の概要は以下のとおりである。

敷地面積：60,500 m²（県立図書館併置）

延床面積：9680.7 m²

建築面積：6471.5 m²

所蔵品：作品合計 3,053 点 美術資料 30 点

駐車場：81 台（普通車 75 台 大型 6 台）

B 施設震災時の状況

B-1 被害状況と復興状況

地震により玄関の天井が落ちたり、展示室や書棚、美術品及び機械設備にも大きな被害が出たため、一時休館。天井等の応急復旧工事を行い、平成 23 年 4 月 26 日に施設運営を再開。今後は、空調機械室補修や外構石補修を実施する予定である。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	施設設備等名	復旧工事開始 年月日	仮復旧見込 年月日	完全復旧見込 年月日
1	本館	天井等	H23. 4. 5	H23. 4. 21	H24. 3. 29
2	本館	展示室	H23. 4. 1		H23. 4. 15
3	本館	美術品	H24. 1. 5		H24. 3. 27
4	本館外	機械設備	H24. 10. 12		H25. 3. 8

・施設の復旧予定及び廃止予定

	被災設備等名	復旧・廃止の別	(復旧の場合) 仮復旧(予定)日	(復旧の場合) 完全復旧(予定)日
1	空調機械室、事務室	復旧	未定	未定
2	外構石	復旧	未定	未定
3	機械設備(池)	復旧	未定	未定

C 施設利用状況に関する事項

C-1 利用状況の現状

(単位：人)

	施設名	※ 区分	過去3年間の入込状況			H21 以前の入込数			
			H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
1	県立美術館	常設展	31,307	21,436	50,061	25,910	40,692	39,353	28,765
2	県立美術館	企画展	42,385	75,409	87,324	32,410	49,306	78,054	48,656
3	県立美術館	その他 無料入館	6,939	7,115	2,847	2,780	—	—	—
		計	80,631	103,960	140,232	61,100	—	—	—

注：入込数は4月1日から3月31日までの年度計算による算定

入館者合計数は、東日本大震災直前の平成22年度と比較して平成23年度及び24年度のいずれも下回っている。

※：平成20年度以前はその他無料入館（年賀状展などエントランスホールで開催されるものや、講演会など）はカウントしていないため、不明。

C-2 利用状況改善に向けた事業計画と事業内容

事業計画のうち利用状況改善に向けた事業内容は有効であり特に問題ない。

C-3 利用状況の平成25年の予測

平成 25 年度では、若冲展が開催され、福島県立美術館への入館者は 155,592 人（うち、高校生以下の無料入館者、招待券等の入館者は 23,897 人）であり、予想以上の入館数で震災前の水準を超える状況にある。なお、若冲展の入館者は、仙台市博物館が 104,219 人、岩手県立美術館が 70,018 人であり、福島県立美術館の入館者が特に多く、県内のみならず県外からの入場者も殺到した。

D 実施事業の監査結果

D-1 実施事業の支払事務検証

この施設は、指定管理者によることなく県直営により運営されている。平成 24 年度支払事務は関係書類の閲覧及び突合の結果、適正になされており問題ない。なお、平成 24 年度における歳出は、以下のとおりとなっている。

(単位：円)

款	項	目	予算現額			支出済額
			計	節		
				区分	金額	
10 教育費	6 社会教育費	8 美術館費	190,937,000			183,032,094
				1 報酬	72,000	45,000
				8 報償費	827,000	804,500
				9 旅費	2,068,000	1,794,690
				11 需用費	58,070,000	57,656,358
				12 役務費	5,802,000	5,438,731
				13 委託料	96,484,000	95,677,653
				14 使用料及び賃借料	11,280,000	11,264,262
				15 工事請負費	5,973,000	0
				18 備品購入費	250,000	249,900
				19 負担金、補助及び交付金	10,111,000	10,101,000

支出に占める割合が最も高いのは委託料で 52.3%、次に高いのは需用費 31.5%である。

D-2 実施事業と事業計画との整合性検証

実施された事業は全て事業計画の定めどおり行われ、事業と計画との整合性に問題はない。なお、目的適合性、迅速性、効果性なども調査したが特に問題はない。

D-3 目標数値の達成度の事後評価検証

実績と目標数値の達成度の事後評価状況の記載については問題ない。

E その他

平成 25 年に開催された若冲展の過去最大の入場者数実績にみられるように、全国各地から入場者が殺到する企画展の開催が再度できるように利用状況を意識した企画展の開催を希望する。

監査上、特に問題はない。

iv) 福島県立博物館

A 施設概要

福島県立博物館は、会津地方の会津中央地区会津若松市にある総合博物館。鶴ヶ城公園内の鶴ヶ城に隣接した場所に昭和 61 年（1986 年）開館した。この施設は教育庁社会教育課が所管し、指定管理者によらず県が直接管理運営を行っている。福島県の古代から現代までの歴史、民俗資料、自然資料を大規模に陳列展示し、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目指しているが、施設概要は以下のとおりである。

敷地面積： 37,269.60 m²
 延床面積： 11,071.44 m²
 建築面積： 10,986.23 m²
 所蔵品： 108,974 点
 駐車場： 200 台

B 施設震災時の状況

B-1 被害状況と復興状況 被害なし
 B-2 復興工事の財産管理状況 該当なし

C 施設利用状況に関する事項

C-1 利用状況の現状

(単位：人)

	施設名	※区分	過去 3 年間の入込状況			H21 以前の入込数			
			H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
1	県立博物館	常設展	43,782	49,427	55,313	65,582	60,523	65,426	62,632
2	県立博物館	企画展	22,763	7,939	21,935	2,009	6,996	6,685	21,901
3	県立博物館	無料入館	16,856	25,048	18,308	26,005	15,756	27,185	20,153
		計	83,401	82,414	95,556	93,596	83,275	99,296	104,686
	※無料入館は常設展と企画展別に区分はできない。								

(注) 入込数は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの年度計算による算定

入館者合計数は、東日本大震災直前の平成 22 年度と比較して平成 23 年度は

89.4%と減少し、平成24年度は79.2%と平成23年度よりもさらに下落した。

C-2 利用状況改善にむけた事業計画と事業内容の検証

福島県立博物館では中期目標を策定し、活動指針、重点目標、実現方策、25年度目標、24年度評価指標、24年度実績、達成度及び25年度評価指標を掲げている。利用状況改善に関しては、具体的にPR等の改善の方法について記載している。事業計画のうち、利用状況改善に向けた事業内容は有効であり特に問題ない。

C-3 利用状況の平成25年度の予測

入館者数90,000人、累計入館者数4,306,248人（入館者数は、企画展開催回数で大きく左右されるため、基準年（平成20年度）同様年度2回の開催を前提として算定している。）を予測しており、震災前水準までにほぼ回復する見通しである。

D 実施事業の監査結果

D-1 実施事業の支払事務検証

この施設は、指定管理者によることなく県直営により運営されている。平成24年度支払事務は関係書類の閲覧及び突合の結果、適正になされており問題ない。なお、平成24年度における歳出は、以下のとおりとなっている。

（単位：円）

款	項	目	予算現額			支出済額
			計	節		
				区分	金額	
10 教育費	6 社会教育費	8 博物館費	147, 461, 000			145, 591, 796
				1 報酬	25, 690, 000	25, 649, 053
				4 共済費	3, 836, 000	3, 818, 665
				8 報償費	869, 000	726, 040
				9 旅費	2, 775, 000	2, 275, 395
				11 需用費	46, 691, 000	46, 403, 331
				12 役務費	5, 792, 000	5, 325, 905
				13 委託料	57, 452, 000	57, 437, 257
				14 使用料及び賃借料	979, 000	808, 150
				18 備品購入費	639, 000	638, 400
				19 負担金、補助及び交付金	67, 000	61, 000
				22 補償、補填及び賠償金	2, 600, 000	2, 400, 000
				27 公課費	71, 000	48, 600

支出に占める割合が最も高いのは委託料39.5%、次に高いのは需用費31.9%である。

D-2 実施事業と事業計画との整合性検証

実施された事業は全て事業計画の定めとおりに行われ、事業と計画との整合性に問題はない。なお、目的適合性、迅速性、効果性なども調査したが特に問題はない。

D-3 目標数値の達成度の事後評価検証

実績と目標数値の達成度の事後評価状況の記載については問題ない。

E その他

今後の課題として以下の項目を挙げ、運営を強化するとしている。

- ・収蔵資料の情報を広く発信するため、収蔵資料情報の整理・データベース化とインターネット公開について推進していくこと。
- ・利用者の多様なニーズをを満たすため、企画展等に合わせたミュージアムショップの設置を検討していくこと。
- ・利用者ニーズの把握と対応において、さまざまな機会および媒体を利用して館のPRを行うとともに、効果的な広報のあり方について検討すること。

監査上、特に問題はない。

V) あづま総合運動公園

A 施設概要

あづま総合運動公園は、中通り地方の県北地区福島市にある広域都市公園をいい、昭和45年に明治100年事業の一つとして建設が計画され、福島県が緑のマスタープランに基づき、スポーツ、レクリエーションを主体として整備をしたものである。野球場、陸上競技場、総合体育館、多目的運動広場、テニスコート、クライミングウォール等の施設を有し、平成7年10月に開催された第50回国民体育大会秋季大会(ふくしま国体)のメイン会場である。なお、この施設の所管部局は土木部まちづくり推進課であるが、クライミングウォールのみ企画調整部文化スポーツ課が担当し、施設全ての管理運営は指定管理者である公益財団法人福島県都市公園・緑化協会が行っている。

B 施設震災時の状況

B-1 被害状況と復興状況

あづま総合運動公園が立地する福島市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、震度5強の揺れを観測したが、園内施設は倒壊等の大きな被害を生じることなく、施設機能を維持した。

このため、県営あづま総合体育館は避難所として運営され、同年3月13日から9月23日に閉所するまでの195日間に、延べ110,420名に及ぶ避難者を受け入れた。

園内施設の被害では、あづま総合体育館のサブアリーナ天井板が数枚剥がれたため、平成 23 年 9 月の避難所閉鎖後に補修工事を実施した。

なお、クライミングウォールの被害はなかったが、平成 23 年 4 月から 5 月までの利用者はなかった。

B-2 復興工事の財産管理状況 該当なし

C 施設利用状況に関する事項

C-1 利用状況の現状

(単位：人)

	施設名	過去 3 年間の入込状況				H21 以前の入込数			
		区分	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
1	あづま総合運動公園		1,890,242	1,156,648	1,383,641	1,374,471	1,599,577	1,444,831	1,331,592
	県営あづま球場		73,582	61,293	42,697	65,319	116,461	49,991	91,702
	県営あづま総合体育館		387,561	115,311	292,363	277,752	344,966	344,316	237,682
	県営あづま陸上競技場		109,361	73,853	63,842	72,057	53,273	52,536	47,931
	補助陸上競技場		18,263	29,680	27,851	23,200	23,433	18,513	17,361
	庭球場		32,505	24,595	26,218	15,276	19,906	19,499	20,833
	軟式野球場		8,541	9,248	9,136	7,442	7,929	6,820	5,712
	多目的運動広場		10,812	6,368	4,234	6,047	9,042	7,765	10,133
	第 2 多目的運動広場		12,742	7,615	12,169	8,350	8,853	6,421	5,494
	スポーツイベント広場		10,966	4,866	9,800	10,207	8,725	9,743	7,050
	ミニ多目的運動広場		3,985	3,864	3,421	3,085	1,616	1,944	2,397
	サイクルスポーツ広場		415,259	184,907	266,939	259,003	252,711	248,778	263,104
	せせらぎ桜の広場		12,334	5,529	4,936	-	-	-	-
	クライミングウォール施設		250	114	363	322	258	882	791
	その他入園者		794,081	629,405	619,672	626,411	752,404	677,623	621,402

注：入込数は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの年度計算による算定

震災前の平成 22 年度と比較し、震災時の平成 23 年度は 83.6%と大幅に減少したが、平成 24 年は 136.6%と増加した。

C-2 利用状況改善に向けた事業計画と事業内容の検証

福島県は、本公園の指定管理者と締結した基本協定に基づいて、各事業年度の開始

前に「管理運営目標」及び「業務計画書」を指定管理者に提出させている。平成 24 年度では、管理運営目標として、施設利用者の増加、管理経費の節減などがあり、また、業務計画では業務実施計画及び目標達成のための具体的内容が示されている。業務計画のうち利用状況改善に向けた事業内容は有効であり特に問題ない。

C-3 利用状況の平成 25 年度の予測

平成 25 年度の当初目標として 147 万人の利用者数を目指しているが、平成 25 年 11 月末までの利用者数は、123 万人となっている。クライミングウォール施設の平成 25 年度利用者数は、約 420 人を見込んでいる。なお、同年度は当初目標を達成する見通しである。

D 実施事業の監査結果

D-1 実施事業の支払事務検証

委託料の支払事務は、関係書類との閲覧及び突合の結果、適正になされていた。

なお、直近の平成 24 年度の計画書類によると、あづま総合運動公園の収支は、収入合計 596,630 千円に対し、支出合計 582,309 千円で、差引 14,321 千円の収支差額となっている。

参考：指定管理者の状況は以下のとおりである。

- ・指定管理者名 公益財団法人福島県都市公園・緑化協会
- ・指定管理期間（直近）5 年間（自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）
- ・指定管理料（平成 24 年度） 549,000,000 円
- ・利用者 1 人当たりの指定管理料（平成 24 年度） 290 円

D-2 実施事業と事業計画との整合性検証

実施された事業は全て事業計画の定めのとおり行われ、事業と計画との整合性に問題はない。なお、目的適合性、迅速性、効果性なども調査したが特に問題はない。

D-3 目標数値の達成度の事後評価検証

実績と目標数値の達成度の事後評価は適切に行われていた。

E その他

あづま陸上競技場は日本陸上競技連盟公認の第一種公認陸上競技場となっており、同連盟が主催又は共催する競技会を開催できる施設であり、平成 26 年 6 月 6 日から同月 8 日までの 3 日間、日本陸上競技連盟が主催する日本陸上競技大会が開催される。この競

技会は、東京の国立競技場や主要都市の競技場で開催されており、福島県での開催は初めてとなる。この大会には、選手、大会関係者、マスコミ関係者等の多数の参加者が予想される。

また、平成 26 年度は、福島ユナイテッド F C の J 3 リーグ参入に伴い関連施設への利用者の増加が見込める。ホームでの開催試合は 18 試合であり、うち、あづま総合運動公園では 16 試合が開催される。

ハードウェアを所管する土木部とソフトウェアを所管する企画調整部スポーツ課が連携することにより、この施設の利用状況に大きな相乗効果が発揮されることを期待する。

なお、クライミングウォールは制作された平成 12 年当時、都市公園としては特別な施設と判断された。そのため、この施設だけが、企画調整部文化スポーツ課が担当している。現在、国体競技としても定着しており、また福島市の施設にも設置され、一般的な施設として認識されてきていると考えられる。効率的な整備運用を考えれば担当部署の統合をも含め、再検討する必要がある。

今後とも、これまでの管理運営ノウハウの蓄積を十分に活用し、効果的な P R や各種団体等と連携・協力しながら、更なる創意工夫により利用者の増加と収入の確保に努めるのが望ましい。

監査上、特に問題はない。

vi) 福島空港

A 施設概要

福島空港は、中通り地方の県中地方須賀川市と玉川村にまたがって位置する地方空港であり、平成 5 年（1993 年）3 月 20 日に開港した。当初は、滑走路 2,000m で開港したが、平成 12 年（2000 年）7 月 13 日に大型機が就航可能な滑走路 2,500m とし全面供用を開始した。この施設の所管部局は土木部空港施設室であり、管理運営は直接県が行っている。なお、運営面においては、商工労働部空港交流課が主体的に行っており、空港ターミナルビルの施設本体は第三セクターである福島空港ビル株式会社の所有である。

B 施設震災時の状況

B-1 被害状況と復興状況

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、福島空港が所在する須賀川市で震度 6 強、玉川村で震度 6 弱の地震が観測されたため、直ちに空港施設の点検を実施した。しかし、福島空港の施設としては航空機の運航に支障のある被害はなく、震災直後から臨時便の運航や救援人員、物資の輸送拠点として、更には寸断された新幹線や高速道路といった広域交通ネットワークの代替として大いに活用され機能を発揮した。なお、国が管理している空港管制塔の窓ガラスが割れたため、管制業務は別室で行われることとなった。

C 施設利用状況に関する事項

C-1 利用状況の現状

- ・過去3年間の入込状況の記載

(単位：人)

施設名	過去3年間の入込状況		
	平成24年	平成23年	平成22年
福島空港	233,692	209,695	286,375

注：入込数は4月1日から3月31日までの年度計算による算定

年度ベースの入込数は震災前の平成22年度と比較し、平成23年度は73.2%と著しく下落し、平成24年度は一部回復したものの81.6%の水準であり、震災前の水準には至らなかった。なお、現在、福島空港は大阪便、札幌便の国内線2路線が就航しているが、東日本大震災の影響によりソウル便、上海便の国際線2路線は全て運休している状況にある。

C-2 利用状況改善に向けた事業計画と事業内容の検証

福島空港の利用状況改善に向けた事業計画のうち、主なものは次のとおりであるが、計画書などの関係書類の閲覧、関係者への聞き取り調査等により事業計画が利用状況改善に向け有効であることを確かめた。

ア. 福島空港利活用促進対策事業

送客促進広報事業、送客促進支援事業、修学旅行支援事業、利用促進活動事業、沖縄県交流プログラム推進事業、福島空港にぎわい創出事業

イ. 福島空港交流・物流・防災機能強化事業のうち福島空港国際定期路線再開のためチャーター便の運行事業

ウ. 福島空港路線維持拡充事業

路線維持拡充活動事業、福島空港利便性向上推進事業など

エ. 福島空港国際線利用促進事業

国際定期路線利用促進事業、国際空港PR強化事業など

オ. 外国人観光客誘致促進事業

カ. 空港の利活用促進（「空の日」イベントの主催）事業

キ. 福島空港インバウンドチャーター運航促進事業ほか

C-3 利用状況の平成25年度の予測

平成25年度は事業計画に基づき実施された施策の効果により、現時点で震災前である平成22年度の利用状況までには至らないものの、平成24年度の利用状況を超える

見通しである。

なお、利用者数は平成 26 年 1 月 31 日現在、国内便 205,183 人、国際便 3,152 人、計 208,335 人となっている。

参考：開港時よりの利用状況の年度推移 (単位：人)

年度	国内便	国際便	計
平成 4 年度	7,245	3,035	10,280
平成 5 年度	285,338	13,014	298,352
平成 6 年度	445,470	11,161	456,631
平成 7 年度	579,619	12,039	591,658
平成 8 年度	643,725	8,390	652,115
平成 9 年度	677,299	8,736	686,035
平成 10 年度	689,168	8,521	697,689
平成 11 年度	706,718	50,907	757,625
平成 12 年度	611,754	88,361	700,115
平成 13 年度	573,120	87,632	660,752
平成 14 年度	516,576	70,319	586,895
平成 15 年度	519,293	42,119	561,412
平成 16 年度	502,032	63,087	565,119
平成 17 年度	473,000	72,865	545,865
平成 18 年度	439,683	89,947	529,630
平成 19 年度	417,287	99,016	516,303
平成 20 年度	353,439	74,330	427,769
平成 21 年度	226,842	56,172	283,014
平成 22 年度	224,125	62,250	286,375
平成 23 年度	207,971	1,724	209,695
平成 24 年度	227,882	5,810	233,692

最大利用者数：平成 11 年度 757,625 人

D 実施事業の監査結果

D-1 実施事業の事務検証

i) 委託料

委託料の平成 24 年度支払事務は関係書類の閲覧、突合の結果、適正になされており問題ない。なお、平成 24 年度に実施された委託事業は次のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の内容	委託料 (円)		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額 (精算額)	
2	総務費 企画費 交通物流企画費	福島空港送客促進対策事業 (県内 TV 広報) 業務委託	県内 TV 広報業務委託	5,775,000	5,775,000 (5,775,000)	H24. 4. 1
3	総務費 企画費 交通物流企画費	福島空港送客促進対策事業 (栃木県 TV 広報) 業務委託	栃木県 TV 広報業務委託	2,520,000	2,520,000 (2,520,000)	H24. 4. 1
4	総務費 企画費 交通物流企画費	福島空港利用実態調査業務委託	福島空港利用実態調査業務	521,213	504,000 (504,000)	H24. 4. 5
5	総務費 企画費 交通物流企画費	小型機用旅客搭乗橋等運用維持管理委託	小型機用旅客搭乗橋等運用維持管理委託	1,233,750	1,233,750 (1,233,750)	H24. 4. 1
6	総務費 企画費 交通物流企画費	福島空港交流促進・情報発信強化業務委託	福島空港交流促進・情報発信強化業務委託	10,505,250	10,505,250 (10,505,250)	H24. 4. 1
7	総務費 企画費 交通物流企画費	「福島空港の地域に与える効果と今後の活用に関する調査」業務	「福島空港の地域に与える効果と今後の活用に関する調査」業務	9,786,000	9,786,000 (9,786,000)	H24. 7. 13
8	総務費 企画費 交通物流企画費	福島空港戦略的運航再開ステップアップ事業	福島空港戦略的運航再開ステップアップ事業	82,125,900	82,145,900 (60,185,436)	H24. 11. 1
34	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県緊急雇用創出事業「福島空港における情報発信強化業務委託」	福島空港における情報発信強化業務委託	21,862,425	21,862,425 (20,893,155)	H24. 4. 1
35	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県緊急雇用創出事業「ふくしま空の旅便利な乗り継ぎ情報発信業務委託」	ふくしま空の旅便利な乗り継ぎ情報発信業務委託	22,598,528	22,598,528 (22,598,528)	H24. 4. 1
36	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県緊急雇用創出基金事業「福島空港ファンクラブ」運営業務委託	「福島空港ファンクラブ」運営業務委託	21,586,085	21,586,085 (21,586,085)	H24. 4. 1

43	商工費 商工業費 商工業総務費	福島空港小型機用旅客搭乗橋制御プログラム追加業務	福島空港小型機用 旅客搭乗橋制御プログラム追加業務	357,000	357,000 (357,000)	H24. 5. 23
75	商工費 観光費 観光費	平成 24 年度就航先誘客強化特別事業	就航先におけるイベント、就航先分季刊情報紙作成	4,297,986	4,297,986 (3,774,654)	H24. 4. 27
76	商工費 観光費 観光費	福島空港就航先（北海道）トータルプロデュース事業	福島空港就航先（北海道）での観光プロモーション、旅行商品造成支援事業	9,476,250	9,476,250 (9,476,250)	H24. 11. 1
77	商工費 観光費 観光費	福島空港就航先（関西）プロモーション事業	福島空港就航先（関西）での観光プロモーション	3,164,700	3,150,000 (3,150,000)	H24. 9. 25
	小計			195,810,087	195,798,174 (172,345,108)	

ii) 補助金

補助金事業は交付要綱の定めにより適正に算定され、申請、決定、交付事務等の事務手続は適正に行われていた。なお、補助事業の進行状況につき、実施状況報告、完了報告及び実績報告も適切に行われており、問題はない。

番号	No.12
事業名	福島空港インバウンドチャーター運航推進事業
補助先名	マイナミ空港サービス株式会社
事業実施場所	石川郡玉川村
事業内容	インバウンドチャーター便の運航促進
国庫補助率	—
事業費（円）	1,000,000 (1,682,141)
補助率	基本額 1 便 100,000 円連続運航上限 14 便まで
補助額（円）	1,000,000

注：事業費の欄の金額は補助対象事業費、（ ）の金額は総事業費を示す。

この補助金は、福島空港へ乗り入れるインバウンドチャーター便等の運航促進による、福島空港の利用促進及び地域経済の活性化を図るため、福島空港へのインバウンドチャーター便を運航する航空会社又は、インバウンドチャーター便を運航委託する旅行会社に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）及び福島空港インバウンドチャーター運航促進事業補助金交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する制度をいう。補助金及び補助額は別表の第 1 欄、第 2 欄に定めている。

別表

第 一 欄	対象となる チャーター便	チャーター便 (国際インバウンド)	福島空港の国際定期路線就航国以外から福島県及び周辺地域への観光客の来訪を目的として運航されるチャーター便のうち、外国人を搭乗させた福島空港へのチャーター便。 なお、香港及びマカオを発着地として運航される場合はこの限りではない。
第 二 欄	交付額	補助額	1 便ごとに、100,000 円 (連続運航の上限は最大 14 便まで)
		適用条件	・外国人搭乗客の便を対象とする。 ・フェリー（回送）便は対象外とする。 ・国内他空港との交互運航によるチャーターは、福島空港への運航に関する便のみ対象とする。 ・最終運航日から 1 ヶ月以内の同一旅行会社によるチャーターは、一連の連続した運航とみなす。

D-2 実施事業と事業計画との整合性検証

実施された事業は全て事業計画の定めのとおり行われ、事業と計画との整合性に問題はない。なお、目的適合性、迅速性、効果性なども調査したが特に問題はない。

E その他

平成 25 年 4 月分福島空港施設使用料等の適正性を検証するため、収入調書、収入通知書・領収書及び企業別空港使用料内訳書（土木部作成）との突合を行った結果、着陸料等の収入は福島空港条例及び附則にのっとり適正に計算されていることを確認した。

監査上、特に問題はない。

② その他の観光関連施設

i) 自然の家

本県の所有する自然の家は震災前は 4 か所あったが、津波により相馬海浜自然の家が大破し閉鎖したため、現在運営されているものは 3 か所である。そもそも、自然の家は社会教育施設としての位置付けではあるが、本県への教育旅行者数が激減し、なかなか震災前の水準にまで回復できないでいる状況においては、県内のみならず県外、国外の利用者も含め、教育旅行の受皿となり得る施設ではないかと考え、あえて監査の対象とした。

A いわき海浜自然の家

A-1 概要

施設名	いわき海浜自然の家
指定管理者名	公益財団法人いわき市教育文化事業団
所管部局・課名	教育庁社会教育課

この施設は、浜通り地方のいわき地区いわき市にあり、太平洋を眺望する高台に位置し収容施設は本館として宿泊室（定員 300 名）、オリエンテーションホール、研修室、野外学習室及び体育館を有する。本館以外にも屋外施設と野外活動施設（マウンテンバイク、フィールドアスレチックなど）を有し、自然活動、海浜活動、野外活動等様々な利用目的に資している。

A-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

地震の影響により本館一部破損、野営場大破。

震災直後より施設運営を中止。近隣住民の一時避難場所や自衛隊駐留地として活用。

平成 23 年 11 月 1 日に施設運営を再開（野営場については平成 26 年 4 月運営再開見込）。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	(施設設備等名)	復旧工事開始年月	完全復旧（見込）年月
1	本館	食堂、給水配管等	平成 23 年 8 月	平成 23 年 9 月
2	野営場	ロッジ、土地（法面）等	平成 23 年 7 月	平成 26 年 3 月

・復旧不能及び廃止決定施設等一覧 該当なし

A－3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況（年：1月～12月）

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21 以前の入込数			
			H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
1	いわき海浜自然の家		30,134	11,825	66,611	69,605	76,309	81,829	77,371

震災前の平成 22 年と比較し、震災時の平成 23 年は 17.8%で大幅に下降し、その翌年平成 24 年に回復するも震災前の 45.2%であり、完全に回復している状況にはない。

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年
1	いわき海浜自然の家	公益財団法人いわき市教育文化事業団		（県直営）

・指定管理期間（直近） 3年間 （自平成 23 年 11 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

・指定管理料（平成 24 年度） 130,364,000 円

・利用者 1 人当たりの指定管理料（平成 24 年度） 4,326 円

A－4 監査結果と今後の課題

・施設復旧や除染等により、自然体験活動に係る環境を整えることで、利用者数の回復に努めることを今後の課題としている。なお、利用状況の改善のために教育旅行の受皿としての体制づくりも検討すべきではないか。特に、相馬海浜自然の家廃止に伴う従来の利用者に対するPRは積極的に努めていただきたい。

監査上、特に問題はない。

B 相馬海浜自然の家

B-1 概要

施設名	相馬海浜自然の家
指定管理者名	—
所管部局・課名	教育庁社会教育課

この施設は、浜通り地方の相双地区相馬市にあり、東日本大震災の津波被害を受け閉鎖したものであるが、環境省のホームページに記載されているとおり、この施設の実施した3人1組で協力し合って海の上を漕ぐカヌーによる自然体験プログラムが、風光明媚な松川浦での自然保全の大切さを学ぶ上で役立ったとの参加者の絶賛する声が多数あった。関係者各位が断腸の思いで閉鎖をしたわけだろうが、宮城県の景勝地松島に例えられる本県を代表する観光名所の一つである松川浦に何らかの形で、この施設に類するものが再度復興のシンボルとして設置されることを期待する県民の声が多くあることを付言しておく。

B-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

地震及び津波の影響により施設全体が大破したため、震災直後から施設を閉鎖。
津波による被害発生の危険性が低くかつ恵まれた自然環境をもつ広大な土地を、相双地方の海浜隣接地域で新たに確保することが困難であることから、平成24年4月1日をもって公所廃止（平成24年条例第41号）。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況 復旧不能のため記載省略

・復旧不能施設等一覧

	被災設備等名	（施設設備等名）	廃止等方針決定の主な理由
1	管理棟等	相馬海浜自然の家	地震及び津波により大破

・施設の復旧予定及び廃止予定

	被災設備等名	復旧・廃止の別
1	相馬海浜自然の家	廃止

B-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況(年：1月～12月)

(単位：人)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21以前の入込数			
			H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
1	相馬海浜自然の家		(廃止)	(閉鎖)	34,294	38,077	38,687	33,422	34,130

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		H24	H23	H22
1	相馬海浜自然の家	(廃止)	(閉鎖)	(県直営)

監査上、特に問題とすべき事項はない。

C 会津自然の家

C-1 概要

施設名	福島県会津自然の家
指定管理者名	—
所管部局・課名	教育庁社会教育課

この施設は、会津地方の会津西部地区会津坂下町に位置し、飯豊・磐梯など会津の名峰を仰ぎ、会津盆地を一望する丘陵地にある。

本館は管理棟と宿泊棟に分かれている。

- ・管理棟は第1研修室、中央ホール、会議室、保健室、事務室、乾燥室（アルペンスキー300台、カヌー用ライフジャケットなど有）。
- ・宿泊棟は客室数35室、受入可能人員数440名。

山林間の自然とのふれあい活動、歴史の宝庫である会津エリアの歴史文化生活に触れる活動、冬季は特にスキーを始め雪と親しむ多くの活動などが可能な施設である。

C-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

地震により本館施設の一部（壁、天井等）に亀裂。

震災当日（平成23年3月11日）の利用者受入なし。

平成23年3月14日に避難所指定され、浜通りからの避難者を収容。

平成23年7月9日から日帰り利用再開、同月20日から宿泊利用再開。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	(施設設備等名)	復旧工事 開始年月	仮復旧 見込年月	完全復旧 (見込) 年月	復旧費用 (円) ※
1	本館	管理棟、宿泊等、渡り廊下等	H23. 4	H23. 4	H23. 7	7, 770, 000
備考		※支出金額				

・復旧不能及び廃止決定施設等一覧 該当なし

C－3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況(年：1月～12月)

(単位：人)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	会津自然の家		40, 955	23, 512	41, 063	44, 107	46, 260	43, 639	45, 112

震災前の平成22年と比較し、震災時の平成23年は57.3%と大幅に減少し、その翌年平成24年に震災前の99.7%とほぼ回復した。

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		H24年度	H23年度	H22年度
1	会津自然の家	(県直営)		

C－4 監査結果と今後の課題

老朽化が進んでいることから計画的な改修を検討した上で、体験活動等の充実を図る必要がある。なお、利用状況の増進のために教育旅行の受皿としての体制づくりも検討していただきたい。

監査上、特に問題はない。

D 郡山自然の家

D－1 概要

施設名	福島県郡山自然の家
指定管理者名	—
所管部局・課名	教育庁社会教育課

この施設は、中通り地方の県中地区郡山市にあり、約33万㎡の広大なエリアを利用し、

子どもたちを自然の中へ解放し、たくましく明るい豊かな人間に育てるために自然体験学習プログラム、森林環境学習対応プログラムを有し、利用に資している。

収容施設は本館、ロッジ、食堂などを有しており、宿泊施設の受入可能人数は 250 名で、最長受入期間は 5 泊 6 日である。

D-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

地震により野外フィールドに一部被害あり立入禁止措置を取る。本館施設は被害なし。
 震災当日（平成 23 年 3 月 11 日）利用者受入あるも人的被害なし。
 平成 23 年 3 月 14 日に避難所指定され、浜通りからの避難者を収容。
 平成 23 年 7 月 12 日から日帰り利用再開、同年 8 月 2 日から宿泊利用再開。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況 該当なし

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

D-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況（年：1 月～12 月）

（単位：人）

	施設名	区分	過去 3 年間の入込状況			H21 年以前の入込数			
			H24 年	H23 年	H22 年	H21 年	H20 年	H19 年	H18 年
1	郡山自然の家		21,922	12,285	28,461	31,391	39,488	35,140	35,113

震災前の平成 22 年と比較し、震災時の平成 23 年は 43.2%と大幅に減少し、その翌年平成 24 年に震災前の 77.0%とやや回復した。

・指定管理者の状況

	施設名	過去 3 年間の指定管理者名		
		H24 年度	H23 年度	H22 年度
1	郡山自然の家	(県直営)		

D-4 監査結果と今後の課題

老朽化が進んでいることから計画的な改修を検討した上で、体験活動等の充実を図る必要がある。なお、利用状況の改善のため、教育旅行の受皿としての体制づくりも検討すべきである。

監査上、特に問題はない。

ii) マリーナ施設

本県は、海上あるいは水上のマリーナレジャーブームもあり、東日本大震災前は2か所のマリーナ施設を所有していたが、太平洋の海に面していた小名浜港マリーナ施設は津波被害に遭い全壊したため、現時点においては猪苗代湖に面している翁島港マリーナ施設のみを所有し、管理運営している。

A 小名浜港マリーナ施設

A-1 概要

施設名	小名浜港マリーナ施設
指定管理者名	小名浜マリーナ株式会社
所管部局・課名	土木部港湾課

この施設は浜通り地方のいわき地区いわき市にあり、マリーナレジャーの拠点として利用されてきたが、東日本大震災の発生により津波で全壊し、現在、災害復旧工事中である。

なお、この施設の指定管理者である第三セクター企業は事業継続が困難と判断し、既に解散しているが、かつて国内、国際ヨット大会を開催し、トライアスロン大会の会場となるなどマリンスポーツあるいはマリーナレジャーの本県最大の施設の一つでもあり、今後の再開が待たれている。

A-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

小名浜港マリーナ施設は東日本大震災により甚大な被害を受け、浮桟橋、クラブハウス、サービス工場等は全壊し、係留していた船舶は全て流出した。人的な被害はなかった施設の復旧には長期間を要することから、指定管理者であった第三セクター企業の小名浜マリーナ株式会社は事業継続が困難と判断し、平成23年10月26日に解散した。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	(施設設備等名)	復旧工事開始年月
1	航路・泊地		H23. 12
2	係留桟橋	メイン桟橋一時係留桟橋	H26 以降
3	船揚場	剣浜船揚場	H25. 9
4	防波堤	剣浜第1～3防波堤等	H26 以降
5	ヤード等	船舶保管施設	H26 以降

・復旧不能施設等一覧 該当なし

・施設の復旧予定及び廃止予定 該当なし

A-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

(単位：隻)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21 以前の入込数			
			24 年	23 年	22 年	21 年	20 年	19 年	18 年
	小名浜港マリーナ施設	※ 保管隻数	0	0	138	140	148	151	156
※ 年度末現在(平成22年度はH23. 3. 11 現在)									

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24 年	平成23 年	平成22 年
1	小名浜港マリーナ施設	—	災害復旧工事実施	[小名浜マリーナ株式会社]

注：小名浜マリーナ株式会社は、H23. 10. 26 解散済み。

A-4 監査結果と今後の課題

この施設の再開を望む県内、県外のかつての利用者の声は多い。津波被害を受ける前は、マリンスポーツあるいはマリーナレジャーの本県最大の施設の一つでもあり、浜通りいわき地区観光の中核施設の一翼を担っていた施設でもある。特に、観光利用状況が激減している浜通り地方の震災後の観光復興のシンボルともなり得るため、今後の再開に向けた協議が推進することを期待している。

監査上、特に問題はない。

B 翁島港マリーナ施設

B-1 概要

施設名	翁島港マリーナ施設
指定管理者名	マリーナ・レイク猪苗代株式会社
所管部局・課名	土木部港湾課

この施設は、会津地方の磐梯・猪苗代地区猪苗代町の磐梯山を一望する猪苗代湖に面して設置されており、モーターボート、セーリングクルーザー、水上オートバイ及びディンギーヨットなどの保管施設、猪苗代国際オープンヨットレース及び猪苗代クルーザーヨットレースなどのスポーツ大会を開催するなど、水上スポーツの拠点の一つである。

B-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災による大きな被害はなく、平成 23 年度から通常営業を行うことができた。

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

B-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

(単位：隻)

	施設名	区分	過去 3 年間の入込状況			H21 年以前の入込数			
			H24 年	H23 年	H22 年	H21 年	H20 年	H19 年	H18 年
1	翁島港マリーナ施設	※ 保管隻数	49 (240)	56 (233)	64 (243)	60 (231)	58 (210)	57 (200)	52 (219)

※ 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。なお、年度末の保管隻数はマリーナ施設の立地が豪雪地帯のため激減するので参考までに 7 月末現在の保管隻数を()内に記載した。
最大可能保管隻数 252 隻

震災前の平成 22 年と比較し、震災時の平成 23 年は 87.5%で大幅に減少し、その翌年平成 24 年には震災前の 76.6%と更に減少した。

・指定管理者の状況

	施設名	過去 3 年間の指定管理者名		
		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
1	翁島港マリーナ施設	マリーナ・レイク猪苗代株式会社	マリーナ・レイク猪苗代株式会社	マリーナ・レイク猪苗代株式会社

- ・指定管理期間（直近） 5年間 （自平成21年4月1日 至平成26年3月31日）

B-4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

iii) プレジャーボート用指定泊地、指定施設

プレジャーボート用指定泊地、指定施設とは、近年の海洋性レクリエーションや海洋性レジャーの発展に伴い、ヨットやモーターボートなどのいわゆるプレジャーボートの需要増大を背景に、放置艇が増えたため、その対策として港湾、漁港などの公共水域の秩序ある利用を確保するためにプレジャーボートなどの小型船舶に係留させるための専用水域施設をいい、使用許可と使用料が必要となる。本県は、多くのプレジャーボート用指定泊地、指定施設を所有し、その管理運営を指定管理者が行っているが、東日本大震災の津波により、その全てが被災した。

A プレジャーボート用指定泊地(小名浜港)

A-1 概要

施設名	プレジャーボート用指定泊地 (小名浜港)
指定管理者名	いわき市漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

A-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災の被害は比較的少なく、港内3か所の指定泊地のうち2か所は運営することができている。残る1か所は平成26年度から運営の予定である。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	(施設設備等名)	復旧工事開始年月
1	航路・泊地		H23. 3
2	岸壁	綱取護岸, 栄町岸壁	H24. 9
3	岸壁	栄町岸壁	H24. 9
4	防波堤	小名川防波堤	H24. 9

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

A-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

(単位：隻)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	プレジャーボート用 指定泊地(小名浜港)	※1 保管隻数	12	0	37	※2 不明	※2 不明	※2 不明	※2 不明
※1 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。									
※2 「不明」は、東日本大震災の津波被害による書類等の汚損によりデータ無し。									

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	プレジャーボート用 指定泊地(小名浜港)	いわき市漁業協同 組合	いわき市漁業協同 組合	いわき市漁業協同 組合

- ・指定管理期間(直近) 5年間 (自平成21年4月1日 至平成26年3月31日)
- ・指定管理料(平成24年度) 302,400円
- ・利用者1人当たりの指定管理料(平成24年度) 25,200円

A-4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

B プレジャーボート用指定施設(中之作港)

B-1 概要

施設名	プレジャーボート用指定施設(中之作港)
指定管理者名	中之作漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

B-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災により様々な施設が被災したため、震災直後は施設運営ができなかった。現在は災害復旧工事を進めている。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	(施設設備等名)	復旧工事開始年月
1	航路・泊地		H23. 3
2	岸壁	折戸魚揚場	H24. 9
3	防波堤	防波堤 (南・東・F・E)	H24. 12
4	防波堤	沖東防波堤	H26. 3

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

B-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

(単位：隻)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	プレジャーボート用指定施設(中之作港)	※1 保管隻数	0	0	30	30	※2 不明	※2 不明	※2 不明
※1 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。									
※2 「不明」は、東日本大震災の津波被害による書類等の汚損によりデータ無し。									

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	プレジャーボート用指定施設(中之作港)	中之作漁業協同組合	中之作漁業協同組合	中之作漁業協同組合

・指定管理期間(直近) 5年間 (自平成21年4月1日 至平成26年3月31日)

・指定管理料(平成24年度) 0円

・利用者1人当たりの指定管理料(平成24年度) 0円

B-4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

C プレジャーボート用指定泊地（江名港）

C-1 概要

施設名	プレジャーボート用指定泊地（江名港）
指定管理者名	いわき市漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

C-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災により様々な施設が被災したため、震災直後は施設運営ができなかった。現在は災害復旧工事を進めている。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	（施設設備等名）	復旧工事開始年月
1	航路・泊地		H23. 3
2	護岸	江之浦護岸	H26. 3
3	防波堤	防波堤（沖）	H25. 3
4	防波堤	防波堤 （南・東・沖南）	H26. 3

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

C-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

(単位：隻)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	プレジャーボート用指定施設(江名港)	※1 保管隻数	0	0	24	24	※2 不明	※2 不明	※2 不明
※1 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。									
※2 「不明」は、東日本大震災の津波被害による書類等の汚損によりデータ無し。									

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	プレジャーボート用指定施設(江名港)	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合

- ・指定管理期間(直近) 5年間 (自平成21年4月1日 至平成26年3月31日)
- ・指定管理料(平成24年度) 0円
- ・利用者1人当たりの指定管理料(平成24年度) 0円

C-4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

D プレジャーボート用指定泊地(久之浜港)

D-1 概要

施設名	プレジャーボート用指定泊地(久之浜港)
指定管理者名	いわき市漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

D-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災により様々な施設が被災したため、震災直後は施設運営ができなかった。現在は災害復旧工事を進めている。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	(施設設備等名)	復旧工事開始年月
1	航路・泊地		H23. 3
2	護岸	護岸	H24. 12
3	防波堤	防波堤 (南・沖・A・B・C)	H24. 12

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

D-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

(単位：隻)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	プレジャーボート用指定泊地 (久之浜港)	※1 保管隻数	0	0	30	29	※2 不明	※2 不明	※2 不明
※1 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。									
※2 「不明」は、東日本大震災の津波被害による書類等の汚損によりデータ無し。									

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	プレジャーボート用指定泊地(久之浜港)	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合

・指定管理期間(直近) 5年間 (自平成21年4月1日 至平成26年3月31日)

・指定管理料(平成24年度) 0円

・利用者1人当たりの指定管理料(平成24年度) 0円

D-4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

E 指定施設（勿来漁港）

E-1 概要

施設名	指定施設（勿来漁港）
指定管理者名	いわき市漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

E-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災により様々な施設が被災したため、震災直後は施設運営ができなかった。現在は災害復旧工事を進めている。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	復旧工事開始年月
1	岸壁	H24. 9
2	防波堤	H24. 9
3	臨港道路	H24. 9

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

E-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

（単位：隻）

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	指定施設（勿来漁港）	※1 保管隻数	0	0	13	14	※2 不明	※2 不明	※2 不明

※1 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。

※2 「不明」は、東日本大震災の津波被害による書類等の汚損によりデータ無し。

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	指定施設（勿来漁港）	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合

・指定管理期間（直近） 5年間 （自平成21年4月1日 至平成26年3月31日）

- ・指定管理料（平成 24 年度） 0 円
- ・利用者 1 人当たりの指定管理料（平成 24 年度） 0 円

E－4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

F 指定施設（豊間漁港）

F－1 概要

施設名	指定施設（豊間漁港）
指定管理者名	いわき市漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

F－2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災により様々な施設が被災したため、震災直後は施設運営ができなかった。現在は災害復旧工事を進めている。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等 名	復旧工事開始年月
1	岸壁	H24. 8
2	防波堤	H24. 9
3	臨港道路	H24. 12

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

F－3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

（単位：隻）

	施設名	区分	過去 3 年間の入込状況			H21 年以前の入込数			
			24 年	23 年	22 年	21 年	20 年	19 年	18 年
1	指定施設（豊間漁港）	※ 1 保管隻数	0	0	9	10	※ 2 不明	※ 2 不明	※ 2 不明
※ 1 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。									
※ 2 「不明」は、東日本大震災の津波被害による書類等の汚損によりデータ無し。									

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	指定施設（豊間漁港）	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合

- ・指定管理期間（直近） 5年間 （自平成21年4月1日 至平成26年3月31日）
- ・指定管理料（平成24年度） 0円
- ・利用者1人当たりの指定管理料（平成24年度） 0円

F-4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

G 指定施設（四倉漁港）

G-1 概要

施設名	指定施設（四倉漁港）
指定管理者名	いわき市漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

G-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災により様々な施設が被災したため、震災直後は施設運営ができなかった。現在は災害復旧工事を進めている。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	復旧工事開始年月
1	岸壁	H24. 8
2	防波堤	H25. 3
3	臨港道路	H25. 9

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

G-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

(単位：隻)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況				H21年以前の入込数		
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	指定施設(四倉漁港)	※1 保管隻数	0	0	19	19	※2 不明	※2 不明	※2 不明
※1 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。									
※2 「不明」は、東日本大震災の津波被害による書類等の汚損によりデータ無し。									

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	指定施設(四倉漁港)	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合

- ・指定管理期間(直近) 5年間 (自平成21年4月1日 至平成26年3月31日)
- ・指定管理料(平成24年度) 0円
- ・利用者1人当たりの指定管理料(平成24年度) 0円

G-4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

H 指定施設(請戸漁港)

H-1 概要

施設名	指定施設(請戸漁港)
指定管理者名	相馬双葉漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

H-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災により様々な施設が被災したため、震災直後は施設運営ができなかった。現在は災害復旧工事を進めている。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	復旧工事開始年月
1	岸壁	H26. 9
2	防波堤	H25. 9
3	臨港道路	H26. 9
	備考	旧警戒区域

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

H－3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

(単位：隻)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	指定施設（請戸漁港）	※ 保管隻数	0	0	15	15	15	15	14
※ 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。									

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	指定施設（請戸漁港）	相馬双葉漁業協同組合	相馬双葉漁業協同組合	相馬双葉漁業協同組合

・指定管理期間（直近） 5年間 （自平成21年4月1日 至平成26年3月31日）

・指定管理料（平成24年度） 0円

・利用者1人当たりの指定管理料（平成24年度） 0円

H－4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

I 指定施設（真野川漁港）

I-1 概要

施設名	指定施設（真野川漁港）
指定管理者名	相馬双葉漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

I-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災により様々な施設が被災したため、震災直後は施設運営ができなかった。現在は災害復旧工事を進めている。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

プレジャーボート係留施設は、普通河川真野川の護岸。南相馬市による河川護岸復旧工事で対応する。

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

I-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

（単位：隻）

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			24年	23年	22年	21年	20年	19年	18年
1	指定施設（真野川漁港）	※ 保管隻数	0	0	69	72	70	67	61
※ 「保管隻数」は、年度末の保管隻数。									

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	指定施設（真野川漁港）	相馬双葉漁業協同組合	相馬双葉漁業協同組合	相馬双葉漁業協同組合

・指定管理期間（直近） 5年間 （自平成21年4月1日 至平成26年3月31日）

・指定管理料（平成24年度） 0円

・利用者1人当たりの指定管理料（平成24年度） 0円

I-4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

J 指定施設（釣師浜漁港）

J-1 概要

施設名	指定施設（釣師浜漁港）
指定管理者名	相馬双葉漁業協同組合
所管部局・課名	土木部港湾課

J-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災により様々な施設が被災したため、震災直後は施設運営ができなかった。
現在は災害復旧工事を進めている。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	復旧工事開始年月
1	物揚場	H24. 9
2	臨港道路	H26. 6
3	釣師港橋	H26. 6

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

J-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況

（単位：隻）

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	指定施設（釣師浜漁港）	※ 保管隻数	0	0	3	3	5	5	5

※：「保管隻数」は、年度末の保管隻数。

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	指定施設（釣師浜漁港）	相馬双葉漁業協同組合	相馬双葉漁業協同組合	相馬双葉漁業協同組合

・指定管理期間（直近） 5年間 （自平成21年4月1日 至平成26年3月31日）

- ・指定管理料（平成 24 年度） 0 円
- ・利用者 1 人当たりの指定管理料（平成 24 年度） 0 円

J-4 監査結果と今後の課題

監査上、特に問題はない。

iv) 福島県文化センター

A-1 概要

施設名	福島県文化センター
指定管理者名	財団法人福島県文化振興財団
所管部局・課名	企画調整部文化振興課

福島県文化センターは、中通り地方の県北地区福島市に位置する多目的ホールで、福島県文化会館と福島県歴史資料館から構成される施設をいい、昭和 45 年（1970 年）9 月に開館した。主な施設として、大ホール（1,752 席）、小ホール（379 席）、視聴覚室、会議室兼展示場、展示室、託児室（無料使用可）、駐車場（約 450 台無料）などを有している。

A-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

大規模な被害は、大ホールの天井板が落下、ステージの吊物設備、中央棟エントランス天井部の照明などが破損、中央棟 3 階展示室の天井板が大規模落下した。さらには、給排水・空調・消防設備が破損した。

そのため、震災直後は施設利用者を受け入れられる状況ではなく、施設運営をすることができなかった。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	施設設備等名	復旧工事開始年月	完全復旧年月	復旧費用(円)
1	文化センター中央棟、歴史資料館等	建築	平成 24 年 2 月	平成 24 年 9 月	365,922,900
2	文化センター中央棟、歴史資料館等	電気設備	平成 24 年 2 月	平成 24 年 9 月	31,011,750
3	文化センター中央棟、歴史資料館等	機械設備	平成 24 年 2 月	平成 24 年 9 月	169,179,150
4	文化センターホール等	建築	平成 24 年 2 月	平成 24 年 9 月	184,372,650
備考		1 から 3 までについては、震災復旧工事とともに耐震工事を実施しており、金額を正確には分けることができないため、合算額を記載している。			

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

A-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況(年：1月～12月)

(単位：人)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	福島県文化センター		157,914	94,160	322,560	324,797	307,571	366,068	282,147

震災前の平成22年と比較し、震災時の平成23年は29.2%で激減し、その翌年平成24年に回復するも震災前の49.0%であり、完全に回復している状況にはないが、平成25年は355,210人で震災前の平成22年を上回り回復した。

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	福島県文化センター	財団法人福島県文化振興財団	財団法人福島県文化振興事業団	財団法人福島県文化振興事業団

注：平成24年10月1日に財団法人福島県文化振興事業団から財団法人福島県文化振興財団に法人の名称を変更した。

- ・指定管理期間(直近) 5年間 (自平成21年4月1日 至平成26年3月31日)
- ・指定管理料(平成24年度) 221,870,000円
- ・利用者1人当たりの指定管理料(平成24年度) 1,052円

A-4 監査結果と今後の課題

震災後、本県復興イベントや復興後の県民文化活動を積極的に推進し、平成25年度には震災前の利用状況を大幅に超え、成果が認められる。今後、本県を代表する文化施設の模範として、更に利用状況増進に向けた事業計画の取組に期待する。

監査上、特に問題はない。

v) 福島県文化財センター白河館

A-1 概要

施設名	福島県文化財センター白河館
指定管理者名	公益財団法人福島県文化振興財団
所管部局・課名	教育庁文化財課

福島県文化財センター白河館は、中通り地方の県南地区白河市にある文化施設で、平成13年(2001年)に開館した。愛称は「まほろん」で、福島県内の遺跡から出土した土器や

石器などの文化財を収蔵展示し、古代住居を復元展示するとともに、勾玉制作などの体験学習も実施している。入館料は無料。主な施設は、常設展示室、特別展示室、体験活動室、陶芸窯室、収蔵庫、まほろんショップ、野外展示スペース及び駐車場（一般車 91 台、大型車 10 台）などを有している。

A-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

東日本大震災発生時は、施設に来館者はなく人的被害は無かった。平成 23 年 3 月 12 日から同年 4 月 30 日まで休館とし、5 月 1 日に再開館した。

施設の被害状況は、野外展示施設では「縄文時代の竪穴住居」屋根全体の歪み、「奈良時代の竪穴住居」土留板の破損などがあり、立入禁止とした。また、出土した考古資料を保管している一般収蔵庫では、プレスの破断や柱脚のベースモルタルに破損などがあり、県南地方振興局災害対策本部から危険度判定を受け、立入禁止措置を講じた。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	復旧工事開始年月	完全復旧年月	復旧費用(円)※
1	野外展示施設	平成 23 年 11 月	平成 24 年 3 月	14,574,000
2	一般収蔵庫	平成 24 年 1 月	平成 24 年 5 月	6,510,000
	備考	※：原発事故による放射能汚染に対しては、野外施設の一部（体験広場）の除染を行った。 (期間：平成 25 年 3 月 4 日～4 月 19 日 費用：18,900,000 円)		

・復旧不能・廃止決定施設等一覧 該当なし

A-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況(年：1 月～12 月)

(単位：人)

	施設名	区分	過去 3 年間の入込状況			H21 年以前の入込数			
			H24 年	H23 年	H22 年	H21 年	H20 年	H19 年	H18 年
1	福島県文化財センター白河館		26,597	22,528	28,231	31,953	33,007	34,235	34,516

震災前の平成 22 年と比較し、震災時の平成 23 年は 79.8%で大幅に下落し、平成 24 年に震災前の 94.2%となり回復したが、以前の水準まで回復している状況にはない。

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	福島県文化財センター 白河館	公益財団法人福島県文 化振興財団	公益財団法人福島県文 化振興事業団	公益財団法人福島県文 化振興事業団

- ・指定管理期間（直近） 5年間 （自平成21年4月1日 至平成26年3月31日）
- ・指定管理料（平成24年度） 236,911,000円
- ・利用者1人当たりの指定管理料（平成24年度） 7,726円

A-4 監査結果と今後の課題

利用状況増進に向けた事業計画を早急に検討すべきである。特に、警戒区域内の文化財を展覧するなど復興支援活動を行っていることは本県県民を勇気付けるものであり、更に強化し、継続していただきたい。

監査上、特に問題はない。

vi) 福島空港公園

A-1 概要

施設名	福島空港公園
指定管理者名	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会
所管部局・課名	土木部まちづくり推進課

福島空港公園は、中通り地方の県中地区須賀川市及び玉川村に位置し、福島空港を囲むように設置された広域都市公園であり、供用エリアは、エアフロントエリア、緑のスポーツエリア、地球科学エリアの3つから構成されている。これらのエリアは、部分的に工事完了した施設から随時開園し、エアフロントエリアは平成5年に一部開園、地球科学エリアは平成13年に一部開園、緑のスポーツエリアは平成14年に一部開園したところであり、供用面積は52.1haとなっている。主な施設は次のとおりである。

エアフロントエリア：公園管理棟、展望台、桜の広場、岩園、日本庭園、花木園など

緑のスポーツエリア：21世紀建設館、会議室、多目的運動広場、フットサルコート、テニスコート

地球科学エリア：野外活動広場、お花見広場

A-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

施設被害なし

A-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況(年：1月～12月)

(単位：人)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	福島空港公園		410,809	372,595	445,766	486,783	447,321	363,015	334,007

震災前の平成22年と比較し、震災時の平成23年は83.6%と大幅に減少し、平成24年は震災前の92.2%であり、完全に回復している状況にはない。

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	福島空港公園	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会

・指定管理期間(直近) 5年間 (自平成21年4月1日 至平成26年3月31日)

・指定管理料(平成24年度) 102,084,000円

・利用者1人当たりの指定管理料(平成24年度) 248円

A-4 監査結果と今後の課題

今後とも、これまでの管理運営ノウハウの蓄積を十分に活用し、効果的なPRや各種団体等と連携・協力しながら、更なる創意工夫により利用者の増加と収入の確保に努めるべきである。なお、平成32年(2020年)に開催が予定されている東京オリンピック、パラリンピックのための参加国の合宿所、練習所などの受皿ともなり得る施設の一つでもあり、今後の整備充実を期待する。

監査上、特に問題はない。

vii) 逢瀬公園

A-1 概要

施設名	逢瀬公園
指定管理者名	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会
所管部局・課名	土木部まちづくり推進課

逢瀬公園は、中通り地方の県中地区郡山市にある総合公園で、昭和54年(1979年)に都市緑化のモデル基地として開園した。主な施設は、中央広場(展望台とカスケード)、中央広場(おうせ逢いの鐘と出逢いのベンチ)、さくらの広場、わんぱく広場、花暦園などで、

面積は 17.3ha である。

なお、逢瀬公園には昭和 56 年(1981 年)に開園した福島県総合緑化センター(面積 15.2ha)が隣接しており、全体の総面積は 32.5ha と東京ドームの約 6 個分と広大であり、四季折々の花々が咲き誇るとともに健康ウォーキングコースとして 3km と 5km の林間コースの利用が可能であるなど県民の憩いの場となっている。

A-2 施設の被災・復旧状況

- ・震災による被災状況の概況

施設被害なし

A-3 観光客入込数状況、管理状況

- ・入込数の状況(年：1月～12月)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	逢瀬公園		137,836	131,262	167,256	196,957	181,983	155,427	145,975

震災前の平成 22 年と比較し、震災時の平成 23 年は 78.5%と大幅に下落し、平成 24 年は震災前の 82.4%であり、一部回復は認められるが、完全に回復している状況にはない。

- ・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
1	逢瀬公園	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会

- ・指定管理期間(直近) 5年間 (自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日)
- ・指定管理料(平成 24 年度) 20,618,000 円
- ・利用者 1 人当たりの指定管理料(平成 24 年度) 149 円

A-4 監査結果と今後の課題

逢瀬公園は、隣接する福島総合緑化センターと合わせて、森が人に与える癒やしの効果を相乗的に発現している。更に来園者の増加を図るため、現在実施している健康ウォーキング事業などのより一層の強化、更に PR 活動の増進に期待する。

監査上、特に問題ない。

viii) 天鏡閣

A-1 概要

施設名	天鏡閣
指定管理者名	公益財団法人福島県観光物産交流協会
所管部局・課名	観光交流局観光交流課

天鏡閣は会津地方の磐梯猪苗代地区猪苗代町にある旧有栖川宮・高松宮翁島別邸のことで、明治41年（1908年）8月に完成し、昭和27年（1952年）に高松宮から福島県に払い下げられたルネサンス洋風建築の施設である。本館、別館及び表門は、昭和54年（1979年）2月3日に国の重要文化財に指定されている。

A-2 施設の被災・復旧状況

・震災による被災状況の概況

震災に起因し、天鏡閣では、外部ガラスが破損し、内壁のクラックが各所に発生した。建物の構造上は特に問題がなかったことから、ガラスについて応急措置を施し、飛散を防止した上で、運営を行った。

・主な被災箇所一覧及び復旧状況

	被災設備等名	復旧工事開始年月	仮復旧見込年月	完全復旧年月	復旧費用(円)
1	内壁・外部ガラス	H24. 5	H23. 3	H24. 12	21, 845, 250

A-3 観光客入込数状況、管理状況

・入込数の状況(年：1月～12月)

(単位：人)

	施設名	区分	過去3年間の入込状況			H21年以前の入込数			
			H24年	H23年	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
1	天鏡閣		17, 355	13, 165	26, 841	27, 105	27, 962	30, 761	32, 863

震災前の平成22年と比較し、震災時の平成23年は49.0%と大幅に減少し、平成24年は震災前の64.7%であり、一部回復は認められるが、完全に回復している状況にはない。

・指定管理者の状況

	施設名	過去3年間の指定管理者名		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
1	天鏡閣	公益財団法人福島県観光物産交流協会	公益財団法人福島県観光物産交流協会	公益財団法人福島県観光物産交流協会

- ・指定管理期間（直近） 5年間 （自平成21年4月1日 至平成26年3月31日）
- ・指定管理料（平成24年度） 12,391,000円
- ・利用者1人当たりの指定管理料（平成24年度） 713円

A-4 監査結果と今後の課題

皇室にゆかりのある本県の誇りとする由緒ある施設である。更なる利用状況の改善に向けた事業の強化、PR活動の推進、観光インフラの整備等を行うことにより観光資源の磨き上げに努めていただきたい。

監査上、特に問題ない。

(2) 観光復興事業別

① 委託料関連事業

平成 24 年度の委託料調（共第 28 号様式）に記載されている委託料の観光交流局所管分を、事業別に整理分類すると以下のとおりである。

委託料 分類計

(単位：円、％)

	分類	設計・積算額 a	契約額 b	精算額 c	構成割合
1	八重の桜の P R 関連事業	248,747,129	248,519,368	226,244,758	14.0
2	福島空港利活用関連事業	195,810,087	195,798,174	172,345,108	10.7
3	教育旅行対策関連事業	41,491,455	37,493,801	36,980,462	2.3
4	外国人旅行、コンベンション関連事業	45,243,883	29,384,372	27,709,772	1.7
5	定住、二地域居住関連事業	46,608,180	46,535,087	46,535,087	2.9
6	観光物産展など振興関連事業	24,865,485	24,865,485	24,865,485	1.5
7	風評払拭調査関連事業	57,807,128	57,807,128	50,309,702	3.1
8	観光復興推進関連(キャンペーン・イベント、TVC)事業	557,369,047	557,271,549	542,456,521	33.7
9	観光パンフレット、チラシ作成関連事業	154,177,981	154,172,681	154,172,681	9.6
10	県産品振興対策関連事業	97,399,195	96,361,183	94,988,681	5.9
11	アンテナショップ・オンラインショップ関連事業	41,689,355	41,688,335	40,916,856	2.5
12	指定管理者管理運営関連事業	190,764,044	189,721,394	188,613,312	11.7
13	その他	2,034,753	6,027,265	5,854,168	0.1
	1～13 計	1,704,007,722	1,685,645,822	1,611,992,593	100.0
	委託料精算額計		1,685,645,822	1,611,992,593	100.0

委託料の合計金額は、見積時の設計・積算額は 1,704 百万円、契約時の契約額は 1,685 百万円、支払時の精算額は 1,611 百万円であり、設計・積算額 a の精算額 c に対する割合を示す見積りベースの割合は 94.6％、契約額 b の精算額 c に対する割合を示す契約ベースの割合は 95.6％の委託料が支出されたことになる。次に、委託料の構成割合をみると、第 1 位は観光復興推進関連事業の 542 百万円で 33.7％、第 2 位は八重の桜の P R 関連事業の 226 百万円で 14.0％、第 3 位が福島空港利活用関連事業の 172 百万円で 10.7％、第 4 位が指定管理者管理運営関連事業の 188 百万円で 11.7％と続く。これら上位 4 つの関連事業で全体の約 70.1％を占めることになる。平成 24 年度の委託料は、構成割合の第 1 位、第 2 位、第 3 位のみならず、第 5 位以下の関連事業のほとんどが復興目的の支出であることから、東日本大震災後、復興分野においても他の分野と同様に復興を最優先し事業を展開していることが読みとれる。以下、関連事業別に具体的調査内容を記載する。

i) 八重の桜のPR関連事業

観光復興へ向けた緊急的な取組として、本県にゆかりのあるNHK大河ドラマ「八重の桜」の放送を好機として捉え、関連事業として「大河ドラマ館」の設置、おもてなしキャラバン隊「ふくしま八重隊」による全国PRキャラバン、マスコットキャラクター「八重たん」によるPR八重の特別企画展の開催、パンフレット等の作成、交流イベントの開催などの事業を実施した。以下その主なものの調査内容を記載する。

A 大河ドラマ「八重の桜」観光誘客PR事業－PR隊業務

番号	No.32
委託分類	八重の桜のPR関連
委託事業名	福島県緊急雇用創出基金事業大河ドラマ「八重の桜」観光誘客PR事業－PR隊業務
委託事業の内容	大河ドラマを活用したPR部隊による観光PR
委託業者名	株式会社ル・プロジェ
設計・積算額（円）	74,445,000
契約額（円）	74,432,931
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	報告書

この委託事業は、緊急雇用対策基金からの予算措置による事業であり、「被災求職者の新規雇用」が重要な位置付けとなっている。また、平成25年のNHK大河ドラマが本県を舞台にした「八重の桜」に決定したことを本県の観光誘客のための絶好の機会と捉え、ドラマにちなんだ観光地や登場人物などを大きくアピールして、大河ドラマを活用した観光復興を図っている。そのため、大河ドラマ「八重の桜」に特化したイベントやPR活動を実施し、福島への観光を復活させるとともに、当該PR活動において、被災求職者の新規雇用を創出することが目的となっている。

この委託業務の内容は以下のとおりである。

<新規雇用>

失業者の年間通して13名（被災求職者を優先）の採用

<ふくしま八重隊のPR活動>

「ふくしま八重隊」の隊員採用、研修、マネジメント一式

「ふくしま八重隊」のパフォーマンス構成、台本、演出、企画一式

「ふくしま八重隊」の広報一式

「八重たん」着ぐるみの作成

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

B 大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業「八重のふるさと福島県」広報宣伝業務

番号	No.130
委託分類	八重の桜のPR関連
委託事業名	大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業 （「八重のふるさと福島県」広報宣伝業務）
委託事業の内容	「新島八重」の啓発と県内の盛り上げを図るための事業
委託業者名	株式会社ル・プロジェ
設計・積算額（円）	34,969,200
契約額（円）	34,965,000
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	報告書

この委託事業は、大河ドラマ「八重の桜」の放映前に、「八重のふるさと福島県」を県内外にPRし、ドラマに併せた観光誘客を図ることを目的としている。

委託業務の内容は、以下のとおりである。

- A) 広報ツールの作成
- B) 観光PRリーフレットの製作
- C) メディアを活用したプロモーション

事業は事業計画に基づき、事業の公益性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされており、事業の有効性に問題はない。

八重の桜のPR関連事業の平成24年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の内容	委 託 料 (円)		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額(精算額)	
28	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	大河ドラマ「八重の桜」観光誘客PR事業-情報収集・PR体制整備業務-	「八重の桜」 観光誘客PR 事業	17,471,559	17,471,559 (17,471,559)	H24.4.1
32	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県緊急雇用創出基金事業大河ドラマ「八重の桜」観光誘客PR事業-PR隊業務	大河ドラマを活用したPR部隊による観光PR	74,445,000	(74,432,931) (74,432,931)	H24.4.25
33	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県緊急雇用創出事業「ふくしま八重隊」観光誘客PR事業	大河ドラマを活用したPR部隊による観光PR	26,080,870	(26,080,870) (26,080,870)	H25.1.1
49	商工費 商工業費 物産振興費	八重セレクション商品カタログ作成業務	八重セレクションの商品カタログの作成	2,089,500	2,088,450 (2,088,450)	H25.2.21 ※
108	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業(交流フェア事業)	八重の桜を契機とした新たな旅行コースの提案とツアー催行	18,900,000	18,900,000 (18,900,000)	H24.11.9 ※
112	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業(八重の桜関連モニターツアー)	八重の桜を契機とした新たな旅行コースの提案とツアー催行	1,575,000	1,574,265 (1,574,265)	H24.12.12 ※
113	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業(八重の桜関連モニターツアー)	八重の桜を契機とした新たな旅行コースの提案とツアー催行	1,575,000	1,574,265 (1,574,265)	H24.12.12 ※
114	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業(八重の桜関連モニターツアー)	八重の桜を契機とした新たな旅行コースの提案とツアー催行	1,575,000	1,575,000 (1,575,000)	H24.12.12 ※
115	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業(八重の桜関連モニターツアー)	八重の桜を契機とした新たな旅行コースの提案とツアー催行	1,575,000	1,575,000 (1,575,000)	H24.12.12 ※
116	商工費 観光費	西日本観光交流推進事業(八重の桜関連モニターツアー)	八重の桜を契機とした新たな旅行	1,575,000	1,572,270 (1,572,270)	H24.12.12 ※

	観光費		コースの提案とツ アー開催			
117	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八 重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機と した新たな旅行 コースの提案とツ アー開催	1,575,000	1,524,416 (304,883)	H24. 12. 12 ※
118	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八 重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機と した新たな旅行 コースの提案とツ アー開催	1,575,000	1,525,077 (0)	H24. 12. 12 ※
119	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八 重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機と した新たな旅行 コースの提案とツ アー開催	1,575,000	1,575,000 (0)	H24. 12. 12 ※
120	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八 重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機と した新たな旅行 コースの提案とツ アー開催	1,575,000	1,575,000 (1,575,000)	H24. 12. 12 ※
121	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八 重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機と した新たな旅行 コースの提案とツ アー開催	1,575,000	1,575,000 (1,575,000)	H24. 12. 12 ※
122	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八 重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機と した新たな旅行 コースの提案とツ アー開催	1,575,000	1,575,000 (0)	H24. 12. 12 ※
123	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八 重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機と した新たな旅行 コースの提案とツ アー開催	1,575,000	1,575,000 (1,575,000)	H24. 12. 12 ※
124	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八 重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機と した新たな旅行 コースの提案とツ アー開催	1,575,000	1,574,265 (1,574,265)	H24. 12. 12 ※
125	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八 重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機と した新たな旅行 コースの提案とツ アー開催	1,575,000	1,575,000 (1,575,000)	H24. 12. 12 ※

126	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機とした新たな旅行コースの提案とツアー催行	1,575,000	1,575,000 (945,000)	H24. 12. 12 ※
127	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八重の桜関連モニターツアー）	八重の桜を契機とした新たな旅行コースの提案とツアー催行	1,575,000	1,575,000 (1,575,000)	H24. 12. 12 ※
128	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（八重の桜関連モニターツアー・雑誌等による広報）	八重の桜関連モニターツアーの募集広報	1,050,000	1,050,000 (1,050,000)	H25. 1. 17 ※
129	商工費 観光費 観光費	大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（「新島八重の生涯と戊辰戦争展」企画・運営業務）	「新島八重」の啓発と県内の盛り上げを図るための事業	14,206,000	14,206,000 (14,206,000)	H24. 7. 10 ※
130	商工費 観光費 観光費	大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（「八重のふるさと福島県」広報宣伝業務）	「新島八重」の啓発と県内の盛り上げを図るための事業	34,969,200	34,965,000 (34,965,000)	H24. 7. 30 ※
131	商工費 観光費 観光費	大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（新島八重児童用啓発リーフレット製作業務）	「新島八重」の啓発と県内の盛り上げを図るための事業	10,500,000	10,395,000 (10,395,000)	H24. 6. 15 ※
132	商工費 観光費 観光費	大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（「八重セレクション」コンセプトづくり事業に係る業務）	「新島八重」の啓発と県内の盛り上げを図るための事業	8,085,000	8,085,000 (8,085,000)	H24. 9. 5 ※
133	商工費 観光費 観光費	大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（ラッピングトレイン）	山手線のラッピングトレインによる観光誘客	15,750,000	15,750,000	H25. 3. 27
	小計			248,747,129	248,519,368 (226,244,758)	

※：契約の方法は、プロポーザル方式による随意契約である。

この委託事業の契約方法は、特殊な専門的知識が必要との理由から、ほとんどがプロポーザル方式による随意契約による方法でなされているが、ほぼ同じ内容の事業が同額で契約者を異にして実施されている。確かに事務手続上の問題はなくとも本来、単独で契約すればより高い効果が発揮できるものを細分化することにより効果がむしろ減少するのではないか。細分化して効果が発揮される事業もないともいえないが、経済性、効率性及び効果性の見地から検討する必要

がある。

(意見)

観光分野における委託事業を契約する場合は、効率性及び効果性の見地から、単独又は細分化する場合の一定のルールを検討すべきである。

(意見)

観光分野が全て特殊な専門的知識を必要とする事業とは必ずしもいえず、経済性の見地から原則プロポーザル方式ではなく、一般競争入札又は競争入札を原則とすることを視野に検討すべきである。

ii) 教育旅行対策関連事業

教育旅行については、本県の観光振興と多様な交流の推進のための施策の一つで重点的に実施してきたところではあるが、東日本大震災後、風評被害の直撃を受け平成 14 年度から平成 22 年度の震災前においては、年間約 70 万人であった入込数が、第 3 部監査結果 1 観光利用状況調査で記述したとおり、震災時に激減し、平成 24 年度も一部回復したものの、震災前の 35% しか戻っていない状況である。県は、平成 24 年度において教育旅行の利用状況を改善し、更なる推進のために緊急雇用対策の一環として教育旅行再生調査・情報発信強化事業を実施するとともに、「合宿の里ふくしま」推進事業、教育旅行誘致促進事業などを行った。主な内容は次のとおりである。

・「合宿の里ふくしま」推進事業

「合宿の里ふくしま」の早期復活を図るため、官民一体となった合宿の誘致を強化した。

モニター合宿 25 団体 5,352 人

合宿誘致キャラバン 3 回 132 か所訪問

・教育旅行誘教促進事業

東日本大震災による風評により、県外からの教育旅行の回復が極めて低調な状況が続いていることから、本県の教育旅行の早期復活を図るため、官民一体となったキャラバン活動等を実施し、正しい情報の発信と教育旅行の誘致を行った。

教育旅行誘致キャラバン 10 回 1,093 か所訪問

メルマガの発信 約 250 名/月 配信

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

教育旅行対策関連事業の平成 24 年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の 内 容	委 託 料 (円)		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額 (精算額)	
22	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	緊急雇用創出基金事業教育旅行再生のための調査・情報発信強化事業	教育旅行の現状把握を行い、教育関係者や保護者に対して適切に情報を発信	32,169,359	32,168,417 (32,168,417)	H24. 10. 29 ※
65	商工費 観光費 観光費	教育旅行誘致促進事業	情報発信 誘致キャラバン 入込情報 PR活動 他	4,190,277	4,190,277 (4,115,720)	H24. 4. 2
74	商工費 観光費 観光費	平成 24 年度国際教育旅行等誘致強化事業	国際教育旅行関係者招聘、交流学校受入、受入実施校への支援	1,135,120	1,135,120 (696,325)	H24. 4. 1
64	商工費 観光費 観光費	「合宿の里ふくしま」推進事業	合宿誘致キャラバン、モニター合宿の実施	3,996,699	3,996,699 (3,823,615)	H24. 4. 2
	小計			41,491,455	37,493,814 (36,980,462)	

※：契約の方法は、プロポーザル方式による随意契約である。

iii) 外国人旅行・コンベンション関係関連事業

原子力災害による風評被害を払拭するため、海外における情報発信事業や海外マスコミ等招へい事業などを行っており、主な委託事業の平成 24 年度における実施状況は次のとおりである。

・外国人観光客誘致促進事業

本県の正確な情報発信による海外観光客の誘致及び福島空港の国際定期路線の早期再開に向け、韓国、中国及び台湾にてプロモーション活動を行った。

台湾 7 月、中国 9 月、韓国 5 月及び 10 月

風評被害の中で、外国人観光客の誘致を図るため、ツアー催行に対し助成を行った。

助成件数 29 件 助成人数 1,024 人

風評を払拭し、本県の正しい情報を発信するため、中国及び韓国からのマスコミ等の招へいや受入を行った。

招へい又は受入件数 22 件

・外国人観光客受入体制整備促進事業

県内の二次交通機関及び観光施設の複数外国語表記の整備を促進し、受入体制の強化を図った。

助成件数 4 件

この関連事業の調査内容は次のとおりである。

国際会議等誘致推進事業インセンティブ旅行キーパーソン招へい事業

番号	No. 1
委託分類	外国旅行、コンベンション関連
委託事業名	国際会議等誘致推進事業インセンティブ旅行キーパーソン招へい事業
委託事業の内容	国際会議等誘致推進事業インセンティブ旅行キーパーソン招へい事業
委託業者名	公益財団法人福島県観光物産交流協会
設計・積算額（円）	1,318,800
契約額（円）	1,318,800
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	報告書

この委託事業は、東日本大震災による災害によって、海外からの外国人旅行客が激減し、福島ーソウル定期便及び福島ー上海定期便が運休状況にある中、海外からインセンティブ旅行キーパーソンを招請し、福島県内を視察してもらい、今後のインバウンド誘客促進につなげることを目的としている。

なお、インセンティブ旅行とは、会社社長等が、業績目標を達成した従業員への報奨として福島県への旅行をプレゼントする場合の福島県への旅行を指す。

委託事業内容は、韓国の旅行エージェント、航空会社関係者、企業等における報奨旅行・研修旅行関係者を5名以上、福島県内の観光及び宿泊施設の視察に招き、福島県へのインセンティブ旅行を実施してもらうよう働き掛けることである。

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、

実施状況の報告も適正になされている。

外国人旅行・コンベンション関係関連事業の平成 24 年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の 内 容	委 託 料 (円)		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額 (精算額)	
1	総務費 県民生活費 外事費	国際会議等誘致推進事業イン センティブ旅行キーパーソン 招へい事業	国際会議等誘致推進 事業インセンティブ旅 行キーパーソン招事 業	1,318,800	1,318,800 (1,318,800)	H24. 11. 28
9	総務費 企画費 交通物流企画費	中国交流促進活動業務報告	中国交流促進活動業 務報告	1,805,000	1,805,000 (1,805,000)	H24. 8. 13
23	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	緊急雇用創出基金事業「国際 観光推進業務委託」	多言語HIPの作成・管 理や観光情報の発信 等	15,223,981	15,223,981 (12,364,067)	H24. 4. 1
44	商工費 商工業費 商工業総務費	FUKUSHIMA ブランド海外イ メージ回復事業に係る事前調 査業務委託	事前調査時における 現地通訳等の手配	499,090	467,060 (467,060)	H25. 1. 11
66	商工費 観光費 観光費	平成 24 年度外国人観 光客誘致促進事業	東アジアを中心と した地域からの誘 客促進事業	7,811,622	7,811,622 (7,811,622)	H24. 4. 1
67	商工費 観光費 観光費	中国観光客誘致促進事業	中国における誘 客促進事業	4,124,800	3,524,800 (3,521,800)	H24. 4. 2
68	商工費 観光費 観光費	外国人観光客誘致促進事業 (韓国・台湾観光誘客誘致促 進事業)	旅行商品造成支 援事業	3,780,000	3,780,000 (2,108,400)	H24. 11. 1
69	商工費 観光費 観光費	中国風評被害対策 P R 事業	中国における誘 客促進事業	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24. 11. 1
70	商工費 観光費 観光費	国際会議開催支援事 業	国際会議の実施 にかかる支援	4,743,050	4,743,050 (4,743,050)	H24. 10. 15
71	商工費	韓国への観光 P R に	韓国におけるブ	262,500	259,000	H24. 5. 11

	観光費 観光費	よる風評対策事業	ロモーション活 動		(259, 000)	
72	商工費 観光費 観光費	台湾誘客促進事業	台湾におけるプ ロモーション活 動	2, 073, 540	2, 073, 540 (2, 073, 540)	H24. 6. 11
73	商工費 観光費 観光費	日韓交流おまつり	韓国におけるプ ロモーション活 動	1, 501, 500	1, 501, 500 (1, 501, 500)	H24. 9. 7
	小計			45, 243, 883	29, 384, 372 (27, 709, 772)	

iv) 定住、二地域居住関連事業

定住、二地域居住の回復及び推進のために次の事業を平成 24 年度に実施した。

・ふくしま再生交流推進プロジェクト

被災から復興していく福島を広く伝えるイベントとして、「げんき咲かそう！ふくしま大交流フェア」を東京都有楽町で開催し、福島を応援する多くの来場者へ向けた情報発信や交流を図った。

イベント来場者数 15, 014 名（平成 24 年 12 月 24 日 東京国際フォーラム）

・ふくしまふるさと暮らし復興推進事業

東京都有楽町に福島県への定住・二地域居住のための相談窓口を設置し、相談業務を実施したほか、福島県の復興の姿をセミナー等により定住等希望者に届け、福島県への定住・二地域居住を推進した。

ふくしまふるさと暮らし情報センター相談件数 2, 045 件

ふくしま大交流フェア催行業務委託

番号	No.11
委託分類	定住、二地域居住関連
委託事業名	ふくしま大交流フェア催行業務委託
委託事業の内容	首都圏における上記イベントの開催
委託業者名	株式会社電通東日本
設計・積算額（円）	29, 783, 597
契約額（円）	29, 773, 485
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	報告書

この委託事業は、観光復興キャンペーンとして、福島元気の復興する福島の姿を首都圏の方々にアピールするとともに、首都圏に避難している方にふるさと福島を届ける交流の場とすること及び大河ドラマ「八重の桜」を大々的にPRし、八重のふるさと福島への誘客を図ることを目的としている。

当該委託業務の内容は、東京国際フォーラムにおいて以下のイベントを開催することである。

- A) ステージイベント
- B) 出展ブースの設置
- C) 避難者交流会（セミナー室）の実施

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

定住、二地域居住関連事業の平成24年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の内容	委託料(円)		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額(精算額)	
10	総務費 企画費 地域振興費	ふるさと福島情報発信拡充 プロジェクト事業案内業務	首都圏において実施した田舎暮らし相談業務	8,123,091	8,085,452 (8,085,452)	H24.4.1
11	総務費 企画費 地域振興費	ふくしま大交流フェア催行業務委託	首都圏における左記イベントの開催	29,783,597	29,773,485 (29,773,485)	H24.9.11 ※
12	総務費 企画費 地域振興費	ふくしま定住・二地域居住推進戦略事業に係る広告製作等業務	広告記事の製作及び雑誌への掲載業務	7,199,992	7,194,600 (7,194,600)	H24.4.17
13	総務費 企画費 地域振興費	ふくしま定住・二地域居住推進PRのためのパンフレット製作等業務	定住・二地域居住推進PRのためのパンフレット製作業務委託	1,197,000	1,185,450 (1,185,450)	H24.4.17
14	総務費 企画費 地域振興費	ふくしま移住者e-ネット原稿作成業務委託	移住者ネット登録者の原稿作成業務	157,500	149,100 (149,100)	H24.7.24
15	総務費 企画費	ふくしま移住者e-ネット改修業務委託	移住者e-ネットホームページの改	147,000	147,000 (147,000)	H24.7.24

	地域振興費		修業務委託			
	小計			46,608,180	46,535,087 (46,535,087)	

※：契約の方法は、プロポーザル方式による随意契約である。

v) 観光物産展など振興関連事業

東日本大震災後における地域振興、物産振興の見地から平成 24 年度は本県の県産品の優れた品質や安全性を県外に発信するため大型展示会、観光物産展などの振興事業を行った。

大型食品展示会

スーパーマーケット、トレードショー H25 年 2 月 13 日～15 日 24 事業者

フーデックスジャパン H25 年 3 月 5 日～8 日 20 事業者

物産展開催事業

福島空港の就航地である札幌市内において「福島の物産と観光展」を開催した。

平成 24 年 8 月 30 日(金)～9 月 4 日(水) さっぽろ東急百貨店

出展事業者 45 社 売上 27,276 千円

大型食品展示会等活用事業

番号	No.16
委託分類	観光物産展など振興関連事業
委託事業名	大型食品展示会等活用事業
委託事業の内容	スーパーマーケットトレードショー2013/ フーデックス 2013 への福島県ブース出展
委託業者名	株式会社ムラヤマ
設計・精算額（円）	15,978,000
契約額（円）	15,978,000
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	完了届報告書

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

観光物産展など振興関連事業の平成 24 年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の 内 容	委 託 料 (円)		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額 (精算額)	
16	総務費 企画費 地域振興費	大型食品展示会 等活用事業	スーパーマーケットトレード ショー2013/フーデックス 2013 への福島県ブース出展	15,978,000	15,978,000 (15,978,000)	H24. 9. 25
17	総務費 企画費 地域振興費	県産品中国市場 販路開拓支援事 業	中国国内における県産 品の販路開拓・拡大	1,500,000	1,500,000 (1,500,000)	H24. 4. 1
18	総務費 企画費 地域振興費	北海道ふくしま 観光と物産フェ ア開催事業	北海道における観光・物 産展の開催	2,503,830	2,503,830 (2,503,830)	H24. 5. 8
45	商工費 商工業費 物産振興費	物産展開催事業	「福島の物産と観光展 (渋谷展)」の開催	2,783,655	2,783,655 (2,783,655)	H24. 11. 13
50	商工費 商工業費 物産振興費	合同展示会「ルー ムス」活用事業	合同展示会「ルームス」 への出展	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24. 8. 14
	小計			24,865,485	24,865,485 (24,865,485)	

vi) 風評被害払拭調査関連事業

東日本大震災後の風評被害により、福島県へのツアー団体旅行客が著しく減少しているため、観光緊急プロジェクト事業として「ふくしま応援観光誘致事業（風評払拭調査）、首都圏での風評の払拭に向けた観光等情報の発信のため緊急雇用創出基金事業としての「がんばっぺふくしま！！」観光復興営業強化事業などの事業を平成 24 年度に実施した。主な事業は次のとおりである。

ふくしま応援観光誘客事業

風評被害により減少している観光客の入込の回復を目指し、旅行会社と連携し、本県観光のPRや新規の旅行商品、モニターツアーの造成経費等への助成を行った。

連携PRを行った旅行会社数 26 社

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への

質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

風評被害払拭調査関連事業の平成 24 年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の内容	委託料(円)		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額(精算額)	
19	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県緊急雇用創出基金事業「八重洲観光交流館運営事業」	八重洲観光交流館の運営	6,088,356	6,088,356 (3,878,019)	H24.4.1
20	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県緊急雇用創出基金事業「がんばっぺ、ふくしま!!」観光復興営業強化事業	首都圏での風評の払拭に向けた観光等情報の発信	9,718,772	9,718,772 (5,956,178)	H24.4.1
88	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業(風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体旅行の実施及び風評払拭調査	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24.5.11 ※
89	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業(風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体旅行の実施及び風評払拭調査	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24.5.11 ※
90	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業(風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体旅行の実施及び風評払拭調査	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24.5.11 ※
91	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業(風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体旅行の実施及び風評払拭調査	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24.5.11 ※
92	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業(風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体旅行の実施及び風評払拭調査	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24.5.11 ※
93	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業(風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体旅行の実施及び風評払拭調査	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24.5.11 ※
94	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業(風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体旅行の実施及び風評払拭調査	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24.5.11 ※
95	商工費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業(風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体	2,100,000	2,100,000	H24.5.11

	観光費 観光費	ト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	旅行の実施及び風評 払拭調査		(2, 100, 000)	※
96	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (2, 100, 000)	H24. 5. 11 ※
97	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (2, 100, 000)	H24. 5. 11 ※
98	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (2, 100, 000)	H24. 5. 11 ※
99	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (2, 100, 000)	H24. 5. 11 ※
100	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (1, 731, 030)	H24. 5. 11 ※
101	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (2, 100, 000)	H24. 5. 11 ※
102	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (944, 475)	H24. 5. 11 ※
103	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (2, 100, 000)	H24. 5. 11 ※
104	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (2, 100, 000)	H24. 5. 11 ※
105	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (2, 100, 000)	H24. 5. 11 ※
106	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観誘客事業 (風評払拭調査)】	福島県へのツアー、団体 旅行の実施及び風評払 拭調査	2, 100, 000	2, 100, 000 (2, 100, 000)	H24. 5. 11 ※

107	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観光客事業（風評払拭調査）】	福島県へのツアー、団体旅行の実施及び風評払拭調査	2,100,000	2,100,000 (2,100,000)	H24. 5. 11 ※
	小計			57,807,128	57,807,128 (50,309,702)	

※：契約の方法は、プロポーザル方式による随意契約である。

vii) 観光復興推進（キャンペーン・イベント、TVCM）関連事業

観光復興推進のためのキャンペーン、イベント、TVCMなどの事業は、委託事業の中でも最も予算措置の大きい事業であり、県が重点的に実施している事業の一つである。

以下、その主なものの調査内容を記載する。

A 福島県緊急雇用創出事業 福島県観光誘客緊急対策事業－観光イベント・プロモーション事業

番号	No.31
委託分類	観光復興進行関連 (キャンペーン・イベント、TVCM)
委託事業名	福島県緊急雇用創出事業福島県観光誘客緊急対策事業－観光イベント・プロモーション事業
委託事業の内容	主に県外イベントにおける福島県観光PR
委託業者名	株式会社日進堂印刷所
設計・積算額（円）	109,720,000
契約額（円）	109,720,000
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	報告書

この委託事業は、緊急雇用対策基金からの予算であり、「被災求職者の新規雇用」が重要な位置付けとなっている。当初は、福島県職員が全国のイベント等に赴き、対応していたが、復興を応援してくれる主催者によるイベントへの招待が多数寄せられ、県職員では対応しきれないことから、被災者の雇用創出も兼ねて、委託事業として立ち上げている。

この委託業務の内容は以下のとおりである。

＜新規雇用＞

失業者の通年での14名（被災求職者を優先）の採用

＜観光イベント・プロモーション＞

- A) 観光PR隊（ふくしまHAPPY隊）によるイベントやキャラバンによるPR活動
- B) イベントPRキットの製作
- C) 映画「天地明察」とのタイアップによる周遊型の誘客イベントの実施
- D) メディアタイアップによるイベント・プロモーションの実施
- E) SNSによる情報発信の実施

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

B 緊急雇用創出基金事業「がんばっぺ、ふくしま！！」観光復興推進事業

番号	No.21
委託分類	観光復興進行関連 (キャンペーン・イベント、TVCM)
委託事業名	緊急雇用創出事業「がんばっぺ、ふくしま！！」 観光復興推事業
委託事業の内容	観光復興に向けてキャンペーンやイベントを実施
委託業者名	公益財団法人福島県観光物産交流協会
設計・積算額（円）	63,101,897
契約額（円）	63,101,897
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	報告書

この委託事業は、緊急雇用対策基金からの予算であり、「被災求職者の新規雇用」が重要な位置付けとなっている。

当該委託業務の内容は以下のとおりである。

＜新規雇用＞

失業者を通年での８名（被災求職者を優先）採用

<がんばっぺ、ふくしま！！>

- A) 観光復興キャンペーン業務
- B) 観光復興イベント業務
- C) 観光復興に関する情報発信業務
- D) 教育旅行PR活動業務

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

C 福島県観光復興緊急プロジェクト事業

【ふくしま応援観誘客事業（ふくしま観光イメージアップ・ふくしまファンクラブPR）】

番号	No.87
委託分類	観光復興進行関連 (キャンペーン・イベント、TVCM)
委託事業名	福島県観光復興緊急プロジェクト事業 【ふくしま応援観誘客事業 (ふくしま観光イメージアップ・ふくしまファンクラブPR)】
委託事業の内容	福島観光のイメージアップ広報 及びふくしまファンクラブの入会PR
委託業者名	株式会社電通東日本
設計・積算額(円)	28,560,000
契約額(円)	28,560,000
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	報告書

この委託事業は、原子力災害の風評被害により福島県に足の向かない旅行者が増えている中、福島県の観光復興を図るため、安心して観光することができる、ふくしまの現状について各種広報媒体を介して周知し、福島県のイメージアップを図るとともに、ふくしまのイベント情報や観光情報を定期的にお知らせする「ふくしまファンクラブ（メール会員）」への入会PRを行い、風評払拭のために情報発信するふくしまのファンを拡大することを目的としている。

この委託業務の内容は、以下のとおりである。

- A) 新聞掲載（2回）
- B) テレビ放送（1回）
- C) 雑誌掲載（3回）
- D) ふくしまファンクラブホームページデザイン作成
- E) ニュースレター発信
- F) ふくしまファンクラブ募集チラシの作成
- G) ふくしまファンクラブ入会記念品の作成

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

観光復興推進（キャンペーン・イベント、TVCM）関連事業の平成24年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の内容	委託料（円）		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額（精算額）	
21	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	緊急雇用創出基金事業「がんばっ て、ふくしま!!!」観光復興推進 事業	観光復興に向けてキャ ンペーンやイベントを 実施	63,101,897	63,101,897 (53,137,216)	H24.4.1
24	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	着地型観光プラットフォーム 構築事業	着地型観光推進 業務	14,979,300	14,968,800 (12,535,524)	H24.4.1
25	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	着地型観光プラットフォーム 構築事業	着地型観光推進 業務	16,203,600	16,184,530 (14,566,179)	H24.4.1
26	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県観光誘客緊急対策事 業－観光情報発信事業	観光復興のため の観光情報の 集・発信	46,554,000	46,554,000 (46,554,000)	H24.4.1
27	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県観光復興架け橋事業	観光復興情報の ワンストップ窓 口の運営	34,057,000	34,001,000 (34,001,000)	H24.4.16 ※
31	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県緊急雇用創出事業福島 県観光誘客緊急対策事業－観 光イベント・プロモーション 事業	主に県外イベン トにおける福島 県観光PR	109,720,000	(109,720,000) (109,720,000)	H24.4.1

62	商工費 観光費 観光費	隣接県観光宣伝 事業	テレビスポットC M放映	5,000,000	5,000,000 (5,000,000)	H24. 10. 11
78	商工費 観光費 観光費	福島県着地型観光支援事業	県内各地域で取 り組む着地型旅 行商品づくり等 の支援	13,560,000	13,560,000 (12,885,180)	H24. 4. 2
79	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト 事業「ありがとうキャンペーン事 業」	県内への宿泊誘客 を図るための キャンペーン展開事 業	99,859,000	99,855,000 (99,855,000)	H24. 1. 11 ※
80	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業「あ りがとうキャンペーン事業」(孫の恩返し ギフト企画・酒類商品取り扱い業務)	「ありがとうキャン ペーン事業」における プレゼント企画の酒 類商品の選定・購入・ 発送	8,400,000	8,400,000 (8,400,000)	H24. 3. 8
81	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト 事業【ふくしま応援観光誘客事業(総 合タイアップ誘客)】	メディアや店舗等 を活用したイメー ジアップや新商品 造成等による総合 誘客戦略の実施	21,000,000	21,000,000 (21,000,000)	H24. 5. 1 ※
82	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト 事業【ふくしま応援観光誘客事業(総 合タイアップ誘客)】	メディアや店舗等を 活用したイメージア ップや新商品造成等 による総合誘客戦略 の実施	21,000,000	21,000,000 (21,000,000)	H24. 5. 1 ※
83	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェ クト事業【ふくしま応援観光誘 客事業(特定マーケット)】	DMや個別訪問 等による団体向け総 客キャンペーンの実 施	10,500,000	10,500,000 (10,500,000)	H24. 5. 1 ※
84	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェ クト事業【ふくしま応援観光誘 客事業(特定マーケット)】	メディア系旅行商 品の造成やホーム ページ・DM等で の誘導	10,500,000	10,500,000 (10,500,000)	H24. 5. 1 ※
85	商工費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェ クト事業【ふくしま応援観光誘	法人マーケットへの 誘客キャンペーン及	10,500,000	10,500,000	H24. 5. 1 ※

	観光費	客事業（特定マーケット）】	びWEB・メルマガ等 による誘導		(10,500,000)	
86	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観光客事業（特定マーケット）】	WEB・メルマガ等による誘客キャンペーンの実施	10,500,000	10,500,000 (10,500,000)	H24.5.1 ※
87	商工費 観光費 観光費	福島県観光復興緊急プロジェクト事業【ふくしま応援観光客事業（ふくしま観光イメージアップ・ふくしまファンクラブPR）】	福島観光のイメージアップ広報及びふくしまファンクラブの入会PR	28,560,000	28,560,000 (28,560,000)	H24.5.14 ※
109	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（関西・ふくしま大学生交流事業）	関西地域と本県大学生の相互訪問による交流	10,022,250	10,022,250 (9,898,350)	H24.11.16 ※
110	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（西日本プロモーション）	旅行商品造成、誘客プロモーション、プレス等向けツアーの実施	11,676,000	11,676,000 (11,676,000)	H24.11.9 ※
111	商工費 観光費 観光費	西日本観光交流推進事業（西日本プロモーション）	旅行商品造成、誘客プロモーション、プレス等向けツアーの実施	11,676,000	11,668,072 (11,668,072)	H24.11.9 ※
	小計			557,369,047	557,271,549 (542,456,521)	

※：契約の方法は、プロポーザル方式による随意契約である。

Ⅷ) 観光パンフレット、チラシ作成関連事業

東日本大震災により激変している本県観光資源や本県観光地の当該現状調査とこの現状を踏まえ最新の情報を掲載したパンフレット、チラシ等を作成し、本県観光の正しい情報を県内外に発信するための事業である。

以下、その主なものの調査内容を記載する。

A 福島県観光資源調査・観光パンフレット製作事業（総合観光パンフレット製作）

番号	No.29
委託分類	観光パンフレット、チラシ作成関連
委託事業名	福島県観光資源調査・観光パンフレット製作事業（総合観光パンフレット製作）
委託事業の内容	観光情報の収集と全県的な観光パンフレット製作
委託業者名	株式会社 J T B 東北
設計・積算額（円）	77,089,000
契約額（円）	77,088,982
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	報告書

この委託事業は、緊急雇用対策基金からの予算措置の事業であり、「被災求職者の新規雇用」を目的とする。そのため、NHK大河ドラマ「八重の桜」を観光の目玉として、震災により大きく変化している本県観光資源や本県観光地の現状などを踏まえた最新の情報を掲載したパンフレット等を作成し、本県観光の正しい情報発信と、県内外での本県観光情報の広報機会の増加を図るとともに、このパンフレット等作成業務において、被災求職者の新規雇用を創出することが目的となっている。

・新規雇用

失業者の通年での 10 名（被災求職者を優先）の採用

・観光パンフレット等の作成

A) 震災後の福島の現状を踏まえた観光情報の収集とデータベース化

B) 福島の観光情報を効果的に P R するための全県的な総合パンフレットの製作

C) 大河ドラマ「八重の桜」公式ガイドブックの製作

D) 八重の桜等と連動した情報発信事業の実施

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

B 福島県観光資源調査・観光パンフレット製作事業（観光イベント情報チラシ・ICT）

番号	No.30
委託分類	観光パンフレット、チラシ作成関連
委託事業名	福島県観光資源調査・観光パンフレット製作事業（観光イベント情報チラシ・ICT）
委託事業の内容	観光情報の収集と全県的なイベントチラシの作成
委託業者名	株式会社山川印刷所
設計・積算額（円）	77,088,981
契約額（円）	77,083,699
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	報告書

この委託事業は、緊急雇用対策基金からの予算であり、「被災求職者の新規雇用」を目的とする。そのため、NHK大河ドラマ「八重の桜」を観光の目玉として、震災により大きく変化している本県観光資源や本県観光地の現状などを踏まえた最新の情報を掲載した観光・イベント情報チラシを作成するとともに、ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）を活用した本県観光の正しい情報発信と、県内外での本県観光情報の広報機会の増加を図るとともに、当該作成業務において、被災求職者の新規雇用を創出することが目的となっている。

・新規雇用

失業者の通年での10名（被災求職者を優先）の採用

・観光・イベントチラシ等の作成

- A) 震災後の福島の現状を踏まえた、観光情報の収集とICTを活用した観光情報の発信
- B) 福島の観光・イベント情報を効果的にPRする各種チラシなどの製作
- C) 観光に関するアンケート調査の実施と分析

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

観光パンフレット、チラシ作成関連事業の平成 24 年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業 の内容	委 託 料 (円)		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額（精算額）	
29	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県観光資源調査・観光パンフレット製作事業（総合観光パンフレット製作）	観光情報の収集と全県的な観光パンフレット製作	77,089,000	77,088,982 (77,088,982)	H24. 4. 1
30	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	福島県観光資源調査・観光パンフレット製作事業（観光イベント情報チラシ・ICT）	観光情報の収集と全県的なイベントチラシ作成	77,088,981	77,083,699 (77,083,699)	H24. 4. 1
	小計			154,177,981	154,172,681 (154,172,681)	

ix) 県産品振興対策関連事業

東日本大震災後の県産品を取り巻く厳しい現状を踏まえ、県産品の情報収集・分析・提供及び相談のため県産品振興戦略強化業務事業を実施し、さらに企業向県産品カタログの製作、企業訪問商談会の実施などの企業間取引機会創出モデル事業、首都圏におけるキッチンカー、移動販売車によるニーズ調査事業などを平成 24 年度に行った。主な事業は以下のとおりである。

震災後の風評やふくしまブランドのイメージ低下など、本県産品を取り巻く現状を踏まえ、今後の県産品振興施策の方向性等を示す新たな戦略を策定した。

策定委員会開催 7 回

平成 25 年 3 月 「福島県産品振興戦略」策定

県産品移動販売ニーズ調査業務

番号	No.53
委託分類	県産品振興対策関連事業
委託事業名	県産品移動販売ニーズ調査業務
委託事業の内容	首都圏におけるキッチンカー、移動販売車のニーズ調査
委託業者名	銀座農園株式会社
設計・精算額（円）	34,965,000
契約額（円）	34,965,000
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	完了届報告書

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

県産品振興対策関連事業の平成24年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の内容	委託料（円）		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額（精算額）	
37	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	県産品振興戦略強化業務	県産品の情報収集・分析・提供及び相談	10,374,357	9,338,501 (8,371,999)	H24.4.1
39	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	県産品情報受発信機能強化事業	百貨店への流通拡大、観光情報の発信及び各種商談等の県産品販路開拓業務	1,662,236	1,662,236 (1,256,236)	H24.11.1
40	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	県産品首都圏販路開拓支援強化業務	県産品の正確な情報発信、首都圏における流通拡大等	4,233,148	4,233,148 (4,233,148)	H24.4.1
41	労働費 雇用対策費	ふくしま県産品振興緊急対策事業（ふくしま県産品買うべえ（F	消費者に対する県産品の魅力を直接紹介	16,804,000	16,801,874 (16,801,874)	H24.6.1 ※

	緊急雇用対策費	K B) プロジェクト)	するプロモーション 活動の展開及び情報 発信			
47	商工費 商工業費 物産振興費	ふくしまの食の絆づく り事業	ふくしま応援シェ フを活用した県産 品の P R	9, 000, 000	8, 999, 970 (8, 999, 970)	H24. 6. 8 ※
48	商工費 商工業費 物産振興費	県産品元気 UP! 情報発 信事業	各広告媒体を活 用した県産品の P R	8, 000, 000	8, 000, 000 (8, 000, 000)	H24. 8. 22 ※
52	商工費 商工業費 物産振興費	企業間取引機会創出モ デル事業	企業向県産品カタロ グの製作及び企業訪 問商談会の実施	12, 360, 454	12, 360, 454 (12, 360, 454)	H24. 11. 30 ※
53	商工費 商工業費 物産振興費	県産品移動販売ニーズ 調査業務	首都圏におけるキッ チンカー、移動販売車 のニーズ調査	34, 965, 000	34, 965, 000 (34, 965, 000)	H24. 11. 2 ※
	小計			97, 399, 195	96, 361, 183 (94, 988, 681)	

※：契約の方法は、プロポーザル方式による随意契約である。

x) アンテナショップ・オンラインショップ関連事業

風評を払拭し、県産品の安全性を P R 及び販路の回復・拡大を図るため首都圏アンテナショップの管理運営、オンラインショップの構築のためのモデル事業などを平成 24 年度実施した。

首都圏アンテナショップ事業

首都圏における県産品の流通拡大と県産品情報の発信、市場情報の受信を目的として設置した首都圏アンテナショップ「ふくしま市場 (いちば)」の管理・運営を行った。

ふくしま市場売上 152, 434 千円 (前年比 84. 2%)

なお、首都圏アンテナショップは更なる事業強化を目指し、平成 26 年度より東京都中央区日本橋へ移転する予定である。

首都圏アンテナショップ管理運営業務

番号	No.51
委託分類	アンテナショップ・オンラインショップ関連事業
委託事業名	首都圏アンテナショップ管理運営業務
委託事業の内容	アンテナショップの管理運営
委託業者名	公益財団法人福島県観光物産交流協会
設計・精算額（円）	14,582,611
契約額（円）	14,582,611
契約の方法	随意契約
履行確認の方法	完了届報告書

事業は事業計画に基づき実施され、事業の公益性及び有効性に問題はない。なお、契約書、完了届、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類との閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、委託料は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、実施状況の報告も適正になされている。

アンテナショップ・オンラインショップ関連事業の平成24年度実施された主なものは以下のとおりである。

番号	款項目	委託事業名	委託事業の内容	委託料		当初契約 年月日
				設計・積算額	契約額（精算額）	
38	労働費 雇用対策費 緊急雇用対策費	首都圏アンテナショップ機能強化業務	アンテナ機能強化に資する業務等	5,971,744	5,971,744 (5,200,265)	H24.4.1
51	商工費 商工業費 物産振興費	首都圏アンテナショップ管理運営業務	アンテナショップの管理運営	14,582,611	14,582,611 (14,582,611)	H24.4.1
54	商工費 商工業費 物産振興費	福島県オンラインアンテナショップ構築等モデル事業	オンラインショップの構築及び仮運営	21,135,000	21,133,980 (21,133,980)	H24.12.10 ※
	小計			41,689,355	41,688,335 (40,916,856)	

※：契約の方法は、プロポーザル方式による随意契約である。

② 補助金関連事業

補助金の平成24年度観光交流局所管分は、負担金、補助金及び交付金調（共第30号様式）にリストされているが、以下のとおりである。

補助金分類計

（単位：円、％）

	分類	事業費	構成割合
1	利用料金免除事業補助金	2,671,522	0.1
2	観光事業運営費補助金	61,985,000	1.4
3	中小企業等復旧・復興支援事業	42,768,500	0.9
3-1	（空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業）	(20,035,000)	(0.4)
3-2	（工場・店舗等再生支援事業）	(22,733,500)	(0.5)
4	福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	4,107,055,550	91.0
5	コンベンション等関連補助金	10,066,000	0.2
6	県観光有料道路関連補助金	250,000,000	5.5
7	福島空港チャーター便関連補助金	1,000,000	0.0
8	外国人受入促進事業関連補助金	226,905	0.0
9	スキー場関連補助金	37,125,000	0.8
	1～9計	4,512,898,477	100.0
	補助金額計	4,512,898,477	100.0

補助金の補助額合計は4,513百万円であり、その構成割合は第1位は福島県中小企業等グループ施設等復旧整備事業が4,107百万円で91.0％と全体の大部分を占めており、第2位は県観光有料道路関連補助金が250百万円で5.5％、第3位は観光事業運営費補助金62百万円で1.4％、第4位はスキー場関連補助金が37百万円で0.8％であった。これら上位4つの補助金で全体の98.7％を占めている。平成24年度補助事業においては、東日本大震災後、観光産業を担う中小企業等のグループ施設等のインフラの復旧整備を最優先し実施したことが読みとれる。以下、補助事業別に具体的調査内容を記載する。

i) 中小企業等復旧・復興支援事業補助金

（空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業）

この補助事業は、東日本大震災により被災した中小企業者の県内における事業再開を支援し、地域の総合的な復旧・復興を図るため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び中小企業等復旧・復興支援事業（空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業）補助金交付要綱（以下「中小企業復興補助金交付要綱」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する制度をいう。

なお、用語の定義は交付要綱第2条に定められており、次のとおりである。

「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害をいう。

「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象となる業種並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定による暴力団又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している民間団体等を除く。

「商工会・商工会議所」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

「警戒区域等」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域、第15条第3項の規定に基づく屋内退避区域、特定避難勧奨地点をいう。ただし、屋内退避区域は、その区域が設定されていた期間内に補助対象事業を行った場合に限る。

補助金は、別表1の基準に交付する。

別表1 補助金交付基準

項目	内容
補助対象者	東日本大震災により自ら使用する事業用建物（工場、店舗及び事務所等）が半壊若しくは全壊又は警戒区域等にあり、県内で空き工場及び空き店舗等を借り上げて事業再開を行う中小企業者及び商工会・商工会議所
補助対象経費	平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間、事業再開に必要な①から④までに掲げる経費であって、被災前の事業環境に戻すためのものに限る。 ①空き工場・店舗等を借り上げるための費用（土地及び建物） ※ 住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗等に係る部分のみを補助対象とする。 ②被災した工場・店舗等や仮工場・店舗等から①の空き工場・店舗等へ設備等を移設する費用 ③空き工場・店舗等を利用するに当たり必要となる改装費 ④中小企業者及び商工会・商工会議所が設備等を借り上げるための費用 ※①の費用を伴わない申請は対象外とする。ただし、中小企業基盤

	整備機構が整備する仮設工場・店舗等に入居する者はこの限りではない。
補助率	全壊・警戒区域等 3／4 以内 半壊 1／2 以内
補助金額	補助対象経費に補助率を乗じた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。 また、1事業所当たり 250 千円／回（製造業においては 500 千円／回）を補助下限額とし、5,000 千円／回（製造業は 25,000 千円／回）を補助上限額とする。ただし、平成 23 年度若しくは平成 24 年度又はその両方の補助事業において、交付決定を受けた者が、平成 25 年度も継続して補助金の交付を受けようとする場合には、補助下限額は設けない。

平成24年度補助事業概要

番号	3 - 1
事業名	中小企業等復旧・復興支援事業
補助先名	7 件
事業実施場所	県内
事業内容	事業再開・設備整備等補助（空き工場）
国庫補助率	—
事業費（円）	—
補助率	3／4 1／2
補助額（円）	20,035,000

補助金は中小企業復興補助金交付要綱に基づき交付されており、事業の公益性に問題はない。なお、申請書、実績報告書、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類と閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、補助金は適正に算定され、事務

手続上の問題はなく、補助事業の進行状況などの報告も適正になされており、補助事業の有効性にも問題はない。ただし、助成を受けた事業者の事業継続などの事後的検証が、担当者により確認されているというが、不十分である。

(意見)

補助事業の助成を受けた事業者の事後的状況把握のため税務申告書の提出を一定期間義務付けるなどの制度を検討すべきである。

ii) 中小企業等復旧・復興支援事業補助金（工場・店舗等再生支援事業）

この補助事業は、東日本大震災により被災した中小企業者の県内における事業再開を支援し、地域の総合的な復旧・復興を図るため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び中小企業等復旧・復興支援事業（工場・店舗等再生支援事業）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する制度をいう。

補助金交付の対象となる中小企業者及び補助金額は、別表1のとおりである。

別表1 補助対象企業

項目	内容
補助対象者	東日本大震災により自ら使用する事業用建物（工場、店舗、事務所等）が半壊若しくは全壊又は警戒区域等にあり、被災時の従業員数を維持し、県内で工場・店舗等を購入又は建替、修繕し、事業再開を行う中小企業者 ただし、原則として平成26年3月31日までに営業再開を行うこととし、これにより難しい場合は別途協議すること
補助対象経費	平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間、事業再開に必要な①から⑤までに掲げる経費であって、被災前の事業環境に戻すためのものに限る。 ①工場・店舗等の建替に要する費用（土地購入費及び造成費を除く） ※ 住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗等部分に係る部分のみを補助対象とする。 ②工場・店舗等の購入に要する費用（土地購入費及び造成費を除く） ③被災した工場・店舗等の修繕に要する費用 ④被災した工場・店舗等や仮工場・店舗等から①又は②の工場・店舗等へ設備等を移設する費用 ⑤設備等の取得又は借上に要する費用 ※ ④⑤のみの申請は、対象外とする。

補助率	1 / 3 以内
補助金額	補助対象経費に補助率を乗じた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。 また、1 事業所当たり 500 千円（製造業においては 1,000 千円）を補助下限額とし、5,000 千円（製造業は 30,000 千円）を補助上限額とする。

注：1 事業所当たりの補助申請は 1 回限りとし、「工場・店舗等再生支援事業」と「産業復興支援事業」の併用は認めない。

平成 24 年度補助事業概要

番号	3 - 2
事業名	中小企業等復旧・復興支援事業
補助先名	9 件
事業実施場所	県内
事業内容	事業再開・設備整備等補助（再生支援）
国庫補助率	—
事業費（円）	—
補助率	1 / 3
補助額（円）	22,733,500

補助金は、交付要綱に基づき交付されており、事業の公益性に問題はない。なお、申請書、実績報告書、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類と閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、補助金は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、補助事業の進行状況などの報告も適正になされており、補助事業の有効性にも問題はない。

iii) 福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金

この補助事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律

第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び福島県補助金の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)によるほか、福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱(以下「施設復旧補助金交付要綱」という。)に定めるところによる。

補助金の交付は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

なお、交付対象経費は別表のとおりとする。

別表

項目	内容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場及びその他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ及び路面舗装の整備費
にぎ賑わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費(資料作成費含む。)、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費及び雑役務費

・上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費及び整地・排土費を含む。

平成24年度補助事業概要

番号	4
事業名	福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
補助先名	計 258 件

他事業等との関係	他者の事業との調整に時間を要したため。	6	27
事業実施に当たり発生した障害	工事着手後に、工事に障害があることが判明したため。	3	13
計		22	100

(意見)

補助金の予算執行における事故繰越ができるだけ発生しないための管理運営方法を確立し、規定化を検討すべきである。

iv) 福島県観光有料道路関連補助金

この補助事業は、東日本大震災及び原発事故に伴う風評被害等を払拭し、県内への観光誘客と地域経済の活性化を図るため、県内の観光有料道路3ラインの無料開放を行う事業に要する経費について、福島県道路公社（以下「公社」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び福島県観光有料道路3ライン無料開放事業費補助金交付要綱（以下「観光道路補助金交付要綱」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する制度をいう。

補助金は交付要綱第2条により、公社が別表に掲げる事業を行う場合、当該事業に要する経費について、公社に対して交付するものとし、その額は知事が定める額とする。

別表（第2条関係）

事業区分	事業主体	事業概要及び要件	補助対象経費	補助額
無料開放事業	公社	・磐梯吾妻スカイライン、磐梯山ゴールドライン、磐梯吾妻レークラインについて、全車種の無料開放を行うこと。 ・平成24年4月8日から平成24年11月15日（冬期閉鎖）まで、事業を継続すること。 ・無料開放がサービスの低下につながらないよう、公社が行ってきた通行者に対するサービスは、可能な限り維持・継続すること。	通行料 （普通車、大型車（Ⅰ）、大型車（Ⅱ）、軽自動車等、軽車両等）	以下に記載する補助単価×通行台数／1.05の10分の10以内の額 ○磐梯吾妻スカイライン 普通車 1,570円/台 大型車（Ⅰ）2,410円/台 大型車（Ⅱ）5,570円/台 軽自動車等 1,150円/台 軽車両等 150円/台 ○磐梯山ゴールドライン 普通車 730円/台 大型車（Ⅰ）1,150円/台 大型車（Ⅱ）2,630円/台

				軽自動車等 530円/台 軽車両等 70円/台 ○磐梯吾妻レークライン 普通車 930円/台 大型車(Ⅰ) 1,470円/台 大型車(Ⅱ) 3,350円/台 軽自動車等 630円/台 軽車両等 90円/台
--	--	--	--	---

注：補助対象経費及び補助額には消費税相当額を含めない。

平成 24 年度補助事業概要

番号	6
事業名	福島県観光有料道路 3 ライン無料開放事業
補助先名	福島県道路公社
事業実施場所	福島市
事業内容	観光有料道路 3 ライン無料開放
国庫補助率	—
事業費（円）	617,399,238 (617,399,238)
補助率	10/10 以内
補助額（円）	250,000,000

注：事業費の欄の金額は、補助対象事業費、（ ）の金額は総事業費を示す。

補助金は観光道路補助金交付要綱に基づき交付されており、事業の公益性に問題はない。
 なお、申請書、実績報告書、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類と閲覧、突合、
 担当者への質問などにより監査した結果、補助金は適正に算定され、事務手続上の問題は
 なく、補助事業の進行状況などの報告も適正になされており、補助事業の有効性にも問題
 はない。

v) 二次交通案内多言語化促進事業補助金

この補助事業は、旅行ニーズの多様化による外国人個人旅行者の誘客促進を図るため、別表に掲げる交通事業者等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び二次交通案内多言語化促進事業補助金交付要綱（以下「交通案内補助金交付要綱」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

別表

対象となる 交通事業者等	県内に本社、支社、支店若しくは営業所を置く、又は本県が出資する第3セクターのうち、下記のいずれかに該当する不特定多数の人々が利用できる交通機関となっている交通事業者等。 ・鉄道事業法に基づく鉄道事業者 ・軌道法に基づく軌道経営者 ・道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業者 ・海上運送法による船舶運行事業者 ・自動車ターミナル法により、バス事業を営む者
-----------------	--

平成24年度補助事業概要

番号	7
事業名	外国人個人旅行者受入促進事業（二次交通機関）
補助先名	会津鉄道
事業実施場所	会津若松市
事業内容	二次交通機関の多言語化の促進
国庫補助率	—
事業費（円）	160,000 （160,000）
補助率	1／2以内 上限は、50万円
補助額（円）	80,000

注：事業費の欄の金額は、補助対象事業費、（ ）の金額は総事業費を示す。
補助金は交通案内補助金交付要綱に基づき交付されており、事業の公益性に問題はない。

なお、申請書、実績報告書、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類と閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、補助金は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、補助事業の進行状況などの報告も適正になされており、補助事業の有効性にも問題はない。

vi) 宿泊施設等案内多言語化促進事業補助金

この補助事業は、旅行ニーズの多様化による外国人個人旅行者の誘客促進を図るため、別表に掲げる宿泊施設等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）及び宿泊施設等案内多言語化促進事業補助金交付要綱（以下「多言語化補助金交付要綱」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

別表

対象となる 宿泊施設等	県内に宿泊施設等を持ち、下記のいずれかに該当する不特定多数の人々が利用できる宿泊施設等。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける施設は対象外。 ・旅館業法第 2 条に規定されたホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業。 ・旅館業法第 3 条による都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）の許可を受けている施設。 ・外国人観光客の受入について、積極的に取り組む施設。
----------------	---

平成 24 年度補助事業概要

番号	8
事業名	外国人個人旅行者受入促進事業（宿泊施設等）
補助先名	会津若松市観光公社 ほか 2 件
事業実施場所	福島県内
事業内容	宿泊施設等の多言語化の促進
国庫補助率	—
事業費（円）	466,000 (466,000)
補助率	1 / 2 以内 上限は、5 万円
補助額（円）	146,905

注：事業費の欄の金額は、補助対象事業費、（ ）の金額は総事業費を示す。

補助金は多言語化補助金交付要綱に基づき交付されており、事業の公益性に問題はない。
 なお、申請書、実績報告書、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類と閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、補助金は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、補助事業の進行状況などの報告も適正になされており、補助事業の有効性にも問題はない。

vii) 福島県スキーエリア誘客緊急対策事業費補助金

この補助事業は、東日本大震災及び原子力災害に伴う風評被害等を払拭し、県内への観光誘客と地域経済の活性化を図るため、県内のスキー場が実施する誘客促進事業に要する経費について、東北索道協会福島地区部会（以下「索道協会」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）及び福島県スキーエリア誘客緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「誘客補助金交付要綱」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助金は、索道協会が別表に掲げる事業を行う場合、当該事業に要する経費について、索道協会に対して交付するものとし、その額は知事が定める額とする。

別表（第 2 条関係）

事業区分	事業主体	事業概要及び要件	補助対象経費	補助率
スキーエリア誘客緊急対策事業	索道協会	県内のスキー場が実施する誘客促進事業	事業に要する経費	1 / 3 以内

注：補助対象経費には消費税相当額を含めない。

平成 24 年度補助事業概要

番号	9
事業名	福島県観光復興緊急プロジェクト事業
補助先名	東北索道協会福島地区部会
事業実施場所	猪苗代町
事業内容	若年者を対象にしたスキーリフト券無料化
国庫補助率	—
事業費（円）	160,948,000 (160,948,000)
補助率	1 / 3 以内
補助額（円）	37,125,000

注：事業費の欄の金額は、補助対象事業費、（ ）の金額は総事業費を示す。

補助金は誘客補助金交付要綱に基づき交付されており、事業の公益性に問題はない。なお、申請書、実績報告書、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類と閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、補助金は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、補助事業の進行状況などの報告も適正になされており、補助事業の有効性にも問題はない。

Ⅷ) 観光事業運営費補助金

この補助事業は、観光と物産の振興を図るため、財団法人福島県観光物産交流協会(以下「協会」という。)に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和 45 年福島県規則第 107 号)及び財団法人福島県観光物産交流協会事業等補助金交付要綱(以下「協会補助金交付要綱」という。)の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助金は、協会の事業等に要する経費のうち、別表に掲げる経費について協会に対し交付するものとし、その額は同表に掲げる額とする。

別表(第2条関係)

補 助 対 象 経 費	補 助 額
1 常勤理事、公益事業に係る事務局職員及び常勤嘱託員に係る人件費その他人件費	知事が定める額
2 公益事業に係る協会の運営費	
3 協会が社団法人日本観光協会とタイアップして実施する観光振興特別事業に係る経費	

平成 24 年度補助事業概要

番号	2
事業名	公益財団法人福島県観光物産交流協会事業
補助先名	公益財団法人福島県観光物産交流協会
事業実施場所	福島市
事業内容	事業運営費補助
国庫補助率	—

事業費（円）	61,985,000 (61,985,000)
補助率	定額
補助額（円）	61,985,000

注：事業費の欄の金額は、補助対象事業費、（ ）の金額は総事業費を示す。

補助金は協会補助金交付要綱に基づき交付されており、事業の公益性に問題はない。なお、申請書、実績報告書、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類と閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、補助金は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、補助事業の進行状況などの報告も適正になされており、補助事業の有効性にも問題はない。

ix) コンベンション等関連補助金

この補助事業は、県内の産業振興と地域の活性化を図るため、県内においてコンベンションを実施する主催者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び福島県コンベンション開催支援事業補助金交付要綱（以下「コンベンション補助金交付要綱」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

別表1 補助対象事業

<国内会議>

- 1 他県からの来客が見込まれる東北規模以上かつ述べ宿泊者数 100 人以上の大規模コンベンション（会議、討論会、講習会等）を補助対象とする。
- 2 1泊2日以上 の会期で開催されるコンベンションを補助対象とする。
- 3 本県の産業の振興又は学術、芸術若しくは文化の向上に寄与するコンベンションを補助対象とする。
- 4 国又は地方公共団体の主催事業は除く。
- 5 県が別途補助金や交付金を交付する事業は除く。
- 6 政治的又は宗教的活動を目的とする事業は除く。

<国際会議>

- 1 国際会議とは、参加国が日本を含む3か国以上が参加する会議とする。

注：規模等については、上記国内会議の例による。

<アフターコンベンション（エクスカージョン）>

「アフターコンベンション（エクスカージョン）」とは、補助対象コンベンションの主催

者によって企画され、あらかじめ当該コンベンションの参加者に対して周知されたコンベンション後の観光・視察等のうち、県内において1泊2日以上の間で行われるものをいう。

別表2 補助対象経費

項 目	内 容	備 考
施設使用料	施設及び備品使用料	
印刷製本費	プログラム等の印刷経費	
広告宣伝費	ポスター、チラシの作成経費、新聞、雑誌、テレビ及びラジオへの広告掲載費	
報償費	講師等への謝礼	
旅費	講師等の旅費 外国人（国外参加者）の旅費	国際会議の場合のみ、外国人（国外参加者）の渡航経費を対象とする。
委託費	通訳・アルバイト等雇用経費、会場設営委託経費及び催事等委託経費	
諸経費	通信・運搬費、消耗品費等	

ただし、施設使用料及び旅費で別表3に掲げる補助金の交付額を上回る場合は、施設使用料及び旅費のみを補助対象経費とする。

別表3 補助金の交付額

延べ宿泊者数	補 助 金 額 の 上 限 額		
	国内会議	※1 国際会議	アフターコンベンション (エクスカーション) の開催
100人～199人	150千円	2,140千円	参加者一人当たり1,000円追加
200人～299人	300千円	3,290千円	
300人～499人	500千円	3,500千円	
500人～999人	1,000千円	4,000千円	
1,000人～1,499人	1,500千円	4,500千円	
1,500人～	2,000千円	5,000千円	

※1：国際会議の補助金額は、国内会議の補助金額と外国人（国外参加者）×補助単価（※2）により算出する。

※2：補助単価については、1～2日目は10,000円/人とし、2～4日目は5,000円とする。なお上限額は20,000円/人とする。

コンベンション等関連補助事業の平成 24 年度実施された主なものは以下のとおりである。

番 号	事業名	補 助 先 名	事業実施 場所	事業内容	国 庫 補助率	事業費 (円)	補助率	補助額
5	コンベンション等開催支援事業	第 35 回日本顔面神経研究会外 16 件	猪苗代町 外	開催経費 補助	10/10	9,796,313 (87,613,000)	定額	5,066,000
6		第 21 回日本形成外科学会基礎学術集会	猪苗代町	開催経費 補助	10/10	4,711,000 (30,000,000)	定額	1,000,000
7		ADATARA Live Demonstration 2012	郡山市	開催経費 補助	10/10	2,144,562 (35,000,000)	定額	1,000,000
8		福島大学経済経営学類創立 90 周年記念事業	福島市	開催経費 補助	10/10	1,317,249 (12,000,000)	定額	1,000,000
9		第 54 回歯科基礎医学会学術大会・総会	郡山市	開催経費 補助	10/10	1,060,900 (11,600,000)	定額	1,000,000
10		DEIM2013 第 5 回データ工学と情報マネジメントに関するフォーラム (第 11 回日本データベース学会年次大会)	郡山市	開催経費 補助	10/10	1,047,619 (20,984,000)	定額	1,000,000
		小 計				20,077,643 (197,197,000)		10,066,000

注：事業費の欄の金額は補助対象事業費、() の金額は総事業費を示す。

補助金はコンベンション補助金交付要綱に基づき交付されており、事業の公益性に問題はない。なお、申請書、実績報告書、支出負担行為調書、支出命令書などの関係書類と閲覧、突合、担当者への質問などにより監査した結果、補助金は適正に算定され、事務手続上の問題はなく、補助事業の進行状況などの報告も適正になされており、補助事業の有効性にも問題はない。

(3) 観光交通アクセス・インフラ等に関する課題

本県への観光のための交通アクセス・インフラ等に関する空路、陸路及び海路は震災後、地震被害、津波被害に加え、原発事故被害と風評被害により現在においても休止、不通等の障害が生じており、本県観光利用状況の復興に重大な影響を与えている。そこで、空路、陸路、海路につき、本県観光復興を加速するための課題を検証する。

① 空路

i) 国際路線

- ・福島ーソウル間の定期便が震災後直ちに休止し、現在も休止中である。
なお、福島ーソウル間のチャーター便は震災後に実施されてきたが、福島原発汚染水問題の発生以後に再度中止となった。
- ・福島ー上海間の定期便も震災後直ちに休止し、現在も休止中である。なお、チャーター便は平成 24 年 9 月に実施されたが、日中間の関係悪化により、その後は実施されていない。
- ・福島台湾間の定期便は現在ないが、チャーター便は震災後も継続して実施され現在に至っている。
- ・東南アジア、米国ハワイ、欧州などへの震災後のチャーター便は随時運航されているが、本県の平成 26 年 3 月 12 日発表によると 5 月中に福島ーハノイ（ベトナム）のチャーター便が運航されるとのことである。

参考：福島空港以外の台湾及びバンコクとの現在における定期便路線を掲げてみると次のとおりである。

・台湾との定期便の路線

(主に地方空港)

旭川ー台北（桃園）、函館ー台北（桃園）、釧路ー台北（桃園）、静岡ー台北（桃園）、小松ー台北（桃園）、富山ー台北（桃園）、高松ー台北（桃園）、鹿児島ー台北（桃園）、宮崎ー台北（桃園）、石垣ー台北（桃園）など

(地方空港以外)

東京（成田）、東京（羽田）、大阪（関西）、名古屋（中部）、福岡、札幌、仙台、新潟、岡山、広島、沖縄と台北（桃園）又は台北（松山）などに定期便の路線がある。

・タイとの定期便の路線

地方空港には定期便の路線はないが、東京（成田）、東京（羽田）、大阪（関西）、名古屋（中部）、福岡、札幌、仙台との間にはバンコクとの定期便の路線がある。

(意見)

本県観光の復興のシンボルとして、現在休止中の国際路線の再開に向けた努力を継続する必要がある。さらに、新規の国際便ルートの開拓を行うとともに、国際チャーター便の運航のための努力を引き続き行うべきである。

ii) 国内路線

現在運航している定期便は大阪便、札幌便である。

本県観光の復興を加速するため、沖縄などへのチャーター便の計画を積極的に検討する必要がある。また、利用状況がいまだ回復していない教育旅行の復興のために、チャーター便の利用も積極的に検討すべきである。さらに、平成 24 年 12 月の福島空港に関する有識者会議において、既に提言されている格安航空会社（ＬＣＣ）導入による路線計画も早急に検討する必要がある。

(意見)

本県観光の復興の加速のため、新規の国内定期便のルートの開拓を行うとともに、チャーター便の増便のための努力を引き続き行うべきである。

② 陸路

i) 鉄道

J R 東日本の東北新幹線、東北本線、磐越西線、磐越東線及び水郡線は現在、不通箇所はない。

なお、J R 東日本の震災後の現在における不通箇所は次のとおりである。

・常磐線沿線の不通箇所

仙台－いわき間のうち、津波被害により相馬－浜吉田（相馬－亘理間でバス代行輸送中）、原発事故により原ノ町－広野の区間が不通となっている。

・只見線の不通箇所

会津若松－小出（新潟県）間のうち、平成 23 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨の被害により一部不通となり、会津川口－只見間は現在バス代行輸送中である。

(意見)

只見線の復旧再開事業は、本県観光復興のシンボルとなり得る極めて重大な事案であり、県のみならずこの地域住民の悲願でもある。国、隣県、関係市町村、民間関係団体などとの関係協議会の更なる努力により復旧実現を目指すべきである。

ii) バス

本県のバス路線は次のとおりである。

- ・長距離バス（主な県外から県内への路線バス）

東京都内（浜松町、東京、上野）－郡山、東京都内（東京）－福島、東京都内（新宿）－郡山・福島、東京都内（新宿）－会津若松・喜多方・埼玉（新越谷）－郡山、東京都内（東京）－いわき、名古屋－郡山、大阪・京都－郡山・福島、大阪・京都－いわき、仙台－福島、仙台－会津若松、仙台－郡山・須賀川、仙台－いわき、新潟－会津若松、新潟－郡山など

- ・長距離バス（主な県内から県内への路線バス）

福島－会津若松、福島－いわき、福島－郡山、いわき－郡山－会津若松、福島－相馬、福島－南相馬など

iii) 高速道路

本県高速道路は東北道、磐越道及び常磐道があり、本県高速道路の震災後の現在における不通箇所は次のとおりである。

- ・常磐道

原発事故により広野ＩＣ－常磐富岡ＩＣの区間が不通となっていたが、平成 26 年 2 月に再開通した。なお、工事区間のうち浪江ＩＣ－南相馬ＩＣ、相馬ＩＣ－山元ＩＣの両区間は平成 26 年度内の開通予定。東京電力福島第一原子力発電所に最も近い常磐富岡ＩＣ－南相馬ＩＣについても国交省などは平成 26 年度から大幅に遅れない時期での開通予定が公表されている。

常磐道の三郷ＩＣ（埼玉県）－亘理ＩＣ（宮城県）の全線が平成 26 年度から大きく遅れない時期に開通し、供用開始されれば震災後の浜通り地方のみならず本県全体の復興の加速につながるものと期待される。

iv) 一般道路

本県一般道路の震災後の現在における不通箇所は、避難指示区域における交通制限のある道路など一部である。

③ 海路

福島県には、貨物便の国際航路及び国内航路はあるが、貨物便以外に旅客便の国際航路、国内航路はない。なお、旅客便の国際航路及び国内航路の開設計画予定も現在ない。

参考：国際航路及び国内航路（主な連絡船、長距離フェリー、クルーズ船及び高速船など）を掲げてみると次のとおりである。

- ・国際航路

稚内－コルサコフ、大阪、神戸－上海、大阪－釜山、境港－ウラジオストク、

- 下関―青島、下関―釜山、博多―釜山、対馬―釜山ほか
- ・国際航路乗場
稚内、大阪、神戸、境港、下関、博多、対馬ほか
- ・国内航路（連絡船、長距離フェリー及びクルーズ船）
仙台―苫小牧、大洗―苫小牧、名古屋―仙台―苫小牧、小樽―新潟―舞鶴ほか
- ・国内航路乗場（主な連絡船、長距離フェリー及びクルーズ船）
苫小牧、仙台、大洗、東京、名古屋、大阪、神戸、函館、青森、八戸、大間
小樽、新潟、舞鶴、秋田、敦賀ほか

* 福島県においては旅客便の国際航路及び国内航路はないため、本県への船旅による観光は不可能である。国際貨物船及び国内貨物船が停泊する小名浜港の岸壁を延長するなど旅客便の航路設定の調査研究などは、将来の本県観光復興の上で必要ではないのか。せめて、原子炉が廃炉とされているだろう頃までには検討すべきである。

（４）観光庁共通基準による観光客入込数統計データ算定上の課題

本県の観光行政の動向を判断する統計データは様々あるが、観光庁共通基準による観光客入込数統計データが重要なものの一つである。

この観光庁共通基準による観光客入込数統計データは、平成 21 年 12 月に共通基準を策定し、平成 25 年 3 月に共通基準の運用について改善し現在に至っているが、大阪府以外の都道府県において採用されている。

なお、観光庁共通基準による調査は、調査地点の分類方法は統一されているが、集計方法などは都道府県に任されており、その精度は第三者の検査、審査が特になく、正確性、信頼度に課題があるとの指摘もあるが、同一県において時系列比較により、対前年度比、対計画目標数値比など観光行政のおおよその傾向を把握する方法としては極めて有用である。

今回のアンケート調査の回答においても、観光庁共通基準による調査に観光庁からの予算措置もなく人員確保に困窮している旨の意見もあったが、そもそも調査の主体が県であり、市町村との連携を図りながら調査作業を行うに当たり、いかにこの統計データの精度の確保を維持するのか。特に、行祭事・イベントなど屋外で実施される祭、大会などの入込数の集計が困難な場合の対応はどうするのか、確かに実施者等に月別に報告を求め調査すると定められてはいるが、より高い精度確保のためのルール

づくりは必要ではないか。

平成 25 年の入込数の公表は、例年どおりであれば平成 26 年 7 月下旬となる。

ちなみに、平成 24 年の入込数の公表は、平成 25 年 7 月 29 日であり、この公表結果が予算措置などに活用されるのは翌年の平成 25 年度からではなく、翌々年度の平成 26 年度となり、利用価値が薄れることとなる。

(意見)

観光地点を管理している市町村、民間管理者などとの連携を強化し、観光客入込数統計データのより高い精度の確保に努めるとともに、観光客入込数統計データ作成業務を自動化するなどし、作成の迅速化に努めるべきである。

なお、主要観光地点については、せめて速報値の公表を四半期ごとにできないか検討すべきである。

(5) 観光経済波及効果の制度化へ向けた課題

本県においては、重要な経済施策を実施するに当たりその都度、企画調整部情報統計総室統計課による経済波及効果を試算し、アナリーゼふくしまとして取りまとめ公表している。

例えば、観光分野の施策に関連しては、ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）建設・開館に伴う経済波及効果、福島空港—その環境と利用者による経済波及効果、会津鉄道会津線・野岩鉄道会津鬼怒川線の誘客効果、県内での旅行・観光消費がもたらす経済波及効果などであるが、県が公表している過去のアナリーゼふくしまの観光に関連するものを示すと以下のとおりである。

アナリーゼふくしま No. 20	ふくしま産業復興企業立地補助金を活用した企業の投資がもたらす県内への経済波及効果、旅行・観光消費がもたらす県内経済への波及効果
アナリーゼふくしま No. 18	県内での旅行・観光消費がもたらす経済波及効果
アナリーゼふくしま No. 17	会津鉄道会津線・野岩鉄道会津鬼怒川線の誘客効果～会津地域と首都圏を結ぶ懸け橋～
アナリーゼふくしま No. 16	福島空港—その環境と利用者による経済波及効果
アナリーゼふくしま No. 13	県内の旅行・観光消費の経済波及効果分析
アナリーゼふくしま No. 12	ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）建設・開館に伴う経済波及効果、産業連関表からみた平成 7 年と平成 10 年の県経済構造の比較

平成 25 年 3 月に公表されたアナリーゼふくしま No. 20 によれば、平成 22 年と平成 23 年の本県における旅行・観光消費がもたらす県内経済への波及効果、東日本大震災前と震災時の両年を比較することによる複合災害後の本県旅行・観光消費に与えた経済的な影響の分析、平成 25 年の NHK 大河ドラマ「八重の桜」の放映及び「東北六魂祭」の実施に伴う県内経済への波及効果を推計し、「新生ふくしま」の実現に向けた取組の効果を試算している。

本県観光復興のための取組は平成 26 年度から福島県全域を対象とした大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」(以下「DC」という。)のプレDCから開始され、平成 27 年度DCと平成 28 年度のアフターDCと長期間にわたり実施される。また、平成 26 年度以降も様々な観光プロジェクトやイベントが行われることが予定されているため、県内の経済波及効果を定期的に算定し、時系列比較することにより復興に向けた取組や地域再生への活動の参考とすべきである。

(意見)

旅行・観光消費がもたらす県内経済への波及効果の算定は、復興に向けた取組や地域再生への活動の参考となるため、毎年定期的かつ継続的に行われるべきであり、制度として実施されるよう検討すべきである。

(6) 観光振興条例制定へ向けた課題

本県は観光分野を地域経済における基幹産業の重要な一つとして位置付け、行政運営を行ってきたところであるが、東日本大震災後、観光客入込数が約 4 割と大幅に減少するなど状況が著しく悪化したため、利用状況改善のために総合計画、復興計画及び商工業振興基本計画を大幅に見直し改訂し、観光の復興を加速するための重要な施策の一つとして積極的に推進している。

一方、観光庁は、観光立国推進基本法、観光立国推進基本計画により観光を 21 世紀における日本の重要な経済成長分野の一つとして明確に位置付け、観光立国への推進を目指し推進体制を強化しているところでもあり、本県に対しても平成 25 年 12 月 20 日に福島県観光戦略会議(観光庁観光地域振興部地域振興課内)を設置し、本県観光の復興への支援体制を強化しているところである。

本県観光による経済波及効果の裾野は広く、国と福島県の自治体、次世代を担う若手を含めた観光関係者、県とが密接に連携し、福島県の観光復興に向けた更なる観光戦略を検討することは地域経済の振興にとって有益である。

そのためには、県が主導的に国との調整を果たし、本県市町村との連携を強化するとともに、民間の観光業者、交通関連事業者、県民との相互連携を強化する必要がある。本県の観光立県を目指す姿勢を積極的かつ明確に示すため、観光に特化した観光振興条例の制定は本県観光復興の迅速化にとって有効ではないか、既に 47 都道府県の

うち 23 の自治体が条例制定済みでもあり、早急に検討する必要がある。

平成 25 年 4 月 1 日現在の都道府県の観光振興条例制定状況観光庁公表によると次のとおりである。

- ・ 沖縄県 「沖縄県観光振興条例」(昭和 55 年 3 月 1 日施行)
- ・ 北海道 「北海道観光のくにづくり条例」(平成 13 年 10 月 19 日施行)
- ・ 高知県 「あったか高知観光条例」(平成 16 年 8 月 6 日施行)
- ・ 長崎県 「長崎県観光振興条例」(平成 18 年 10 月 13 日施行)
- ・ 広島県 「ひろしま観光立県推進基本条例」(平成 19 年 1 月 1 日施行)
- ・ 岐阜県 「みんなでつくろう観光王国飛騨・美濃条例」(平成 19 年 10 月 1 日施行)
- ・ 島根県 「しまね観光立県条例」(平成 20 年 3 月 21 日施行)
- ・ 千葉県 「千葉県観光立県の推進に関する条例」(平成 20 年 3 月 28 日施行)
- ・ 愛知県 「愛知県観光振興基本条例」(平成 20 年 10 月 14 日施行)
- ・ 富山県 「元気とやま観光振興条例」(平成 20 年 12 月 22 日施行)
- ・ 熊本県 「ようこそくまもと観光立県条例」(平成 20 年 12 月 22 日施行)
- ・ 新潟県 「新潟県観光立県推進条例」(平成 21 年 1 月 1 日施行)
- ・ 鹿児島県 「観光立県かごしま県民条例」(平成 21 年 4 月 1 日施行)
- ・ 徳島県 「もてなしの阿波とくしま観光基本条例」(平成 21 年 6 月 25 日施行)
- ・ 岩手県 「みちのく岩手観光立県基本条例」(平成 21 年 7 月 1 日施行)
- ・ 鳥取県 「ようこそようこそ鳥取観光振興条例」(平成 21 年 7 月 3 日施行)
- ・ 神奈川県 「神奈川県観光振興条例」(平成 22 年 4 月 1 日施行)
- ・ 和歌山県 「和歌山県観光立県推進条例」(平成 22 年 4 月 1 日施行)
- ・ 愛媛県 「えひめお接待の心観光振興条例」(平成 22 年 4 月 1 日施行)
- ・ 宮城県 「みやぎ観光創造県民条例」(平成 23 年 4 月 1 日施行)
- ・ 三重県 「みえの観光振興に関する条例」(平成 23 年 10 月 20 日施行)
- ・ 山梨県 「おもてなしのやまなし観光振興条例」(平成 23 年 12 月 22 日施行)
- ・ 埼玉県 「埼玉県観光づくり推進条例」(平成 24 年 3 月 27 日施行)

(意見)

本県の復興を更に加速し、観光立県を目指す基本姿勢を明確に示すため、観光振興条例制定へ向けた調査の検討をすべきである。

(7) 財政健全化と復興加速化に向けた人事上の課題

本県財政の現状を分析すると、東日本大震災前の平成 22 年度と同様に、震災後の平成 23 年度と平成 24 年度の財政の健全化を判断する指標の全てが早期健全化基準を下回っており、財政健全化が震災後著しく阻害されている状況にはない。すなわち、財

政の健全化を判断する指標は4指標であり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」及び「将来負担比率」をいい、これらの比率は公表されているものであり、年度推移は以下のとおりである。

福島県健全化判断比率の年度推移

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成22年度	—	—	14.4%	183.4%
平成23年度	—	—	14.4%	166.2%
平成24年度	—	—	14.1%	156.4%
(参 考) 早期健全化基準	3.75%	8.175%	25.0%	400.0%

注：「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がなかったことを示す。

総務省の公表する全都道府県の主要財政指標によると、平成24年度の都道府県平均値は、実質公債費比率は13.7%、将来負担比率は210.5%を示し、本県の実質公債費比率は、都道府県平均値とほぼ同一水準ではあるが、早期健全化基準よりも低い状況にある。将来負担比率は都道府県平均値よりも低く、早期健全化基準よりかなり低い水準である。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率においても実質赤字額、連結実質赤字額がなく、財政健全性に問題ないことを示している。なお、復興を支える財源を確保し、かつ、財政健全化を確保するという行政運営方針を今後継続することができれば、短期的に本県の財政が急激に悪化する状況にはないと判断できる。

本県観光交流課へは、平成25年度は2名の地方自治法による職員の派遣がなされているが、本県観光行政に直接影響する総合計画、復興計画及び商工業振興基本計画が大幅に見直し改定されたため、復興のための作業の質量が震災前の平時の状況から一変している。復興を加速させるために執行体制を強化する行財政運営方針を平成24年10月に本県行財政改革推進本部が公表しているが、観光分野を主に所管する観光交流課において復興作業が適切に行われているかを見してみる。

以下、観光交流課の歳出予算、歳出決算及び人員数の年度別推移を示す。

歳出予算

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
・ 観光交流課主管				
商工費 観光費	620, 870	1, 199, 777	1, 201, 466	1, 373, 381
内給料	81, 107	83, 744	76, 381	75, 688
内職員手当等	63, 161	61, 022	67, 291	64, 239
内委託料	156, 310	543, 587	472, 507	602, 851
内工事請負費	101, 457	45, 503	21, 878	3, 386
内負担金補助金 及び交付金	125, 372	391, 110	493, 251	552, 763

歳出決算

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
・ 観光交流課主管			
商工費 観光費	569, 664	846, 537	1, 159, 042
内給料	81, 096	83, 733	76, 369
内職員手当等	60, 106	60, 862	66, 935
内委託料	141, 083	219, 458	442, 437
内工事請負費	77, 676	22, 533	21, 845
内負担金補助金 及び交付金	124, 749	389, 536	486, 493

人員数

(単位：人)

		平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
職員数	課 (東北観光推進機構派遣含む)	18	18	17	21
	内管理職	2	4	4	5
	内管理職以外の職員	16	14	13	16
	内自治法派遣職員等	1 (市町村)	0	0	2 (自治法)

歳出予算、歳出決算においても震災前の平成 22 年度と比較し、平成 23 年度、平成 24 年度の委託料、負担金補助金及び交付金が激増し、これらの業務に関する事務量が大幅に増加していることが予測できる。それに対して人員数は、平成 25 年度末においても震災前と比較して若干の増加にとどまり、職員一人当たりの事務量が増大していることが予想できる。なお、震災後職員の残業時間が平成 24 年度の観光交流課職員平均値（月当たり）が 54.4 時間と著しく増加し、慢性化している状況である。平成 25 年度もほぼ前年度と同様の残業状況が継続している。人員不足により復興のスピードが遅くならない

ように質量を含め、マンパワーのより一層の強化を必要としている状況にある。

(意見)

東日本大震災からの観光復興を加速するため、現時点では、復興交付金などで財源確保が図られているが、将来の財政の健全性に配慮しつつ、観光分野の執務体制の強化のため積極的に職員の増員を図るべきである。

第4部 都道府県アンケート調査（観光行政に関する事項）回答結果

- ・ 発送日 : 平成 26 年 1 月 14 日
- ・ 回答期限 : 平成 26 年 2 月 4 日
- ・ 発送状況 : 47 都道府県のうち福島県を除く 46 都道府県に発送
- ・ 回収状況 : 29 都道府県（回収率 63.0%）

北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

・ アンケート調査項目

- 1 地方公共団体（都道府県）の財務データにみる観光行政支出の割合調査
 - 1-1 当初予算額と全体に占める構成割合
 - 1-2 歳出決算額と全体に占める構成割合
- 2 観光条例の制定状況調査
 - 2-1 既に制定している場合の制定年月日
 - 2-2 制定の目的、趣旨
 - 2-3 制定前と制定後の相違点、制定後の効果
 - 2-4 現時点で制定していない場合の理由
 - 2-5 制定の今後の予定の有無
- 3 観光計画の数値目標調査
 - 3-1 総合計画における観光関連の数値目標の具体的内容
 - 3-2 実施計画における観光関連の数値目標の具体的内容
 - 3-3 観光関連の数値目標の事後評価の内容
- 4 観光入込状況など統計データの推移調査
 - 4-1 全国観光入込客統計に関するデータ
 - 4-2 宿泊統計調査データ
 - 4-3 観光庁の統計データ作成の迅速化のための方策
 - 4-4 主な観光関連施設の利用状況と決算歳出
 - 4-4-1 水族館
 - 4-4-2 コンベンション施設
 - 4-4-3 美術館
 - 4-4-4 博物館
 - 4-4-5 スポーツ施設
 - 4-5 空港（地方自治体管轄の空港）の利用状況と決算歳出

- 4-5-1 便数
- 4-5-2 利用者数
- 4-5-3 搭乗率
- 4-5-4 決算歳出
- 5 観光入込状況の増進のための現況調査
 - 5-1 震災後の観光行政への最重要課題
 - 5-2 NHK大河ドラマ、連続テレビ小説いわゆる朝ドラなどテレビ放映誘致への取組
 - 5-3 観光支援目的の映画誘致への取組
 - 5-4 外国人旅行者誘致への対応
 - 5-4-1 外国人旅行者の増加のための取組と外国人旅行者数調査
 - 5-4-2 カジノ構想検討の適否についての意見
 - 5-5 教育旅行誘致への取組と教育旅行者数調査
 - 5-6 コンベンション誘致への取組とコンベンション利用者数調査
 - 5-7 大型祭り開催への取組と主要な大型祭りの参加人員数調査
 - 5-8 観光物産アンテナショップの設置状況と管理運営のための予算
 - 5-9 震災後に特別に実施したイベントの内容
 - 5-10 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた準備状況
 - 5-11 世界遺産登録への対応
 - 5-11-1 世界遺産登録の現況
 - 5-11-2 世界遺産登録に向けた準備状況
 - 5-12 原子力事故による観光風評被害への対応
 - 5-13 観光利用状況推進に向けた行政組織機構の課題への対応
 - 5-14 観光関連の経済波及効果の算定状況

・アンケート調査回答結果

1 地方公共団体（都道府県）の財務データにみる観光行政支出の割合調査

当初予算額と歳出決算額の全体に占める構成割合の比率は、ほぼ同一水準にあり、部又は局の割合は10%未満が過半数を占め、課の割合はほぼ全てが1%未満であった。なお、課の金額については5億円未満と5億円以上10億円未満が約40%、10億円以上を観光分野に支出しているところが約20%となっている。金額の伸びを震災前の平成22年度と震災後の平成23年度と比較してみると、50%以上の伸びが被災地周辺の自治体に認められる一方で、10%未満あるいはマイナスの場合もあり、震災後に観光利用状況改善のための予算措置が全ての自治体で行われたわけではなく、各自治体の置かれた状況において対応が異なる。以下年度別の構成割合、金額及び伸び率の分布を示す。

1-1 当初予算額と全体に占める構成割合

構成割合 部又は局

(単位：件)

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上	無回答ほか
H22 年度	17	10	1	1
H23 年度	18	9	1	1
H24 年度	18	9	1	1
H25 年度	19	8	1	1

構成割合 課

(単位：件)

	1%未満	1%以上 5%未満	5%以上	無回答ほか
H22 年度	28	0	0	0
H23 年度	28	0	0	0
H24 年度	28	0	0	0
H25 年度	28	0	0	0

金額 課

(単位：件)

	5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上	無回答ほか
H22 年度	13	11	4	1
H23 年度	11	13	4	1
H24 年度	11	12	5	1
H25 年度	11	11	6	1

金額伸び率 課 (平成 22、23 年度比較)

(単位：件)

	10%未満	10%以上 50%未満	50%以上	マイナス又は不明
課又は局	4	5	5	15

1-2 歳出決算額と全体に占める構成割合

構成割合 部又は局

(単位：件)

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上	無回答ほか
H22 年度	16	10	1	2
H23 年度	18	9	0	2
H24 年度	18	9	0	2

構成割合 課

(単位：件)

	1 %未満	1 %以上 5 %未満	5 %以上	無回答ほか
H22 年度	28	0	0	1
H23 年度	28	0	0	1
H24 年度	28	0	0	1

金額 課

(単位：件)

	5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上	無回答ほか
H22 年度	14	10	4	1
H23 年度	11	11	6	1
H24 年度	12	9	7	1

金額伸び率 課 (平成 22、23 年度比較)

(単位：件)

	10 %未満	10 %以上 50 %未満	50 %以上	マイナス又は不明
課又は局	10	6	4	9

2 観光条例の制定状況調査

制定している場合は制定年月日、制定の目的、趣旨、制定前と制定後の相違点及び制定後の効果を、制定していない場合は、その理由と制定の予定の有無について調査している。

2-1 既に制定している場合の制定年月日

190 頁を参照すること。

2-2 制定の目的、趣旨を記載してください。

制定の目的、趣旨についての回答は、ほとんどが観光の振興を掲げ、基本理念を定めるとともに、地方自治体の責務、住民、観光事業者、観光関係団体などのそれぞれの役割を明示している。さらに観光振興の施策の基本的事項を定め、この施策を総合的、計画的に推進して、豊かで活力ある地域社会の実現及び地域経済の発展、住民生活の向上に資することとしている。

上記の基本的記載以外の回答の一部を抜粋して記載すると、次のとおりである。

- ・住民総参加型のあるいはオールチームによる魅力あふれる観光地づくりを推進すること。
- ・地域経済の持続的発展を目指すこと。
- ・住民と一体となり、観光産業を基幹産業として発展させ、地域の特性を生かした誇りの持てるふるさとをつくること。

- ・国内外から多くの来訪者を呼び込むための取組を推進すること。（外国人観光も視野に入れている）
- ・文化の振興に資すること（観光を文化も含めて認識）。

2-3 制定前と制定後の相違点、制定後の効果について記載してください。

制定前と制定後の相違点についての回答は、制定後の行動について、条例に基づく観光振興に関する行動計画を策定し、条例の基本理念に沿った住民、観光事業者、観光団体などの行動指針を基本計画として定めるとともに、具体的に目標指標を設定している場合が一般的である。

なお、制定後の効果については回答の一部を抜粋すると次のとおりとなる。

- ・目標指標の事後評価を適切に行うことができるようになり、施策の検証に効果がある。
- ・観光振興計画を定める上で、目標指標の設定が可能となり、さらにこの計画により観光施策を戦略的に推進することができるようになった。
- ・理念的条例であり、特段の効果は見られないが、もてなし研修、観光地美化活動等を中心として事業推進を行っている。
- ・計画の実施状況を検証とともに、議会への報告義務が生じたことで、進行管理が適切に行われるようになった。
- ・観光立県の実現に向け、行政、住民、民間事業者などの役割分担が明確になり、官民一体となった取組が可能となった。
- ・観光事業者のみならず、広く住民に対し、観光施設の推進を周知することが可能となり、一般住民、民間企業も含め観光立県を目指す機運が醸成された。
- ・全県的なおもてなし活動の展開や他地域からの来訪者の増加等の成果があった。

2-4 制定していない理由を記載してください。

制定していない理由について無回答が多かったものの、制定しない理由は、次のとおり回答があった。

- ・条例は制定しないものの、計画を策定し、観光推進を推進しているため。
- ・条例を制定する機運が醸成されていないため。
- ・条例により具体的な観光振興方策をまとめた指針を策定し、それに基づく取組を既に進めているため。
- ・現時点において必要性が認められないため。
- ・総合計画などに観光振興の基本的な方針や目標を既に定めているため。
- ・制定しなければならないものとは考えていない。
- ・計画を策定し、官民挙げた観光推進体制を整えたところであり、現状では必要ないものと判断している。

2-5 制定の今後の予定の有無（単位：件）

有	無	未回答他
4	11	14

3 観光計画の数値目標調査

3-1 総合計画における観光関連の数値目標の具体的内容

有効期間

（単位：件）

有効期間	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上	無回答ほか
	8	16	5	0

数値目標数

（単位：件）

数値目標数	5 件未満	5 件以上 10 件未満	10 件以上	無回答ほか
	21	6	0	2

数値目標の項目への回答内容は様々であるが、主なものは次のとおりである。

- ・観光入込客数（県内・県外別、日帰り、宿泊者数、外国人数、年間増加数、ツーリズム人口数、国際ツーリズム人口数など）
- ・観光消費額（一人当たりの金額、1 世帯当たりの金額、県内・県外別など）
- ・満足度の割合
- ・大規模コンベンションの年間開催件数
- ・コンベンションの参加者数
- ・教育旅行受入人数
- ・ニューツーリズム旅行商品を造成した事業主体数
- ・国際会議及びインセンティブ旅行の誘致件数
- ・観光ボランティアガイド数
- ・観光ランキングで上位を獲得（地域の魅力度ランキング、認知度ランキング、ブランド力ランキングなど）
- ・定期航空路線数
- ・定期航空利用者数
- ・体験だよりの数及び本県観光の評価意見数

3-2 実施計画における観光関連の数値目標の具体的内容

数値目標数

(単位：件)

数値目標数	5件未満	5件以上10件未満	10件以上	無回答ほか
数値目標数	12	7	4	6

総合計画において定めたもの以外に、実施計画として様々な独自の数値目標を定めているが、一部を抜粋すると次のとおりである。

- ・平均宿泊日数（県外、外国人、東アジア地域など）
- ・宿泊観光客数（東アジア地域、コンベンションなど）
- ・一人当たりの観光消費額の増加金額
- ・大規模コンベンションの年間開催件数（学会、大会、会議、国際コンベンションなど）
- ・世界文化遺産登録の早期実現の目標年度
- ・ジオパークの認定の目標年度
- ・多言語案内標識の整備箇所数
- ・道路標識の多言語化の推進枚数
- ・ニューツーリズム商品企画研修受講者数
- ・観光地づくりプラットフォームの事業主体数
- ・産業観光実施企業数
- ・フィルムコミッション支援件数
- ・TV・映画ロケ地誘致数
- ・キャンプ・合宿受入団体数
- ・キャンプ・合宿延べ参加者数
- ・観光客の満足度割合（食事、接客サービス、県外、県内、大変満足度、必ず再訪したい、入りたい温泉など）
- ・リピーターの割合（一定回数以上）
- ・リピーター率（一定割合以上）
- ・体験型観光を目的として訪れる観光客の割合
- ・体験型プログラムの開発件数

3-3 観光関連の数値目標の事後評価の内容

アンケート調査の回答をまとめると次のとおりである。

- ・担当部局は総合計画の場合は、ほとんどが観光部局以外の部局であり、実施計画の場合は観光部局の計画策定担当部局が多く、観光部局以外は少ない。
- ・事後評価実施要領を定めているとの回答は5件である。
- ・実施時期の期限ありの回答は4件。全て翌年度の7月以降を期限としている。

- ・予算、施策への反映の定めありとの回答は4件である。

4 観光入込状況など統計データの推移調査

観光庁の統計データが既に公表されているので全国都道府県の詳細は、観光庁のホームページを参照すること。

4-1 全国観光入込客統計に関するデータ

観光地点

(単位：件)

	100 件未満	100 件以上 500 件未満	500 件以上	無回答ほか
H22	2	11	10	6
H23	2	13	10	4
H24	3	13	8	5

4-2 宿泊統計調査データ

宿泊者数

(単位：件)

	10,000 千人未満	10,000 千人以上 20,000 千人件未満	20,000 千人以上	無回答ほか
H22	17	7	3	2
H23	17	6	4	2

内外国人宿泊者

(単位：件)

	100 千人未満	100 千人以上 1,000 千人未満	1,000 千人以上	無回答ほか
H22	15	9	3	2
H23	13	11	3	2

対象施設数

(単位：件)

	1,000 件未満	1,000 件以上 2,000 件未満	2,000 件以上	無回答ほか
H22	14	7	4	4
H23	15	7	4	3

4-3 観光庁の統計データ作成の迅速化のための方策

官公庁統計データ作成の迅速化については、現行の公表時期を早めることが困難との回答がほとんどである。その理由としては基礎データとなる観光地点等データ、観光庁提供データなどが全て揃ってから算出作業に着手することになり、更に算出結果について関連する統計指標との比較や要因分析等に一定の時間を要するため等の回答

が多く挙げられている。なお、迅速化のための方策としての回答が一部あったので記載しておく。

- ・推計時における各データの誤謬^{ひょう}処理にかなりの時間を要するため、誤りをできるだけ少なくすることが迅速化の方策の一つである。
- ・委託事業者と綿密に調整を図り、不明点や疑義事項を随時確認すること。

4-4 主な観光関連施設の利用状況と決算歳出

無回答、記載なしが多く参考となる調査結果なし。

4-5 空港（地方自治体管轄の空港）の利用状況と決算歳出

無回答、記載なしが多く参考となる調査結果なし。

5 観光入込状況の増進のための現況調査

5-1 震災後の観光行政への最重要課題

アンケート調査回答の一部を抜粋して記載すると次のとおりである。

- ・大きく減少した外国人観光客数の回復。
- ・観光資源の再生。
- ・新たな観光資源の発掘。
- ・広域観光の充実。
- ・大型キャンペーンによる誘客活動の徹底的な実施。
- ・観光客誘致に資する魅力ある向上心の高い観光関連業者の育成。
- ・新たな観光需要の創出のための取組。
- ・風評被害の払拭。
- ・情報発信による安全・安心のPR。
- ・受入体制整備の強化。
- ・人口減少・少子高齢化社会における対応。
- ・首都圏からの観光ニーズへの対応。
- ・東京オリンピック・パラリンピックを見据えた国際観光の振興。
- ・ICT情報通信技術の活用による個人旅行者への対応。
- ・無料で使える講習無線LANのWi-Fiなどの情報環境の整備促進。
- ・山岳高原をはじめとする県独自の強みを更に伸ばすこと。
- ・県民参加・他分野との連携による観光地域創り。
- ・食や物産、サービスの価値の向上とブランドとしての発信。
- ・世界水準の持続的な観光地創りを実現するための施策の推進。
- ・本県を取り巻く新幹線、高速道の交通インフラを最大限活用すること。
- ・県内の交通機関、宿泊施設、観光施設は震災の影響はなく、通常営業していることを、日本語、英語、中国語及び韓国語で情報発信した。

- ・観光地としての認知度向上。
- ・認知度を高めるため、海外プロモーション活動を実施するとともに、外国人受入体制の整備としてフリーWi-Fiの整備等を実施する。
- ・正確な安全安心情報の発信。
- ・外国人観光客誘致（東アジア中心）。
- ・修学旅行誘致。
- ・エコツーリズム等自然体験素材の拡充及びPR。
- ・風評被害による外国人入国者数激減の回復のための活動を実施すること。
- ・知名度向上及び受入環境の整備。
- ・震災と同時期に全線開業した新幹線を活用した関西エリアからの誘客。
- ・地域の観光素材磨き、情報発信の強化。

5-2 NHK大河ドラマ、連続テレビ小説いわゆる朝ドラなどテレビ放映誘致への取組

アンケート調査回答の一部を抜粋して記載すると次のとおりである。

- ・支援のための窓口を設置しロケ誘致・支援に向けた取組を進めている。
- ・ロケ誘致促進事業費補助金を設置しロケに要する経費補助を行っている。
- ・大河ドラマ化推進協議会の設立。
- ・住民署名活動の実施。
- ・撮影地のロケ地マップの作成、PR活動、ロケ地巡りツアーの企画。
- ・誘致活動を行う市町村の活動の支援。
- ・関係都道府県と市町村とで広域連携推進会議を組織化し活動を行っている。
- ・ロケ受入施設向け施策として、受入ノウハウを学ぶための担当者育成講習会の実施。
- ・ロケ受入窓口の組織化のためフィルムコミッション設立・運営のアドバイザーの派遣。
- ・ロケ地情報などの制作者への情報提供。
- ・ロケ撮影地の許可申請の情報提供。
- ・宿泊施設、サービス業者（ロケ弁、現地警備等）等の紹介。
- ・ロケ撮影に協力するボランティア（エキストラ等）募集の支援。
- ・都道府県及び市町村の公共施設での撮影に関する調整。
- ・制作会社、テレビ局等への働き掛けは行っていない。
- ・ロケ支援専用ホームページを立ち上げ、ロケ地情報等の情報を発信している。

5-3 観光支援目的の映画誘致への取組

アンケート調査回答の一部を抜粋して記載すると次のとおりである。

- ・支援のための窓口を設置しロケ誘致・支援に向けた取組を進めている。
- ・フィルムコミッションを市町村、経済団体などとともに設立し誘致、支援、啓発・普及などの活動を行っている。
- ・ロケ誘致促進事業費補助金を設置しロケに要する経費補助を行っている。
- ・ロケ情報のホームページへの掲載。
- ・ロケ地マップの作成・配布によるPR。
- ・インド映画ロケ支援を行った。
- ・撮影スタッフなどのロケ隊が生み出す直接的経済波及効果や、映像作品を通して全国へ情報発信されることにより期待される間接的経済波及効果、また、映像作品を通して、県民が地元の魅力を再発見することで郷土への誇りや自信を高めることにつながるものと考えていることから、誘致活動に積極的に取り組んでいる。
- ・本県ゆかりの映画監督、プロデューサーに対して、本県を舞台とした作品の製作を働き掛けている。

5-4 外国人旅行者誘致への対応

5-4-1 外国人旅行者の増加のための取組と外国人旅行者数調査

自治体間に外国人旅行者誘致に向けた取組姿勢にかなりの格差は認められるが何らかの施策を講じ増加に結びつけたいとの回答が多い。

(単位：件)

100 千人未満	100 千人以上 500 千人未満	500 千人以上	無回答ほか
7	11	5	6

アンケート調査回答の一部を抜粋して記載すると次のとおりである。

- ・実績のある市場（台湾、韓国、中国、香港など）へのリピーター対策実施。
- ・今後成長が期待される新規市場（タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムなどの東南アジア諸国など）の市場開拓対策実施。
- ・重点的、集中的に海外プロモーション活動を実施。
- ・隣県あるいは首都圏と連携し実施。
- ・海外旅行博で宿泊を含む旅行商品の販売促進。
- ・海外メディア、旅行業者招へいの実施。
- ・外国人旅行者へ向けた空港内での旅行者サポートや観光案内の実施。
- ・雑誌等記事広告掲載。
- ・外国人観光情報サイト・Facebookなどによる情報発信。
- ・アジアからの教育旅行の誘致に積極的に取り組んでいる。
- ・欧米豪地域・アジア地域を対象に現地商談会、セミナー、市民向けイベント等の実施。

- ・知事によるトップセールスの実施。
- ・北京、上海に現地事務所を設置（委託事業）。
- ・日本在住の外国人ライターや人気ブロガーによるFacebook等での情報発信。
- ・航空定期航空便の航路維持のための助成。
- ・クルーズフェリー航路維持のための助成。
- ・SNSソーシャルネットワーキングサービスを活用した多言語による観光情報の発信。
- ・本県宿泊型商品への助成。
- ・九州7県と民間で組織する観光推進機構を中心として、海外旅行会社、メディアの招へいや旅行博への出展事業等を行っている。
- ・広域的に近隣3県と一体となって招へい事業を行っている。

5-4-2 カジノ構想検討の適否についての意見

カジノ構想を外国人旅行者の増加のため積極的に検討すべきとの回答が2件、検討すべきでないとする回答が1件あった。多くの回答は、観光振興等の経済的利益はあるが、青少年犯罪防止・治安維持・青少年の健全育成等の問題もあり、現在国会で継続審議となっているいわゆるカジノ推進法律案の審議状況等、国の動向を注視し情報収集に努めるとしている。

適否の意見

(単位：件)

適	否	無回答ほか
2	1	26

5-5 教育旅行誘致への取組と教育旅行者数調査

教育旅行誘致への取組を実施しているとの回答が12件に対し、全く実施していないとの回答が5件と、自治体間の取り組む姿勢には格差がみられる。

教育旅行誘致への取組の有無

(単位：件)

有	無	無回答ほか
12	5	12

教育旅行者数調査

(単位：件)

100千人未満	100千人以上500千人未満	500千人以上	無回答ほか
6	6	1	16

アンケート調査回答の一部を抜粋して記載すると次のとおりである。

- ・受入体制整備、教育旅行商品メニュー作りなどの事業。
- ・教育旅行回復に向けた支援センターの設置。
- ・他都道府県、関係団体などとの広域連携による誘致活動の実施。

- ・農家民宿を中心に体験型のメニューを提供し、主に西日本地区からの誘致に努めている。
- ・アジアからの教育旅行を誘致するため、現地での学校説明会への参加、教育関係者の招請ツアーを実施している。
- ・海外から教育旅行誘致のため、学校交流のマッチング、学校関係者への説明会の開催、交流活動の支援を行う。
- ・スキーの教育旅行誘致のため、主に九州を中心とした西日本のエージェンツ訪問を観光協会、スキー場と連携し一緒に訪問している。
- ・学生合宿の誘致のため、市町村への学生合宿誘致助成制度の創設。
- ・県教育旅行ガイドブック「学び旅」の作成。
- ・毎年、関西圏や近隣県の中学校を訪問し誘致を実施している。
- ・海外からの学校交流の依頼に対するマッチングを行うための学校交流コーディネータの在籍。
- ・都市圏での売り込み等誘致活動が主。
- ・体験型プログラムのブラッシュアップへの取組。
- ・旅行会社向けのキャラバンの実施。

5-6 コンベンション誘致への取り組みとコンベンション利用者数調査

自治体間の誘致への取り組み姿勢に都市部と都市部以外で格差がある。特に国際会議の誘致はそのほとんどが都市部に集中している。

利用者数

(単位：人)

100 千人未満	100 千人以上 1,000 千人未満	1,000 千人以上	無回答ほか
4	4	1	20

アンケート調査回答の一部を抜粋して記載すると次のとおりである。

- ・コンベンション開催支援補助金による開催団体への補助事業の実施。
- ・世界大会誘致に成功した市町村と連携して観光客誘致施策に取り組む。
- ・主催者への誘致資金助成、開催資金助成を行う。
- ・共催等により開催費の一部負担する。
- ・コンベンション参加者の満足度を高め、観光目的での再来訪や口コミ等による新規旅行者誘致を図るため、日本文化体験プログラム等やホスピタリティチームの派遣などの支援プログラムを提供している。
- ・MICE（企業研修や報奨旅行など）の誘致活動のためのモデルコースや受入メニューなどを掲載したパンフレットの作成、ファムトリップ（現地視察旅行など）の実施。
- ・首都圏の観光情報センター内にスポーツ合宿・MICE誘致推進員を一名配置し、首都圏中心にMICEの誘致活動を展開している。

- ・観光庁のグローバルMICE強化都市に選定され、MICEマーケティング高度化事業に参加するなど、積極的にコンベンションを含むMICEの誘致に取り組んでいる。
- ・遠隔地で構成する6地区コンベンション協議会により首都圏のコンベンション開催主催者、企画運営会社、協会等に対して、コンベンション誘致を目的としたワークショップ形式のセミナーを開催している。
- ・誘致はコンベンション施設を有する市町村（政令市）で主に行っており、県では、アフターコンベンション対策として、各種コンベンション参加者に対する観光PRをして以前からMICE誘致に積極的に取り組んできた。

5-7 大型祭り開催への取組と主要な大型祭りの参加人員数調査

大型祭り開催を主催する場合は少なく、実行委員会への参加、補助金等の資金支援、情報発信等を取組への回答としている。ほとんどの自治体は地元を中心とする地域祭の情報発信等の支援を実施している。

参加人員数

（単位：件）

500千人未満	500千人以上1,000千人未満	1,000千人以上	無回答ほか
10	5	7	7

5-8 観光物産アンテナショップの設置状況と管理運営のための予算

アンテナショップの設置はほぼ首都圏、都市部に集中し、管理運営予算は2,000万円未満から1億円以上までと予算額の差が大きい。

設置状況

（単位：件）

有	無	無回答ほか
18	6	5

予算

（単位：件）

2,000万円未満	2,000万円以上1億円未満	1億円以上	無回答ほか
5	9	5	10

5-9 震災後に特別に実施したイベント

「震災後に特別に実施したイベントが有る」とする回答が15件、「通常のイベントは有るが、震災後復興のために特別に実施したものが無い」が14件である。

（単位：件）

有	無	無回答ほか
15	14	0

5-10 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた準備状況

東京オリンピック・パラリンピック開催への準備として新たな組織機構の設置、庁内連絡会議の設置などを完了あるいは準備検討中、事前合宿・練習所の誘致要請、外国人受入体制の推進のため多言語化推進事業を既に実施している旨等の回答が17件ある。なお、現在特に準備をしていないとの回答は9件である。

(単位：件)

準備有	準備無	無回答ほか
17	9	3

5-11 世界遺産登録への対応

世界遺産を有する自治体は世界遺産管理運営のための組織機構を特別に設置している旨の回答が多い。なお、登録の現況世界遺産登録に向けた準備を単独又は広域等で実施している旨の回答が15件ある。

5-11-1 世界遺産登録の現況 (単位：件)

有	無	無回答ほか
8	15	6

5-11-2 世界遺産登録に向けた準備状況 (単位：件)

有	無	無回答ほか
15	2	12

5-12 原子力事故による観光風評被害への対応

観光風評被害を解消するため、具体的な施策を講じているとの回答が14件、特にないが10件である。観光への影響があるとの認識は共通しているものの、地域及び状況の違いによりその対応は様々である。

(単位：件)

有	無	無回答ほか
14	10	5

アンケート調査回答の一部を抜粋して記載すると次のとおりである。

- ・放射線量調査の実施。
- ・安心・安全のための正確で的確な観光情報の継続的・持続的な発信。
- ・観光キャンペーンなどによるPRの強化。
- ・住民向けに「地元を旅して、地元泊まろう」をキャッチフレーズとした家族一旅行の実施。
- ・各界が一致協力してオール体制で観光復興等に取り組むため観光振興・復興会議

の設立。

- ・温泉・観光宿泊割引プランの実施。
- ・海外旅行目的地としてのイメージ回復を図るための施策等の実施。
- ・水産物の放射性物質検査の継続実施と即時公表により安全性確保に努めている。
- ・海水浴場等を安心して利用していただくための海水中の放射性濃度の継続的監視、海水中の放射性濃度のモニタリング調査の実施とその結果のホームページのトップページへの一括掲載。
- ・県観光復興戦略会議において県内でイベントや行事を自粛しないことの決議。
- ・現状について根気強く説明を行い、理解を求めている。
- ・海外観光客の一部においては、原子力事故の場所に関係なく日本であるというだけで敬遠する動きもある。地道な情報発信を継続して行っている。

5-13 観光利用状況推進に向けた行政組織機構の課題への対応

観光施設、観光事業に関する観光行政を効率よく行うための行政組織機構の課題について、対応策有とする記載する回答が11件、対応策無しが4件である。

行政組織機構の課題への対応策の有無 (単位：件)

有	無	無回答ほか
11	4	14

アンケート調査回答の一部を抜粋して記載すると次のとおりである。

- ・観光産業が従来の施設・史跡などの観光資源から地域住民の力を結集した地域づくりや人づくり、食なども新たな観光資源となり得るなど、裾野の広い産業に変化してきている。したがって、従来の組織の枠組みだけでは、観光事業の推進に十分に対応することはできず、部を超えた抜本的な組織改革が必要である。
- ・イメージアップ、世界遺産、コンベンション誘致など特定課題については庁内の連絡会議をもって情報交換を行ったり、施策を連携したりしている。
- ・関係部局による観光づくり推進会議を設置し観光基本計画に基づく事業の進行管理などを行っている。
- ・知事を本部長とする観光立県推進本部を設置し関係部局の調整。
- ・平成22年度に教育庁から観光営業部ブランド課に県立恐竜博物館を移管し、平成24年度には教育庁から観光営業部文化振興課に県立美術館、県立歴史博物館を移管した。
- ・ホームページ、観光パンフレットにより縦割りでない観光情報を発信することにより観光施設の利用率向上につなげている。
- ・観光を支える分野が農林水産、商工、医療、福祉、教育等の横断的かつ多岐にわたっているため、縦割りにならないように庁内連絡会議等により連携を図っている。

- ・観光目線だけで公の施設の利用促進を進めることは考えていない。したがって縦割りとも考えていない。必要に応じ外部有識者を交えた観光目線の点検等行うことで利用促進を図ることなどは実施している。
- ・緊密な連携が必要と考える。
- ・文化・スポーツ振興分野において、それまで、知事部局で文化芸術やプロスポーツ、教育委員会で生涯スポーツや競技力向上、博物館の管理運営を行っていたものを、平成 24 年度からは文化財の保護、学校体育及び保健体育を除き、全て知事部局の文化・スポーツ部が担当し、文化・スポーツ部が主体となって、健康づくり、観光及び産業振興などの施策とのより一層の連携を図りながら、様々な施策を展開することとした。知事部局内に置くことで、関係課との連携も取りやすくなっている。
- ・業務の分担については、いかに分けてもどこかに不具合及び不都合が生じることとなるため、施設の設置目的等に照らして判断されるべきである。その上で地道に緊密な情報共有と連携を継続することが重要と考える。
- ・各県有施設の設置目的等に応じて、各部局が運営管理を行っている。県民に対する教育や文化振興等を目的としている施設もあり、観光行政で一くくりにできないと考えている。

5-14 観光関連の経済波及効果の算定状況

観光関連の経済波及効果を算定するシステムが有とする回答が 13 件、無しとする回答が 14 件ある。なお、算定システムが有とする回答のうち、毎年算定するとの回答は 3 件である。観光関連の経済波及効果の結果を予算に反映させる算定システムはあるかとの質問に対し、「活用するとともに予算も反映させる」とする回答はない。また、算定システム方法は独自のシステムを使用する旨の回答は少なく、外部委託による回答がほとんどである。

経済波及効果の算定システムの有無 (単位：件)

有	無	無回答ほか
13	14	2

以 上